

青森市港湾文化交流施設 指定管理者募集要項

令和7年8月

青森市経済部観光課

目 次

1 施 設 概 要 等	1
2 管 理 の 基 準	1
3 管 理 業 務 の 範 囲	2
4 指 定 期 間	3
5 公 募 ス ケ ジ ュ ー ル 等	3
6 選 定 等 の ス ケ ジ ュ ー ル (予 定)	4
7 応 募 資 格	4
8 応 募 書 類	5
9 選 定 方 法 等	6
10 指 定 管 理 料	7
11 利 用 料 金 制 に 関 す る 事 項	8
12 協 定	9
13 責 任 区 分	9
14 施 設 賠 償 責 任 保 険 へ の 加 入	9
15 事 業 計 画	10
16 事 業 報 告	10
17 そ の 他	10
18 問 合 せ 先	11
19 配 布 資 料	11

青森市港湾文化交流施設 指定管理者 募集要項

青森市では、青森市港湾文化交流施設（以下「港湾文化交流施設」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、同施設の指定管理者制度を募集します。

港湾文化交流施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める本募集要項及び「青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」にのっとり、指定管理者指定申請書に事業計画書など必要な書類を添えて提出してください。

1 施設概要等

（１）施設の名称

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸、青森港旅客船ターミナルビル

（２）所在地

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸 青森市柳川一丁目112番15地先公有水面
青森港旅客船ターミナルビル 青森市柳川一丁目4番1号

（３）設置目的

青函連絡船に関する資料を収集し、保存し、展示することにより、市民の歴史教育、文化の発展に資するとともに、にぎわいのある水辺の空間を創出し、市民が海に親しみながら、憩いと安らぎを得られる機会を提供することを目的とします。

（４）面積・構造

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸

鋼板製横骨構造、地下2階、地上4階

延床面積 5,500.40㎡

全長 132m

総トン数 5,382.65t

陸上の附帯設備として乗降施設（渡橋） 379.25㎡

建屋・屋外タンク 365.96㎡

係船柱・接続柱 263.46㎡

青森港旅客船ターミナルビル

鉄筋コンクリート造、3階建

建築面積 609.72㎡

延床面積 1,107.83㎡

（５）令和6年度及び令和7年度の事業活動（別紙3）

2 管理の基準

（１）開設期間及び開館時間

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸 ①4月～10月 9:00～19:00

②11月～3月 9:00～17:00

青森港旅客船ターミナルビル 8:30～18:00

(2) 休館日

- 青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸 ①12月31日及び1月1日
②11月～3月の毎週月曜日
③3月のいずれか週の月～金曜日（船舶検査のため）
- 青森港旅客船ターミナルビル 無休

(3) 開館時間及び休館日の変更

開館時間及び休館日は、利用者の利便性及び運営の効率性を考慮して、変更することができます。なお、変更の際は、市と指定管理者が協議の上、市の承認を得てこれを決定します。

その他、臨時に開館時間及び休館日を変更する場合も同様とします。

(4) 法令等の遵守事項

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守してください。なお、指定期間内に法令等が改正された場合は、市はその旨を指定管理者に通知します。

- ①地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ②青森市港湾文化交流施設条例（平成17年青森市条例第200号）
- ③青森市港湾文化交流施設条例施行規則（平成17年青森市規則第164号）
- ④青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱（平成17年4月1日）
- ⑤青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）
- ⑥青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年青森市条例第30号）
- ⑦青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年青森市規則第23号）
- ⑧青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）
- ⑨青森市中小企業振興基本条例（平成24年青森市条例第63号）
- ⑩船舶安全法（昭和8年法律第11号）
- ⑪労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働法令
- ⑫建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑬消防法（昭和23年法律第186号）
- ⑭水道法（昭和32年法律第177号）
- ⑮電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ⑯建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び関係法令
- ⑰個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑱青森市指定管理者制度導入基本方針
- ⑲その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令

3 管 理 業 務 の 範 囲

指定管理者が行う業務の範囲は以下のとおりとします。なお、詳細は配布資料「青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書」のとおりとします。

- (1) 青函連絡船に関する実物、模型、文献、写真等の資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の利用に供する業務
- (2) 港湾及び観光に関する情報の提供等に関する業務

- (3) 青森市港湾文化交流施設の利用者等に便益を提供するため、飲食業、物産販売業等の営業の用に供する業務
- (4) 上記(1)～(3)のほか、にぎわいのある港湾景観を形成するための各種事業活動の利用、公共的団体等の利用その他青森市港湾文化交流施設の利用に関する業務
- (5) 上記(1)～(4)のほか、施設の設置目的を達成するための自主事業業務
- (6) 青森市港湾文化交流施設の利用許可等に関する業務
- (7) 青森市港湾文化交流施設の維持管理に関する業務
- (8) 管理に必要な鍵の保管等業務
- (9) 市が設置する自動販売機に関する対応業務
- (10) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (11) これらのほか、青森市港湾文化交流施設の維持管理の仕様(別紙附表)を参考に維持管理業務を行うこと。

4 指 定 期 間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

5 公募スケジュール等

(1) 募集要項等の配布

期 間：令和7年8月1日(金)から令和7年9月1日(月)まで

(ただし、午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所：青森市役所 駅前庁舎3階 観光課

※市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請書等の受付

受付期間：令和7年8月26日(火)から令和7年9月1日(月)まで

(ただし、午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日を除く)

受付場所：青森市役所 駅前庁舎3階 観光課

提出方法：観光課に直接持参してください。

注) 応募内容等については、ヒアリングを実施する場合があります。

(3) 説明会の開催

日 時：令和7年8月12日(火)午後2時から午後4時まで

開催場所：青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸2階 多目的ホール(小)

※参加希望者は令和7年8月1日(金)から令和7年8月8日(金)までに、説明会申込書(様式第7号)

にて直接持参、郵送、電子メール、又はFAXにて観光課まで申し込みしてください。

(ただし、午前8時30分から午後5時まで。土曜日・日曜日を除く)

(4) 募集要項等に関する質問の受付等

受付期間：令和7年8月12日(火)から令和7年8月18日(月)まで

(ただし、午前8時30分から午後5時まで。土曜日・日曜日を除く)

受付方法：質問書(様式第6号)により観光課(駅前庁舎3階)まで提出してください。

(直接持参、郵送、電子メール、又はFAXにて)

回答方法：令和7年8月25日(月)までに説明会出席団体及び募集要項配布団体に対し、郵送、FAX

又は電子メールにて回答します。また、質問への回答は市ホームページに掲載します。

なお、募集要項を市ホームページからダウンロードした団体で、説明会に出席できない団体は、事前に観光課まで連絡してください。

注) 質問の受付については、原則、電話、口頭での質問はお受けすることができませんので留意してください。

注) 受付期間を過ぎた質問事項については、原則、お答えすることができませんので留意してください。

6 選定等のスケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| (1) 指定管理者候補者選定に係る審査 | 令和7年10月中旬から順次開催します。 |
| (2) 選定結果の通知 | 令和7年10月下旬を目途に審査結果を郵送で通知します。 |
| (3) 指定議案の提案 | 令和7年12月議会に提案します。 |
| (4) 指定の通知 | 令和7年12月議会での議決後、文書にて通知します。 |
| (5) 協定の締結 | 指定管理業務開始前までに締結します。 |

7 応募資格

法人その他の団体で、次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体であること。（法人格の有無は問わない）。
直近の3事業年度のうち、一度でも債務超過（貸借対照表のうち「純資産の部」の合計額がマイナスとなっている状態）がないこと。（指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体を選定する観点から、一度でも債務超過がある団体については、応募資格がないものとしています。）
- (2) 青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。
- (3) 本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。
- (4) 施設を管理するに当たって必要な資格や免許等を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (6) 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。（本市の取消しに限定しない）
- (8) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第180条の5第6項（委員の兼業禁止）又は第252条の28第3項第12号（外部監査委員の兼業禁止）の規定中、「請負」を「請負（指定管理者に係る業務を含む。）」とみなした場合に、その規定に抵触しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないものであること。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

【複数の団体で施設の管理運営を行う場合】

- ・ 共同企業体（※）で応募すること。
- ・ 当該共同企業体の構成員のいずれかは市内に本店を有する者であること。

※共同企業体とは、公の施設の管理及び運営に関する業務を共同で行うことを目的として、法人又は団体による任意の組み合わせで構成された団体をいいます。

(構成員の責任の明確化)

共同企業体は法人格を持たず、その権利義務は、原則として全構成団体に帰属しており、対外的な法律行為についても原則的には全構成団体の名で行うものとします。共同企業体には代表者を設け、共同企業体を代表して対外的な折衝にあたるほか、施設の管理運営に係る主導的な役割を担う等、重要な権限と義務を担保させることとします。

(構成員の変更等に伴う対応)

構成員の脱退や除名といった変更については、止むを得ない理由を除き、原則禁止とします。指定期間中、止むを得ない理由により構成員の脱退や除名が生じた場合は、残存する構成員と市が指定管理の継続に関する協議を行うものとします。

協議の結果、残存する構成員で指定管理を継続することが可能とした場合は、市の承認のもとに指定管理を継続することができるものとします。

8 応 募 書 類

(1) 指定管理者指定申請書 (様式第1号)

(「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」別記様式(第2条関係))

(2) 青森市港湾文化交流施設事業計画書 (様式第2号)

※管理業務の範囲(1)から(4)の業務及び自主事業については、青森市港湾文化交流施設事業実施計画書(様式2別紙)も併せて作成してください。

(3) 選定基準(別紙1)の審査項目に係る規程やマニュアル(防災マニュアル、個人情報保護規程、雇用に関する規程等)

(4) 青森市港湾文化交流施設管理運営業務収支予算書 (様式第3号)

※指定期間各年度分を記載してください。

・収入・支出の項目ごとの金額を説明する資料(積算内訳)を提出してください。(任意様式)

・条例で定める利用料金設定の実施計画書を提出してください。(任意様式)

(5) 青森市港湾文化交流施設人件費等内訳書 (様式第4号)

(6) 応募資格を証する書類

a) 法人の場合は、市税の完納証明書及び令和4年度・令和5年度・令和6年度(直近3か年)の法人税、消費税及び地方消費税の納税を証明する書類

b) 法人以外の団体においては、団体の代表者の住民票の写し及び完納証明書

c) 応募資格に係る「指定管理者の申請に係る応募資格誓約書」(様式第5号)

※共同企業体の場合は、構成員全ての団体名等を記載のうえ、提出してください。

(7) 定款又は寄附行為の写し又は登記事項証明書(法人以外の団体は会則等)

(8) 役員名簿

(9) 組織・運営・業務概要を記載した書類

(10) 当該団体の経営状況を説明する書類

a) 令和4年度から令和6年度まで(直近3事業年度分)の事業報告書及び決算報告書一式(損益計算書、貸借対照表のほか各種明細書等を含む)

b) 令和7年度の事業計画書及び収支予算書

※上記書類を作成していない団体にあつては、当該書類に準ずる書類を提出してください。

※当該団体の経営状況を確認するに当たり、追加で書類の提出を求める場合があります。

(11) 類似施設等の管理運営実績がある場合には、類似施設等管理実績表（任意様式）

【複数の団体で施設の管理運営を行う場合】

応募書類（１）の団体名は、「共同企業体名」を記入し、代表者氏名、所在地及び連絡先は、共同企業体の代表者のものを記入してください。併せて、共同企業体構成員表（様式第８号）及び構成団体ごとの役割分担（様式任意）を提出してください。

応募書類（６）～（１０）については、構成するすべての団体分を提出してください。

【応募に関する留意事項】

① １団体１申請として重複申請は禁止します。

※単独で応募した法人等は、同一の指定管理者の募集に対して共同企業体の構成員となることはできません。

また、同一の指定管理者の募集に対し、複数の共同企業体において同時に構成員となることもできません。

② 共同企業体の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、応募することはできません。

③ 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が参加する場合においては、その組合員が他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできません。

④ 提出部数等 応募書類は正本１部、副本６部及び各データを提出してください。

⑤ 副本に当たる事業計画書、事業の実施計画書及び収支予算書等は、応募団体名が特定または推測できないよう黒塗り等により応募者名等を非表示とし、応募者を容易に推測されない内容にしてください。

⑥ 管理業務の一部を第三者に委託する場合は、収支予算書の積算根拠として見積書を提出してください。

⑦ 申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

⑧ 申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

⑨ 提出された書類の内容の変更又は追加には応じません。

⑩ 提出された書類に虚偽の記載があった場合には失格とします。

⑪ 提出された書類は、指定管理者候補者選定以外の目的には使用しません。ただし、青森市情報公開条例第７条の規定により、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象となります。

⑫ 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

⑬ 選定結果に関する下記事項について、市のホームページ等で公開します。

- ・施設名
- ・選定された団体名
- ・指定の期間
- ・選定理由
- ・選定基準及び配点
- ・応募者名（ただし、２者の場合は非公表とします。）※３者以上の場合は公表
- ・採点結果（ただし、匿名での公表とします。）
- ・会議概要（ただし、ノウハウに関する部分については非公表とします。）

９ 選 定 方 法 等

（１）選定方法

指定管理者は、応募資格を有する応募団体の中から、市が設置する「指定管理者選定評価委員会」において、提出された応募書類並びに委員会でのプレゼンテーション及びヒアリング等に基づいた審査によ

り候補者を選定し、議会の議決を経て、指定期間開始日より指定管理者となることが正式に決定します。

(2) 選定基準（別紙 1 参照）

- ・「1－d. 財務の健全性」については、申請者から提出される決算報告書に基づき採点します。
- ・指定期間中における指定管理団体の経営状況悪化等を理由とした辞退を未然に防ぎ、安定的に管理運営を行うことができる候補者を選定する観点から、直近の事業年度において利益剰余金（当期利益の積み上げ）がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合があります。

(3) 「5. 効率性について」の採点に当たっては、原則、指定期間全体に係る提案額の平均をもって採点します。

(4) 指定管理料基準額は上限額となることから、各年度の提案額の平均が指定管理料基準額内に収まるように提案額を設定してください。提案額が指定管理料基準額を上回る場合は失格となります。

※最低基準点の設定について、業務の質を一定以上に維持する観点から、

- ・選定基準項目のうち「4 応募団体について」と「5 効率性について」を除き、
- ・選定基準項目のうち「1－d. 財務の健全性」の配点の 50%に当たる点数と、
- ・それ以外の選定基準項目をすべて「普通」とした点数

の合計 71 点を最低基準点とし、応募者の合計得点がこれに満たない場合は失格となります。

【内訳】 1 管理運営全般について

1－a ～ c	「普通」とした点数	12 点
1－d 財務の健全性	配点の 50%に当たる点数	5 点
2 管理について	すべての選定基準項目を「普通」とした点数	30 点
3 運営について	すべての選定基準項目を「普通」とした点数	24 点
4 応募団体について	除外	0 点
5 効率性について	除外	0 点
		合計 71 点

10 指 定 管 理 料

(1) 指定管理料

青森市港湾文化交流施設の利用料金は指定管理者自らの収入とし、管理に係る経費に充ててください。

(2) 市は毎年度の予算の範囲内において、青森市港湾文化交流施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は、申請時に提案された収支予算書に基づき、指定管理者と市が協議の上、会計年度ごとに覚書で定めます。

(3) 指定管理基準額 4, 394 千円／年平均（消費税及び地方消費税を含む）

※指定管理料基準額については、令和 7 年度当初予算額を基礎に、選定における基準との比較を行うために算出した額であり、今後、市で定める予算額及び指定管理者指定議決後に締結する協定での指定管理料の額とは異なります。なお、指定管理料の金額、支払い時期及び方法は別途覚書で定めます。

※港湾文化交流施設の施設、附属設備及び備品等の修繕費、光熱水費、燃料費は、精算対象経費とします。

- ・修繕費 822, 361 円／年
- ・光熱水費 9, 762, 752 円／年
- ・燃料費 1, 811, 696 円／年

なお、精算対象項目と定めている経費について、予算に残額が生じた場合には、市へ納付することとなります。

精算対象項目と定めている経費について、予算を超えて支出する場合は、事前に市への協議のうえ、認められた場合において支出が可能であること、また、精算対象項目と定めている経費については、原則、他の経費への流用はできないものとし、やむを得ない場合で流用する際は、市と協議のうえ決定するものとし、ます。

- (4) 指定管理者は、原則1件当たり130千円以下の修繕については、修繕費822,361円/年の範囲内において、自ら修繕対応をするものとします。

※修繕費予算の範囲内で対応できない突発的な修繕費用については、市と指定管理者が協議のうえ、必要に応じて修繕対応することとします。

11 利用料金制に関する事項

- (1) 利用料金制の採用

港湾文化交流施設の管理運営においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用するため、利用料金は指定管理者自らの収入とし、管理に係る経費に充てることとします。

- (2) 利用料金等の見込額

46,175,923円/年【消費税及び地方消費税を含む】

※利用者数及び利用料金等実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	31,247人	68,662人	86,554人	96,837人
利用料金収入	21,176,984円	37,465,664円	42,903,178円	44,936,398円
その他事業収入	4,732,457円	450,799円	1,043,593円	1,298,175円
計	25,909,441円	37,916,463円	43,946,771円	46,234,573円

- (3) 提案額の積算

提案額の積算に当たっては、青森市港湾文化交流施設条例（平成17年青森市条例第200号）第7条に規定されている利用料金基準額により積算してください。なお、利用料金額は、青森市港湾文化交流施設条例に規定する利用料金基準額に0.5を乗じて得た額から当該利用料金基準額（青森市港湾文化交流施設条例別表（第7条関係）に1.3を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て決めることもできます。

※利用者数、利用料金収入については状況の変化などにより増減が考えられますので、各年度分の収支予算書の作成に当たっては、上記見込額及び別紙3「青森市港湾文化交流施設令和6年度及び令和7年度の事業活動」を参考に、十分留意しながら利用料金の見込額を設定してください。上記見込額は上限額を設定したものではありません。

- (4) 利用料金の減免

利用料金の減免は、青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱に基づいて行います。

- (5) 利用料金は前納とし、資料展示コーナーの利用者には観覧券を発行してください。

- (6) 利用料金が増収となった場合の取扱い

事業報告において、協定締結時の収支計画を著しく上回る利益が生じた場合、指定管理者との協議により、増収分の一定割合を市に納付することとなります。

※「著しく上回る利益が生じた場合」とは、事業報告において、収支差が黒字であり、かつ、協定締結

時における利用料金の収入見込額を上回る収入がある場合とします。

※「増収分」とは、事業報告において、黒字となった収支差額と協定締結時における利用料金の収入見込額を上回る額を比較し、少ない方を増収分とします。ただし、支出額については、その内容を精査したうえで適正であると認められる部分を対象とします。

※「一定割合」とは、基本的に2分の1とします。ただし、指定管理者が自主的な経営努力等による増収分であることを、根拠を示しつつ主張する部分については、市と指定管理者が協議の上、市に納付する割合を決定することとします。

上記市への納付額は、一括募集を行う全施設の収支差額及び利用料金額の合計額において積算を行うものとします。

12 協 定

(1) 協定は、市と指定管理者との協議により定めることとし、文書により締結します。

(2) 協定で定める事項は、次のとおりとします。

- ア 事業計画に関する事項
- イ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ウ 交流施設の管理経費に関する事項
- エ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- オ 個人情報の保護に関する事項
- カ 市と指定管理者の責任分担に関する事項
- キ 緊急時の対応に関する事項
- ク その他必要事項

(3) 指定管理料の金額、支払時期及び方法など単年度ごとに取り決めるべき事項については、(1)の協定書のほか覚書を締結することとします。

13 責 任 区 分

市と指定管理者の責任分担は、「市と指定管理者の責任分担表」(別紙3)に基づくこととします。

14 施設賠償責任保険への加入

市の施設設置者としての瑕疵により発生した損害については、市が損害賠償責任を負いますが、指定管理者の施設管理責任に起因した損害については、指定管理者が市又は第三者に対してその損害賠償責任を負うことになるため、原則として、指定管理者の負担により施設賠償責任保険に加入し、当該損害賠償責任に対応することになります。

【本市が加入する保険の概要】

①全国市長会市民総合賠償補償保険

対人：1名につき5千万円、1事故につき5億円

対物：1事故につき1千万円

※自主事業等の指定管理者独自の事業に係る賠償責任は対象外

②建物総合損害共済

対象 火災、自然災害、事故等による損害

共済責任額(支払限度額)：103,882万円(参考：令和7年度の額)

免責：故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害

(損害の種類によって損害額5万円未満は補償対象外となります。)

15 事業計画

指定管理者は、毎年度開始前、施設の管理運営業務に係る実施計画書や管理に係る経費の収支状況等を取りまとめた収支予算書を作成し、市が指定する期日までに市に提出しなければなりません。

16 事業報告

- (1) 指定管理者は、毎年度終了後、管理運営業務の実施状況や利用状況を取りまとめた事業報告書及び管理に係る経費の収支状況等を取りまとめた収支決算書を作成し、市が指定する期日までに提出しなければなりません。
- (2) 「共同企業体構成員表」を提出した場合は、共同企業体を構成する団体の収支配分状況がわかる資料も事業報告書とともに提出しなければなりません。
- (3) 指定管理者は毎月、利用状況、施設の異常の有無、実施した行為及び事業等の概要、金銭の出納管理状況等を月次報告書として、市が指定する期日までに提出しなければなりません。
- (4) 市は施設の設置責任者として、定期的に指定管理者からの運営状況の聴取及び実地調査を実施するとともに、その結果を市ホームページに掲載します。

17 その他

- (1) 原則として指定管理業務に必要な備品については市の予算で購入し、その所有権は市に帰属させることとします。その他、指定管理者が自主事業等に要する備品を購入する際は、事前に市との協議が必要です。
- (2) 現に施設に備え付けられている市の備品については、指定管理者が無償で使用できますが、使用に係る修繕費は指定管理者の負担となります。また、貸与された備品類に破損等が生じたときは速やかに市に報告しなければなりません。
なお、現在青森市港湾文化交流施設に備え付けられている市の備品は、青森市港湾文化交流施設備品一覧(別紙4)のとおりです。
- (3) 管理業務の全部を第三者に委託することは禁止します。管理業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面を市に提出し、承認を得なければなりません。
- (4) 個人情報の保護に関する法律を遵守し、情報の取り扱いには十分に注意しなければなりません。
- (5) 青森市情報公開条例の規定に基づき、管理を行う公の施設に係る情報の開示及び提供に努めなければなりません。
- (6) 市は、指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められる場合は、指定を取り消し、協定を締結しないことができます。
- (7) この要項及び協定に違反したときは、指定期間内であっても業務の全部又は一部の指定を取り消すことがあります。
- (8) 指定管理者は原則として法人税、法人市・県民税及び法人事業税等の課税対象となり、それを負担しなければなりません。
※詳しくは、税務署、青森県中央県税事務所、青森市税務部市民税課等の関係機関に問い合わせのうえ応募書類を作成してください。
- (9) 物品等の調達においては、市内の障害者支援施設等から優先して調達するよう努めるものとします。

- (10) 指定管理者は、「青森市環境方針」に基づく環境配慮事項の遵守に努めるものとします。
- (11) 指定管理者は、施設職員に対して「青森市職員待遇マニュアル」の周知徹底を図るものとします。
- (12) 指定管理者は、業務に係る関係法令等の遵守に努めるものとします。
- (13) 指定を受けた者は、法令等有資格者の配置が必要な場合は、協定の締結までに資格の保有が確認できる書類を提出すること。(免許証、資格証明書など)
- (14) 指定管理者は、各種感染症対策、熱中症対策、防災対策を行い、利用者の生命に危害が及ばないように、必要な措置を講じること。

18 問 合 せ 先

担当部局 青森市経済部観光課
 住 所 〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号
 電話番号 017-734-5153
 F A X 017-734-5188
 eメール kanko@city.aomori.aomori.jp
 担 当 外崎、岩間

19 配 布 資 料

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
(「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」別記様式(第2条関係))
- (2) 青森市港湾文化交流施設事業計画書(様式第2号)
- (3) 青森市港湾文化交流施設事業実施計画書(様式第2号別紙)
- (4) 青森市港湾文化交流施設管理運営業務収支予算書(様式第3号)
- (5) 青森市港湾文化交流施設人件費等内訳書(様式第4号)
- (6) 指定管理者の申請に係る応募資格誓約書(様式5号)
- (7) 応募に関する質問書(様式第6号)
- (8) 説明会申込書(様式第7号)
- (9) 共同企業体構成員表(様式第8号)
- (10) 青森市港湾文化交流施設の維持管理の仕様(別添附表)
- (11) 青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書
- (12) 青森市港湾文化交流施設令和6年度及び令和7年度の事業活動(別紙1)
- (13) 青森市港湾文化交流施設選定基準(別紙2)
- (14) 市と指定管理者の責任分担表(別紙3)
- (15) 青森市港湾文化交流施設備品一覧(別紙4)
- (16) 青森市港湾文化交流施設条例(平成17年青森市条例第200号)
- (17) 青森市港湾文化交流施設条例施行規則(平成17年青森市規則第164号)
- (18) 青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱(平成17年4月1日)
- (19) 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年青森市条例第30号)
- (20) 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年青森市規則第23号)
- (21) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (22) 青森市中小企業振興基本条例(平成24年条例第63号)

- (23) 青森市情報公開条例（平成 17 年青森市条例第 26 号）
- (24) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）
- (25) 青森市指定管理者制度導入基本方針
- (26) 青森市環境方針
- (27) 青森市職員接遇マニュアル

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

青森市長 西 秀記 様

	所在地
申請者	団体名
	代表者氏名
	連絡先(電話)

下記の公の施設に関し、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

施設の名称 青森市港湾文化交流施設
(青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸、青森港旅客船ターミナルビル)

添付書類

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) その他市長が特に必要と定める書類

青森市港湾文化交流施設 事業計画書

令和 年 月 日作成

施 設 名	青森市港湾文化交流施設 (青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸、青森港旅客船ターミナルビル)				
申請団体	名 称				
	所 在 地	〒			
	設立年月日				
	電話番号		ファックス番号		
	Eメールアドレス		HPアドレス		
代 表 者	氏 名				
	住 所	〒			
	電話番号		ファックス番号		
現在管理運営する公的施設名		所在地		管理運営期間	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
① 管 理 運 営 全 般 に つ い て	a. 管理運営方針	<u>※施設の設置目的を踏まえ、施設運営を行ううえでの全体的な運営方針、基本的な考え方について記載してください。</u>			
	b. 同種の施設管理業務の実績 ※類似施設等管理実績表(任意様式)を添付すること。	<u>※同種の施設管理業務の実績を記載してください。</u>			

	c. 地域や関係団体等との連携	<u>※施設運営を行ううえでの、地域や、関係団体等との協力、連携調整に向けた取組み、考え方について記載してください。</u>
② 管 理 に つ い て	a. 地元雇用への配慮	<u>※地元（市内在住者）雇用の取組み、考え方について記載してください。</u>
	b. 職員等の配置計画	<u>※適正な管理運営を行うための人員配置を考慮のうえ記載してください。（繁忙期・閑散期への対応を含む）</u> <u>※組織図、勤務表、防火管理者の配置等の資料を提出してください。また、配置業務、雇用形態、勤務時間、休日設定などについて人件費等内訳書（様式第4号）に記入のうえあわせて提出してください。</u> <u>※同種の施設管理の経験者の有無について記載してください。</u>
	c. 職員の雇用・労働条件について	<u>※職員の雇用、労働条件、について記載してください。</u>
	d. 職員等の研修計画	<u>※職員の育成方針、研修の内容と回数について記載してください。</u>
	e. 施設管理計画（各種設備保守点検、補修等の計画）	<u>※施設の安全管理、維持管理、船舶検査の受検、補修等の計画、施設の修繕、警備、清掃、設備機器保守、除排雪等の維持管理業務の具体的な場内容、頻度等を示した実施計画を記載してください。</u>
	f. 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組	<u>※有事の際の対応のほか、事故防止に向けた取組について記載して下さい。</u>

	g. 個人情報保護の取り扱いに関する取組	<u>※職員への個人情報保護の周知方法と、具体的な保護策について記載してください。</u>
	h. 環境保全、負荷低減への取組	<u>※「青森市環境方針」に基づく取組み内容等を記載してください。</u> <u>※職員への環境保全の周知方法と、具体的な取組案について記載してください。</u>
	i. 福祉に関する取組	<u>※障がい者の雇用の状況や考え方について記載してください。</u>
③ 運 営 に つ い て	a. 市民の平等な利用を確保するための方針	<u>※平等な利用確保についての方針と、障がい者等への対応について記載してください。</u>
	b. 利用者等の要望等の把握と反映方法	<u>※要望を運営に反映する具体的な流れ・手法について記載してください。</u>
	c. サービス向上の対策	<u>※サービス向上の対策、苦情処理の体制、自己評価の体制及び資料の管理と収集に関する取組みについて記載してください。</u>
	d. 来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画	<u>※当該業務に対する基本的な考え方や方針などを記載してください。</u> <u>※来館者を増加させるためのPR及びイベント取組内容を記載してください。</u> <u>※個別の必須事業及び自主事業の具体的な実施内容については、青森市港湾文化交流施設事業実施計画書（様式第2号別紙）に記載のうえ提出してください。</u>

※可能な限り具体的に記載してください。

※「※〜」の文章は注意事項等ですので、削除のうえ記入してください。

青森市港湾文化交流施設事業実施計画書

①業 務 名	<u>※管理業務名を記載してください。</u> <u>例) 青函連絡船に関する実物、模型、文献、写真等の資料収集し、保存し、及び展示し、市民の利用に供する業務</u>	②事業区分	<u>※「必須事業」又は「自主事業」</u>
③事 業 名	<u>※事業名を記載してください。</u>		
④実施場所	<u>※実施場所を記載してください。</u>		
⑤実施期間	<u>※実施期間に加え、実施する時期、回数等も具体的に記載してください。</u>		
⑥事業内容 <u>※必須事業については、基本的に青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書に記載の内容について、具体的な実施内容を記載してください。なお、仕様書に記載している以上の、更に充実した内容で提案しても構いません。</u> <u>※自主事業についても実施内容をできるだけ具体的に記載してください。</u>			
⑦対象・成果 <u>※事業を実施する対象と実施による成果について、青森市港湾文化交流施設事業計画書に記載した当該業務に対する基本的な考え方や方針などを踏まえ記載してください。</u> <u>※想定される集客数、参加者数なども記載してください。</u>			
⑧経費積算（収入・支出・内訳） <u>※参加費等の徴収を予定している場合はその内容も記入してください。</u> <u>※当該事業実施に係る支出経費及び収入の合計金額については、青森市港湾文化交流施設管理運営収支予算書の附属書類として提出する収入・支出の項目ごとの金額を説明する資料（任意様式）に記載する合計金額と連動（一致）するようにしてください。</u>			
⑨その他特記すべき事項 <u>※上記のほか、当該事業についてのPRポイントや備考を記載してください。</u> <u>※事業のイメージが伝わる図や写真等の画像を貼り付け、別紙添付をしても構いません。</u>			

※業務内容（５）～（８）の各業務について１事業ごとに実施計画書を作成してください。
※「※～～」の文章は注意事項等ですので、削除のうえ記入してください。

青森市港湾文化交流施設管理運営業務収支予算書(令和 年度)

申請者名

区分・項目			金額(千円)	内訳	備考
収入	利用料金	八甲田丸観覧料			市の見込み額46,176千円
		八甲田丸年間バス券会費			
		八甲田丸多目的ホール利用料			
		ターミナルビル業務用施設収入			
		小 計			
		雑収入			
	指定管理料				市の基準額4,394千円
	収入小計				
	売上原価				
	収入計(A)				
支出	人件費	給与・手当			
		法定福利費			社会保険料、労働保険料
		福利厚生費			健康診断料
		小 計			
	施設管理費	光熱水費			※精算対象費目
		・上下水道料			年額 683,561円
		・電気料			年額6,760,422円
		・ガス代			年額2,318,769円
		燃料費			※精算対象費目
		・重油代			年額1,506,114円
		・灯油代			年額 305,582円
		小 計			
		運営管理費	事務用品費		
	管理用消耗品費				トイレ紙、ポリ袋、消毒剤購入費等
	旅費交通費				
	印刷製本費				パンフレット・乗船券印刷等
	雑費				
	業務用消耗品費				
	通信費				電話通話料、切手代等
	荷造運搬費				パンフレット等送料
	設備保守委託料				諸設備の保守点検料
	清掃業務費				施設の清掃、ゴミ運搬処理料
	警備業務費				施設の機械警備
	諸会費				
	支払手数料				
	保険料				
	賃借料				
	小 計				
	修繕費				※精算対象費目 年額 822,361円
	公租公課費				
	広告宣伝費				広告掲載料等
	その他				その他支出経費があれば記載してください
	支出計(B)				
収支差額 (A)－(B)					

※年度を記入の上、単年度毎(5年間分)に作成してください。

※「内訳」の詳細な積算資料等を添付してください。

※人件費の内訳については、人件費等内訳書(様式4)を提出してください。

※管理業務の一部を第三者に委託する場合は、見積書等の積算根拠となる資料を添付してください。

※自主事業の実施による収益を本管理運営業務に活用する場合は、「収入」の「その他収入」に計上してください。

青森市港湾文化交流施設人件費等内訳書

No.	職・業務	雇用形態	人数	勤務時間(週)	休日(週) 休憩(日)	賃金単価	各種手当	社会保険等	労働安全衛生・ 福利厚生等	就業規則 の有無	人件費総額
例 1	館長(管理責任者)	正社員	1人	40時間	2日 1時間	月額 20万円	通勤手当、賞与	健康保険、厚生 年金、労働保険	健康診断 作業環境の整備	有	360万円
例 2	グループリーダー	正社員	1人	40時間	2日 1時間	月額 18万円	時間外手当 通勤手当	健康保険、厚生 年金、労働保険	健康診断 安全講習	有	280万円
例 3	経理・庶務	パート	4人	35時間	2日 45分	時給 1,000円	通勤手当	健康保険、厚生 年金、労働保険	健康診断 作業環境の整備	有	1,100万円
例 4	受付窓口	アルバイト	4人	30時間	2日 15分	日額 6,000円	通勤手当	健康保険、厚生 年金、労働保険	健康診断 作業環境の整備	有	870万円

※「人件費総額」の合計額は、収支予算書の人件費と同額となります。

指定管理者の申請に係る応募資格誓約書

令和 年 月 日

青森市長 西 秀記 様

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

青森市港湾文化交流施設の指定管理者の申請にあたり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

- (1) 指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体であること（法人格の有無は問わない）
複数の者で施設の管理運営を行う場合は共同企業体とし、当該共同企業体の構成員のいずれかは市内に本店を有する者であること
- (2) 青森市内に事務所等の活動拠点を有すること
- (3) 本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (4) 施設を管理するに当たって必要な資格や免許等を有していること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (6) 青森市から指名停止措置を受けていないこと
- (7) 地方自治法（昭和22年政令第16号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと（本市の取消しに限定しない）
- (8) 地方自治法（昭和22年政令第16号）第92条の2（議員の兼業禁止）及び第142条（長の兼業禁止）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定中、「請負」を「請負（指定管理者に係る業務を含む）」とみなした場合に、その規定に抵触しないこと
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること

※企業共同体的場合は、構成員全ての団体名等を記載のうえ、提出すること。

応募に関する質問書

青森市港湾文化交流施設の指定管理者の応募に関して下記のとおり質問します。

質問事項		
【内容】具体的に記入してください。		
質問者		
担当者		
連絡先	電話	FAX
	メール	

※質問書は一問につき一枚としてください。

【質問受付期間 令和 7 年 8 月 1 2 日から令和 7 年 8 月 1 8 日まで】

説 明 会 申 込 書

1 団体名

2 代表者氏名

3 住 所

4 連絡先電話番号

5 説明会参加者氏名

※1団体につき参加者は2名までとします。

提出先 〒038-0801 青森市新町1丁目3番7号
青森市経済部観光課
FAX 017-734-5188
e-mail kanko@city.aomori.aomori.jp

共同企業体構成員表

1 共同企業体名

2 構成員等

(代表となる団体)	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印

(構成員)	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印

(構成員)	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印

(構成員)	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印

※共同企業体申請の場合のみ提出すること

青森市港湾文化交流施設 令和6年度及び令和7年度の事業活動

1 令和6年度事業活動実績

No	項 目	開催月日	実施内容
1	八甲田丸ゴールデンウィークイベント	5/3～5/5	鯉のぼり掲揚、元機関長による特別解説、鉄道模型ショー、JAF 子ども安全免許証体験コーナー
2	八甲田丸港フェスタ	7/14～7/15	図画コンクール作品展示会、JAF 子ども安全免許証体験コーナー、港内体験航海、ホタテ釣り体験
3	八甲田丸就航60周年記念イベント	7/31～2/28	八甲田丸の風景写真展、八甲田丸の特別ライトアップ、特別見学ツアー、船内放送再現、60周年記念式典、飾り毛布の実演・展示、車両甲板演劇、御朱印の発行・販売、記念フォーラム
4	鉄道の日ウィークエンド in 八甲田丸	10/19～10/20	JR あおもり駅まつり、鉄道模型ショー、元機関長による特別解説
5	八甲田丸カウントダウンイベント	12/31～1/1	汽笛の吹鳴、ニューイヤー花火大会
6	八甲田丸ファン感謝デー	1/11～1/13	鉄道模型ショー、元機関長による特別解説、JAF 子ども安全免許証体験コーナー

2 令和7年度事業活動（予定）

No	項 目	開催月日	実施内容
1	八甲田丸ゴールデンウィークイベント	5/3～5/6	鯉のぼり掲揚、元機関長による特別解説、鉄道模型ショー、JAF 子ども安全免許証体験コーナー
2	八甲田丸港フェスタ	7/20～7/21	図画コンクール作品展示会、JAF 子ども安全免許証体験コーナー、港内体験航海、ホタテ釣り体験
3	鉄道の日ウィークエンド in 八甲田丸	10/11～10/13	JR あおもり駅まつり、鉄道模型ショー、元機関長による特別解説
4	八甲田丸カウントダウンイベント	12/31～1/1	汽笛の吹鳴、ニューイヤー花火大会
5	八甲田丸ファン感謝デー	1/11～1/13	鉄道模型ショー、元機関長による特別解説、JAF 子ども安全免許証体験コーナー

選定基準（青森市港湾文化交流施設）

項目	選定基準	配点	最低基準点
1 管理運営全般について（30点）			
a. 管理運営方針	・管理運営方針が施設の設置目的に合致しているか ・市の求めに柔軟に対応できるか	10点	6点
b. 同種の施設管理業務の実績	・同種の施設管理業務の実績があるか	5点	3点
c. 地域や関係団体との連携	・交流、協力に対し積極的か ・具体性があるか	5点	3点
d. 財務の健全性	・団体の財務状況は良好か	10点	5点
2 管理について（50点）			
a. 地元雇用への配慮	・市内在住者の雇用について配慮があるか	5点	3点
b. 職員等の配置計画	・職員の適正配置がなされているか ・船舶、観光施設管理の経験者はいるか	5点	3点
c. 職員の雇用・労働条件について	・職員の雇用・労働条件の向上に努めているか	5点	3点
d. 職員等の研修計画	・職員の育成に方向性があるか ・職員研修の内容及び回数は適切か	5点	3点
e. 施設管理計画	・管理保守点検業務が適切に行われているか	10点	6点
f. 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組	・的確な対応であるか ・事故防止に向けて取り組んでいるか	5点	3点
g. 個人情報保護の取扱いに関する取組	・職員への個人情報保護の周知方法が適切か ・具体的な保護策を講じ、内容が適切か	5点	3点
h. 環境保全、負荷低減への取組	・職員への環境保全の周知方法が適切か ・具体的な取組案があり、内容が適切か	5点	3点
i. 福祉に関する取組	・障がい者等への対応は適切か ・障がい者の雇用に取り組んでいるか	5点	3点
3 運営について（40点）			
a. 市民の平等な利用を確保するための方針	・平等な利用確保の方針は明確か	5点	3点
b. 利用者等の要望等の把握と反映方法	・要望を運営に反映する工夫がされているか ・現実的な手法であるか	5点	3点
c. サービス向上の対策	・利用者に対するサービス向上が見込まれるか ・苦情処理の体制は明確か ・定期的な自己評価を行うか	10点	6点
d. 来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業	・利用促進策は具体的であり、実現可能か（d-1:10点） ・自主事業の内容が具体的で、効果が見込めるか（d-2:10点）	20点	12点
4 応募団体について（5点）			
a. 本店の所在地	・市内に本店を有する者であるか (共同企業体の場合は構成員に市内に本店を有する者が含まれているか)	5点	—
5 効率性について（30点）			
収支計画	・提案内容に対する経費の額が妥当であるか ・経費の縮減等に係る方策について工夫されているか	30点	—
計		155点	71点

○個別項目採点基準（「1-d 財務の健全性」、「4 応募団体について」、「5 効率性について」を除く）

配点						
10点	大変よい	よい	普通 (標準的)	やや不十分	不十分	全く不十分
	10	8	6	4	2	0
5点	大変よい	よい	普通 (標準的)	やや不十分	不十分	全く不十分
	5	4	3	2	1	0

■「財務の健全性」の採点基準

①当期利益（5点満点）（標準例）

区分	3年ともマイナス	2年間マイナス (1年間プラス)	1年間マイナス (2年間プラス)	3年ともプラス
点数	0	1	3	5

②利益剰余金（5点満点）（標準例）

区分	3年ともマイナス	2年間マイナス (1年間プラス)	1年間マイナス (2年間プラス)	3年ともプラス
点数	0	1	3	5

※ 指定期間中における指定管理団体の経営状況悪化等を理由とした辞退を未然に防ぎ、安定的に管理運営を行うことができる候補者を選定する観点から、直近の3事業年度に一度でも債務超過（貸借対照表において純資産の部の合計額がマイナス）の状態がある団体については応募資格がないものとします。

当期利益・利益剰余金のマイナス額が著しく大きい場合は、表の標準例によらず低い点をつける場合があります。

また、直近の事業年度において利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合があります。

■「5 効率性について」の採点基準

効率性についての点数＝{①基本点＋経費縮減の配点（②経費縮減率×③1％あたりの配点）}

×④管理運営全体（効率性の項目を除いた全項目）の獲得点の割合

※得点に小数点以下の端数が生じた場合は小数点第3位を四捨五入する

①基本点＝配点／2

②経費縮減率＝{1－（指定管理料提案額＋利用料金基準額）／（指定管理料基準額＋利用料金基準額）}×100

③1％あたりの配点＝（①基本点：配点／2）／20

④管理運営全体の獲得点の割合＝管理運営全体の獲得点／（管理運営全体の配点／2）

※指定管理料提案額は、原則指定期間全体に係る提案額の平均をもって採点する

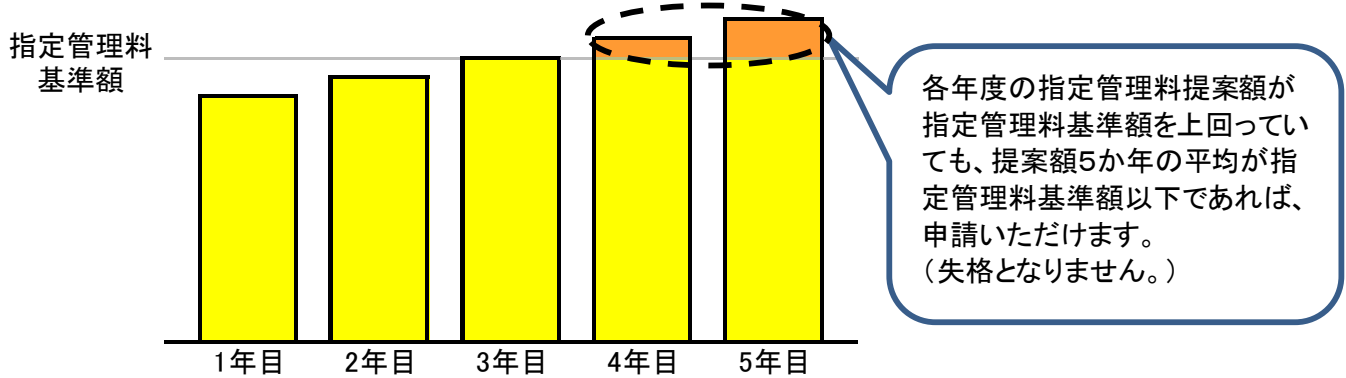
※経費縮減率の最大値は20％とする

<参考>基本点＋経費縮減の配点について {①＋（②×③）}

経費縮減率（％）	20	15	10	5	0
基本点＋経費縮減の配点 {①＋（②×③）}	30	26.25	22.5	18.75	15

※1％縮減で、基本点に0.75点加算され、最大30点となります。

※指定管理料基準額は上限額となることから、各年度の提案額の平均が指定管理料基準額内に収まるように提案額を設定してください。各年度の提案額の平均が指定管理料基準額を上回る場合は失格となります。



■最低基準点について

最低基準点の設定について、業務の質を一定以上に維持する観点から、

- ・選定基準項目のうち「4 応募団体について」と「5 効率性について」を除き、
- ・選定基準項目のうち「1-d. 財務の健全性」の配点の50%に当たる点数と、
- ・それ以外の選定基準項目をすべて「普通」とした点数

の合計71点を最低基準点とし、応募者の合計得点がこれに満たない場合は失格となります。

【参考】内訳

1 管理運営全般について

1-a ~ c	「普通」とした点数	12点
1-d 財務の健全性	配点の50%に当たる点数	5点

2 管理について すべての選定基準項目を「普通」とした点数 30点

3 運営について すべての選定基準項目を「普通」とした点数 24点

4 応募団体について 除外 0点

5 効率性について 除外 0点

合計71点

市と指定管理者の責任分担表

項 目		市	指定管理者
賃金水準・ 物価変動	賃金水準・物価の変動に伴う経費の増加 (ただし、急激な変動があった場合は協議)		○
法令の変更	施設の管理・運営に影響を及ぼす関係法令等の変更に関するもの	協 議	
事業の中止・ 変更・延期	市の政策変更により、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は管理運営業務の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
	緊急に、大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における指定管理料及び利用料金制導入施設における利用料金の取扱い	協 議	
	指定管理者の事業放棄・経営破たんによるもの		○
第三者への 賠償	施設・設備の設計・構造上の瑕疵など、市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者としての義務を怠るなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
	管理運営業務の一部を委託された者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱、感染症など市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象)に伴う費用負担、事業の変更・中止	協 議	
施設・設備・ 備品の損傷	指定管理者としての義務を怠ったことによる損傷		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない市の施設、設備、備品の損傷	協議 (右記金額を超える維持修繕費がある場合)	○ 原則1件当たり 130千円以下 (822,361円/ 年の範囲内)
需要変動	八甲田丸の観覧者数及び多目的ホール等の利用者数が見込みを下回ることによる収益の減少		○
	業務用施設の利用料金収入過小のため、適正な管理運営業務に支障があると認められる場合における指定管理料の取扱い	協 議	
終了手続	指定期間終了時の施設の水準の保持		○
	事業の終了時における手続に関する諸費用		○
準備行為	管理業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練、研修等の実施その他の準備行為		○

※上記に規定する事項以外は、市と指定管理者の協議の上で対応する。

青森市港湾文化交流施設備品一覧表

No.	備品名	数量	単位	分類	設置場所
1	連絡船と津軽海峡 他5点	1	式	パネル	4F 通路
2	海峡と自然 他6点	1	式	パネル	4F 通路
3	操舵室展示物 機器類22点	1	式	その他	4F 操舵室
4	無線室 機器類42点	1	式	その他	4F 無線室
5	洞爺丸海難者慰霊碑建立趣意書	1	枚	パネル	3F 海峡文化コーナー
6	洞爺丸海難者慰霊碑建立趣意書	1	枚	パネル	3F 海峡文化コーナー
7	海の記念日 船回航事業 8点	1	式	パネル	3F 海峡文化コーナー
8	青函連絡船シンボルマーク 26点	1	式	パネル	3F 海峡文化コーナー
9	関釜連絡船（下関～釜山）	1	枚	パネル	3F 海峡文化コーナー
10	国鉄の鉄道連絡船	1	枚	パネル	3F 海峡文化コーナー
11	3Dシアター視聴覚設備	1	式	その他	3F 海峡文化コーナー
12	津軽海峡渡船のあけぼの 他4点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
13	函館海峡海路図	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
14	和船航海図	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
15	北海道交通史論	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
16	津軽海峡の史的研究	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
17	北海道交通史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
18	威臨丸難構図	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
19	和船＜松前屏風（部分）＞	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
20	北前船	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
21	比羅夫丸模型 パネル、展示ケース含む	1	式	模型	3F 連絡船記念館
22	青函連絡船の誕生 他14点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
23	日本鉄道175号機模型 展示ケース含む	1	式	模型	3F 連絡船記念館
24	日本鉄道案内記	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
25	日本郵船70年史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
26	日本鉄道史 上編	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
27	秋田鉄道管理局史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
28	盛岡鉄道管理局史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
29	青函連絡船80年史 他35点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
30	比羅夫丸船室配置図	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
31	青函航路旅客運送のうつりかわり 他1点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
32	東北本線哩程表	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
33	乗車賃金算出表	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
34	鉄道航路 旅行案内	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
35	比羅夫丸 三等船室模型	1	枚	模型	3F 連絡船記念館
36	明治丸模型	1	枚	模型	3F 連絡船記念館
37	国鉄毛布	1	枚	その他	3F 連絡船記念館
38	角巻き	1	枚	衣類	3F 連絡船記念館
39	DDT噴霧器	1	枚	機器	3F 連絡船記念館
40	トランク 4点	1	式	その他	3F 連絡船記念館
41	コート	1	着	衣類	3F 連絡船記念館
42	連絡船ボーイ 上着	1	着	衣類	3F 連絡船記念館
43	制服 上下（冬）	2	着	衣類	3F 連絡船記念館
44	青森で活躍した補助汽船 他13点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
45	技術で見る80年 他4点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
46	JNR ひらふ丸 ふくう丸 ハンドブック	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
47	八甲田丸 ハンドブック	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
48	たっぴ丸 ハンドブック	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
49	オール 連絡船 ハンドブック	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
50	日の丸船隊史話	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
51	鉄道船舶一覧	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
52	船用蒸気タービン機	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
53	1. 可変ピッチプロペラ 2. パウスラスター	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
54	1. 新造船の燃料油脂について 2. テレグラフ	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
55	繋船機械	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
56	新造連絡船故障事例	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
57	KMV-125型 流体減速装置	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
58	機関取扱説明書	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
59	レーダー装置ナビゲーションロガージャイロパイロット	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
60	自動車遠隔操縦装置	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
61	船橋制御装置	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
62	翔鳳丸模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
63	第一青函丸模型	1	個	模型	3F 連絡船記念館
64	洞爺丸模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
65	2代目 渡島丸模型	1	個	模型	3F 連絡船記念館
66	2代目 津軽丸模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
67	ふくう丸模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
68	八甲田丸の号鐘 他パネル1点	1	式	その他	3F 連絡船記念館
69	八甲田丸一覧配置図	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
70	試着用救命胴衣	2	個	衣類	3F 連絡船記念館
71	車両甲板に見る80年 他14点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
72	ワム形貨車カットモデル 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館

青森市港湾文化交流施設備品一覧表

No.	備品名	数量	単位	分類	設置場所
73	貨車形式図	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
74	腕章 舷門当直	2	個	その他	3F 連絡船記念館
75	貨車のいろいろ 他10点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
76	有蓋車 ワム90000形模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
77	無蓋車 トラ35000形模型	1	個	模型	3F 連絡船記念館
78	冷蔵車 レ2900形模型	1	個	模型	3F 連絡船記念館
79	家畜車 カ3000形模型	1	個	模型	3F 連絡船記念館
80	タンク車 タ2700形模型	1	個	模型	3F 連絡船記念館
81	昭和20年代～50年代の貨物列車模型5台 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
82	甲系統輸送方	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
83	青森と鉄道 他9点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
84	青森を通った列車たち 他9点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
85	線路縦断面図 東北本線	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
86	線路縦断面図 奥羽本線	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
87	昭和初期の急行列車 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
88	戦後の急行列車	1	個	模型	3F 連絡船記念館
89	東北初の特急列車「はつかり」	1	個	模型	3F 連絡船記念館
90	寝台特急列車「ゆうづる」	1	個	模型	3F 連絡船記念館
91	時刻表 7点	1	式	書籍	3F 連絡船記念館
92	青森駅 他10点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
93	列車名称板 他4点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
94	案内板(連絡船案内口)	1	枚	板	3F 連絡船記念館
95	日付器	1	個	機器	3F 連絡船記念館
96	船舶検査灯	1	個	機器	3F 連絡船記念館
97	青森百年	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
98	ものがたり 青森駅史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
99	沿線の観光 東北本線	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
100	青森操車場 他4点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
101	腕章 舷門当直	2	個	その他	3F 連絡船記念館
102	検車灯	2	個	機器	3F 連絡船記念館
103	車両航送	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
104	盛岡工務局5年史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
105	青森海陸連絡工事概要 付青森操車場	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
106	連絡船さん橋と待合所 他5点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
107	青森・連絡船待合所模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
108	盛岡工事70年史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
109	青森さん橋史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
110	日本の港湾	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
111	青函トンネル 他6点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
112	プレート 快速「海峡」 青森～函館	1	枚	その他	3F 連絡船記念館
113	「海峡」乗車記念証	1	枚	書籍	3F 連絡船記念館
114	チャレンジ乗船記念証明書	1	枚	書籍	3F 連絡船記念館
115	津軽海峡線 青函ずい道 竜飛工区工事誌(第2号)	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
116	日本鉄道建設公団十年史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
117	海峡	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
118	青函トンネル	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
119	全自動制御システム 他2点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
120	SAVE I 型	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
121	船用データロガー MELDAP-1392	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
122	デュアル ジャイロ パイロット カタログ	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
123	MK・14 MOD・T ジャイロコンパス	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
124	ライフボート	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
125	青函連絡船荒天時等の運航マニュアル	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
126	制御室ハンドブック	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
127	レーダー及びCAS運用マニュアル	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
128	通信業務ハンドブック	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
129	離接岸の技術 他2点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
130	可動橋 他5点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
131	東北・奥羽本線の機関車 他5点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
132	9600形(機関車)模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
133	C61形(機関車)模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
134	C57形(機関車)模型	1	個	模型	3F 連絡船記念館
135	想い出の80年 他13点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
136	飾り毛布 5点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
137	船内案内板 42点	1	式	その他	3F 連絡船記念館
138	青函連絡船 旅客名簿 11点	1	式	書類	3F 連絡船記念館
139	青函連絡船船長サインカード	1	枚	書類	3F 連絡船記念館
140	自動車等航送申込書 2点	1	式	書類	3F 連絡船記念館
141	国際児童年記念 北海道 子どもの船 青函連絡船	1	枚	書類	3F 連絡船記念館
142	連絡船の旅	1	枚	書類	3F 連絡船記念館
143	オレンジカード 7点	1	式	その他	3F 連絡船記念館
144	洞爺丸台風海難誌	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
145	空知丸 ハンドブック 船体部	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
146	空知丸 ハンドブック 機関部	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館

青森市港湾文化交流施設備品一覧表

No.	備品名	数量	単位	分類	設置場所
147	石狩丸 ハンドブック 機関部	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
148	石狩丸 ハンドブック 船体部	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
149	青函連絡船関係規程集 八甲田丸	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
150	青函船舶鉄道管理局 気象通報基準規程	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
151	青函船舶鉄道管理局 運輸收入取扱(旅客)基準規程	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
152	運行管理規定 八甲田丸	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
153	船舶関係基準規程類集	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
154	船橋	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
155	日本国有鉄道船舶就業規則	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
156	船舶関係規程表	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
157	テープ(小鳥 コーラス 朝の音楽)	1	本	機器	3F 連絡船記念館
158	テープ(蛍の光)	1	本	機器	3F 連絡船記念館
159	テープ(BGM)	1	本	機器	3F 連絡船記念館
160	鉄道ピクトリアル 492	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
161	北海道 ダイヤ	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
162	さようなら連絡船	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
163	毎日グラフ	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
164	青函連絡船 海峡のフィナーレ	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
165	国鉄の回顧～先輩の体験談～	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
166	テープ 青函連絡船～栄光の航跡～	1	本	機器	3F 連絡船記念館
167	テープ さらば 海峡の友よ	1	本	機器	3F 連絡船記念館
168	テープ さようなら青函連絡船	1	本	機器	3F 連絡船記念館
169	八甲田丸 機関日誌	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
170	八甲田丸 航海日誌	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
171	八甲田丸 無線業務日誌	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
172	八甲田丸 スタンバイブック(機関部)	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
173	八甲田丸 スタンバイブック(甲板部)	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
174	八甲田丸 コースレコーダー	1	枚	書類	3F 連絡船記念館
175	青森さん橋駅と青函連絡船 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
176	青函航路配船表	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
177	青函航路主要通過地点時刻表(船橋)	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
178	青函連絡船運行ダイヤ	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
179	気象Fax	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
180	青函連絡船 乗船記念ステッカー 7点	1	式	ステッカー	3F 連絡船記念館
181	青函連絡船 船長サインカード 7点	1	式	カード	3F 連絡船記念館
182	切符 110点	1	式	切符	3F 連絡船記念館
183	北海タイムス	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
184	朝日新聞	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
185	毎日新聞	1	枚	パネル	3F 連絡船記念館
186	八甲田丸 航海掛当直日誌	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
187	大間 竜飛 気象 (記載簿)	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
188	気象報記載簿	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
189	停泊時船首方向(記載簿)	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
190	想い出ノート NO. 12 甲板部 他2点	1	式	帳面	3F 連絡船記念館
191	運行電報控帳 航路関係	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
192	清水管理手帳	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
193	ドラフト記帳・ヒーリングタンクトリミングタンク手帳	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
194	着見込・貨車制限 増掛 電話帳帖	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
195	機関室間連絡簿	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
196	車両当直日誌/防災巡視記録	1	冊	帳面	3F 連絡船記念館
197	磁気コンパス	1	個	機器	3F 連絡船記念館
198	船員室時計	1	個	機器	3F 連絡船記念館
199	船員食堂の電話器	1	個	機器	3F 連絡船記念館
200	テスター	1	個	計器	3F 連絡船記念館
201	清水用ゲージ	1	個	計器	3F 連絡船記念館
202	六分儀器	1	個	計器	3F 連絡船記念館
203	舷灯(左側・赤灯)	1	個	その他	3F 連絡船記念館
204	舷灯(右側・緑灯)	1	個	その他	3F 連絡船記念館
205	ドラ	1	個	その他	3F 連絡船記念館
206	非常用手おの	1	個	その他	3F 連絡船記念館
207	拡大鏡	1	個	その他	3F 連絡船記念館
208	青森さん橋 プレート	1	個	その他	3F 連絡船記念館
209	歴代 さん橋長 プレート	1	個	その他	3F 連絡船記念館
210	八甲田丸 Q&A コンピュータクイズ	2	台	機器	3F 連絡船記念館
211	その後の青函連絡船展示 19点	1	式	書類	3F その後の青函連絡船コーナー
212	青森EXPO'88青函トンネル開通記念博覧会会場計画模型 1/400 展示ケース含む	1	台	模型	3F その後の青函連絡船コーナー
213	船長室展示資料 43点	1	式	その他	3F 船長室
214	事務長室展示資料 127点	1	式	その他	3F 事務長室
215	三菱テレビ	1	台	機器	3F 連絡船記念館
216	パナソニックビデオプレイヤー	1	台	機器	3F 連絡船記念館
217	ソニービデオプレイヤー	1	台	機器	3F 連絡船記念館
218	可変ピッチプロペラ展示物	1	台	機器	3F 連絡船記念館
219	ジオラマ展示	1	台	機器	3F 連絡船記念館
220	青函ワールド資料 1114点	1	式	その他	3F 連絡船記念館
221	旧羊蹄丸グリーン席	2	脚	その他	3F 連絡船記念館

青森市港湾文化交流施設備品一覧表

No.	備品名	数量	単位	分類	設置場所
222	青森ベイブリッジ関係資料 45点	1	式	パネル	1F 青森ベイブリッジ資料コーナー
223	自動連結器付車止め関係資料 8点	1	式	パネル	1F 車両甲板
224	車両航送船の特徴	1	枚	パネル	1F 車両甲板
225	鉄道車両スユニ50 509 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
226	鉄道車両スユニ50 510 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
227	鉄道車両キハ82 101 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
228	鉄道車両DD16 31 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
229	鉄道車両ヒ600 834 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
230	鉄道車両ヒ600 833 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
231	鉄道車両ヒ600 835 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
232	鉄道車両ヒ600 760 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
233	鉄道車両ヨ6000 6798	1	台	車両	1F 車両甲板
234	津軽丸Ⅱ型「八甲丸」機関の特徴	1	枚	パネル	B1F 第一主機室
235	総括制御盤の説明 他1点	1	式	パネル	B1F 総括制御室
236	ベンチ(3人掛け)	18	脚	ベンチ	青森港旅客船ターミナルビル
237	ベンチ(2人掛け)	1	脚	ベンチ	青森港旅客船ターミナルビル

青森市港湾文化交流施設 指定管理業務仕様書

令和7年8月
青森市経済部観光課

目 次

1 目	的	1
2 基 本 的 な 考 え 方		1
3 施 設 概 要		1
4 開 館 時 間 及 び 休 館 日		2
5 収入及び支出に関する事項		2
6 利 用 料 金		3
7 指 定 期 間		4
8 法 令 等 の 遵 守		4
9 職 員 の 配 置		4
10 業 務 内 容		5
11 事業計画書及び収支予算書		8
12 業務の実施に当たっての注意事項		8
13 施設賠償責任保険への加入		8
14 事業報告書の作成		9
15 実 績 評 価		9
16 指 定 の 取 消 し 等		9
17 協	議	9

青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書

1 目的

この仕様書は、青森市港湾文化交流施設（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル）の指定管理者が行う管理の基準及び業務内容等について定めることを目的とする。

2 基本的な考え方

指定管理者は、青森市港湾文化交流施設を管理運営するに当たり、次に掲げる事項に留意する。

- （１）関係する法令、条例等の規定を遵守し、青森市港湾文化交流施設利用者が平等に利用できること。
- （２）青森市港湾文化交流施設が、青函連絡船の史実資料等を展示し、後世に継承するとともに、観光、レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、本市の観光及び地域振興を図るための施設であることから、その設置目的に基づき、適正に管理すること。
- （３）地域住民や利用者等の意見、要望を考慮し、適切に運営すること。
- （４）効率的かつ効果的な管理、運営を行い、経費の削減及びサービスの向上に努めること。
- （５）「青森市環境方針」に則り、環境の向上及び環境負荷の低減に努めること。
- （６）青森市港湾文化交流施設の管理に係る個人情報の保護を徹底すること。

3 施設概要

施設名及び所在地	・青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸（青森市柳川一丁目１１番１５地先公有水面） ・青森港旅客船ターミナルビル（青森市柳川一丁目４番１号）
施設全体延床面積	6,608.3㎡
施設概要	【青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸】（以下「八甲田丸」という。） 構 造 鋼板製横骨構造 地下２階、地上４階 延床面積 5,500.40㎡ 施設内容 １階…車両甲板 ２階…ロビー、厨房、多目的（大、中）、事務室、男女トイレ（各２）、倉庫、会議室 ３階…展示室、展望デッキ ４階…展示室、展望デッキ、煙突展望台、機械室 Ｂ１階…エンジン展示室、機械室 Ｂ２階…機械室
	【青森港旅客船ターミナルビル】（以下「ターミナルビル」という。） 建築面積 609.72㎡ 延床面積 1,107.83㎡ 構 造 鉄筋コンクリート造 ３階建 施設内容 １階…テナント【事務所（３）、倉庫（３）】 待合室、男女トイレ、多目的トイレ、機械室、電気室、倉庫、風除室、ポーチ ２階…テナント【事務所（２）】 ホール、男女トイレ ３階…テナント【事務所（１）】

	【上記に付帯する工作物】	
	工作物	面積等
	乗降施設（渡橋）	287.97㎡
	非常乗降施設	91.28㎡
	係船柱	160.50㎡
	建屋、屋外タンク等	365.96㎡
	接続柱	102.96㎡
	岸壁防護用鉄板	15.00㎡
	埋設配管・上水φ80mm	L=94m
	下水φ80mm	L=39m
	埋設配線・電線	L=85m
	電話線	L=39m

4 開館時間及び休館日

（１）開館時間

八甲田丸 ①4月～10月 9：00～19：00
 ②11月～3月 9：00～17：00
 ターミナルビル 8：30～18：00

（２）休館日

八甲田丸 ①12月31日及び1月1日
 ②11月～3月の毎週月曜日
 ③3月のいずれかの週の月～金曜日（船舶検査のため）
 ターミナルビル 無休

（３）開館時間及び休館日の変更

開館時間及び休館日は、利用者の利便性及び運営の効率性を考慮して、変更することができる。なお、変更の際は、市と指定管理者が協議の上、市の承認を得てこれを決定する。その他、臨時に開館時間及び休館日を変更する場合も同様とする。

5 収入及び支出に関する事項

- （１）指定管理者は、青森市港湾文化交流施設の利用料金及びその他業務の実施による収入（以下「利用料金等」という。）を自らの収入とし、業務実施に必要な経費に充てることとする。
- （２）市は毎年度の予算の範囲内において、青森市港湾文化交流施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は、申請時に提案された収支予算書に基づき、指定管理者と市が協議の上、会計年度ごとに覚書で定めることとする。
- （３）指定管理料について、原則変更しないが、当初想定されていなかった特別な事情が発生した場合は、その都度協議を行い決定する。
- （４）管理経費のうち、施設、附属設備及び備品等の修繕費予算額は、年間822,361円とする。
 なお、修繕対応については次の取扱いとする。
 - ・1件当たり130,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下の修繕は、修繕費年間822,361円の範囲内で指定管理者が修繕する。
 - ・1件当たり130,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超える修繕は、施設等の状況と市の財政状況を勘案して、市と指定管理者が協議の上決定する。
 - ・修繕費予算額の範囲内で対応できない突発的な修繕費については、市と指定管理者が協議の上、必要に

応じて修繕対応することとする。

- (5) 管理経費のうち、光熱水費、燃料費、修繕費については、精算対象項目とする。なお、毎年度の管理業務終了後、これらに不足が生じた場合又は精算残額が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、指定管理料を調整することとする。

6 利用料金について

- (1) 利用料金別表に掲げる利用料金基準額に0.5を乗じて得た額から当該利用料金基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

(別 表)

区 分				利用料金基準額
資料展示コーナー	1人1回につき	一般	個人利用	510円
			団体利用	460円
	1人1回につき	高校生 中学生	個人利用	310円
			団体利用	220円
	1人1回につき	小学生	個人料金	110円
			団体料金	80円
	1人1年につき			2,040円
1団体1年につき			10,190円	
業務用施設	1平方メートル1月につき			3,060円
多目的ホール	1時間につき			5,100円
会議室	1時間につき			1,020円

- (2) 利用料金の減免は「青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱」に基づき行うこと。

(減免基準)

利 用 目 的	施 設	減免の範囲
(1) 市又は八甲田丸の管理を行う者が、港湾文化交流施設の趣旨に沿った利用をする場合	資料展示コーナー、業務用施設、多目的ホール及び会議室	全額免除
(2) 小学校、中学校又は特別支援学校が、行事又は教科として利用する場合 (3) 社会教育関係団体又はこども会等少年団体が、義務教育終了前の者に対して、基礎的教養を高めるために使用する場合 (4) 愛護手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護人を含む。以下「障害者」という。）が構成する団体又は個人が利用する場合 (5) 公共的団体が、遺児又は母子家庭若しくは父子家庭の児童若しくは生徒を励ますために利用する場合	資料展示コーナー、多目的ホール及び会議室	
(6) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事のために利用する場合	資料展示コーナー	5割減免

- (3) 利用料金は前納とし、資料展示コーナーの利用者には観覧券を発行すること。

(4) 指定管理料と利用料金等収入の合計額が支出額を上回った場合、もしくは下回った場合の精算は行わないこととする。ただし、事業報告において、協定締結時の収支計画を著しく上回る利益が生じた場合、指定管理者との協議により、増収分の一定割合を市に納付することとする。

※「著しく上回る利益が生じた場合」とは、事業報告において、収支差が黒字であり、かつ、協定締結時における利用料金等の収入見込額を上回る収入がある場合とする。

※「増収分」とは、事業報告において、黒字となった収支差額と協定締結時における利用料金等の収入見込額を上回る額を比較し、少ない方を増収分とする。ただし、支出額については、その内容を精査したうえで適正であると認められる部分を対象とする。

※「一定割合」とは、基本的に2分の1とする。ただし、指定管理者が自主的な経営努力等による増収分であることを、根拠を示しつつ主張する部分については、市と指定管理者が協議の上、市に納付する割合を決定する。

(5) 指定期間満了日後の利用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を、新たな指定管理者に引継ぐこと。

7 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

8 法令等の遵守

青森市港湾文化交流施設の管理に当たっては、この仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づき管理しなければならない。

なお、指定期間内に法令等が改正された場合は、市はその旨を指定管理者に通知する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 青森市港湾文化交流施設条例（平成17年青森市条例第200号）
- (3) 青森市港湾文化交流施設条例施行規則（平成17年青森市規則第164号）
- (4) 青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱（平成17年4月1日）
- (5) 青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）
- (6) 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年青森市条例第30号）
- (7) 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年青森市規則第23号）
- (8) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）
- (9) 青森市中小企業振興基本条例（平成24年条例第63号）
- (10) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
- (11) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働法令
- (12) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (13) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (14) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (15) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (16) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び関係法令
- (17) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (18) 青森市指定管理者制度導入基本方針
- (19) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令

9 職員の配置

指定管理者は、青森市港湾文化交流施設の管理運営に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、適切な人員を継続的に配置するものとする。

(1) 管理運営業務に従事する者（職員等）の適正配置

- ① 業務を的確に遂行するため、業務全体を総合的に把握し調整する責任者を1名配置すること。責任者は、市との連絡調整を行う。
 - ② 業務を円滑に遂行するため、責任者を補佐し、施設の機器等を点検管理する者を1名配置すること。責任者を補佐する者は、責任者が不在のとき、あるいは事故または欠けたときは、その職務を代行する。
 - ③ 甲種防火管理者を1名配置すること。
 - ④ その他管理運営上、法令等で有資格者の配置が必要な場合は必要な人員を配置すること。
有資格者を配置した際は、有資格者であることを証明する書類を、協定締結後から業務開始日の前日まで、また、有資格者に変更が生じた際は、速やかに変更後の証拠書類を市に提出すること。
- (2) 職員等の勤務形態・研修等
- ① 職員等の勤務形態は、労働基準法及び労働関係法令を遵守し、管理運営業務に支障がないように定めること。
 - ② 職員等に対し、管理運営業務に必要な研修等を実施すること。

10 業務内容

指定管理者の業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 青函連絡船に関する実物、模型、文献、写真等の資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の利用に供する業務
- ① 青函連絡船に関する資料（実物、模型等）を常に良好な状態で保管すること。また貸出票を作成し、閲覧や資料館外への貸出しの要求に対して対応すること。
 - ② 青函連絡船に関する資料を活用した展示品等の解説や船内見学会を実施すること。
 - ③ 青函連絡船の歴史を伝えるため、資料の展示会を実施すること。
- (2) 港湾及び観光に関する情報の提供等に関する業務
- ① 利用者への施設の案内業務のほか、本市のみならず本県の観光並びに地域情報等を收集整理し、提供に努めること。
 - ② 利用者の求めに応じ、青函連絡船の歴史やその背景などを解説すること。また、外国人観光客への案内対応にも努めること。
 - ③ 障がい者が資料館の展示室等を利用する場合、必要に応じて誘導・補助すること。
 - ④ 管理責任者及び職員等には、施設の管理・運営に必要な研修（青函連絡船の歴史、青森市の観光、施設の管理に関する知識の習得）を実施すること。
業務の実施に当たり、適正な手順を定めて職員に周知し、接客技術とマナーの向上を図るとともに、定期的に実施状況を点検し、自己管理を行うこと。
 - ⑤ 施設情報等を発信するホームページを開設し、随時内容を更新すること。
 - ⑥ 施設の情報や見どころ等を掲載したパンフレットを制作し、来館者等へ配布すること。また、パンフレットは利用状況を考慮の上、不足が生じないように制作、保管すること。
 - ⑦ テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報紙等の各種情報媒体を活用して、施設の紹介や企画展、イベントの開催情報等について積極的な広告宣伝活動を行い、施設への集客に努めること。
 - ⑧ ウォーターフロント地区活性化協議会に参加し、関係施設（ねぶたの家ワ・ラッセ、A-FACTORY、アスパム）、団体等との連携のもと、ウォーターフロント地区の活性化に努めること。
※毎年、指定管理者が同協議会への負担金を支出すること（令和6年度実績 200千円）。また、協議会が主催する観光プロモーションやイベント等に積極的に参加し、施設のPRに努めること。
- (3) 青森市港湾文化交流施設の利用者等に便益を提供するため、飲食業、物産販売業等の営業の用に供する業務
- (4) 上記（1）～（3）のほか、にぎわいのある港湾景観を形成するための各種事業活動の利用、公共的団体等の利用その他青森市港湾文化交流施設の利用に関する業務
- ① 指定管理者は、利用者の増加を図るため、積極的な広報活動やイベントの誘致を実施すること。
 - ② 観光等関連施設、事業者との積極的な連携を図り、観光レクリエーション産業の健全な育成と発展及び余暇活動の充実、並びに地域振興を図るために必要な活動を積極的に実施すること。
 - ③ 青函連絡船を活用し、にぎわいのある水辺の空間を創出し、市民が海に親しむイベントを実施すること。

(5) 上記(1)～(4)のほか、施設の設置目的を達成するための自主事業業務

- ① 自主事業の実施に当たっては、事前に市の承認を得るとともに、関係団体等と積極的な連携を図ること。
- ② 自主事業において損失が発生した場合は指定管理者の負担となるが、収益が発生した場合、公共施設を活用して得る収益という観点から、その使途については本管理運営業務を充実させるために活用するよう努めること。
- ③ 自主事業の可否は、施設の設置目的に照らして判断することとなり、設置目的を踏まえて相応しくないと判断される事業は、実施を承認しない場合がある。
- ④ 自主事業が本来の業務に支障を与えていると判断されるときは、自主事業の改善又は中止等を命ずる場合がある。

(6) 青森市港湾文化交流施設の利用許可等に関する業務

- ① 青森市港湾文化交流施設条例及び同施行規則に基づき、利用許可申請書の受付及び利用許可を行うこと。
- ② 利用の変更・取りやめに対する申請の受付及び許可を行うこと。
- ③ 利用者数（外国人については、国別の利用者数）の把握及び適切な入退館の管理を行うこと。
- ④ 利用者の監督を行い、適正な利用がなされていない場合は、青森市港湾文化交流施設条例第9条に規定する利用許可の取消し等を行うこと。
- ⑤ 利用料の減免は、「青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱」に基づき、手続を行うこと。
- ⑥ 利用終了時の検査を行うこと。
- ⑦ 損傷等届の受理及び状況確認を行い、損傷があったときは市に報告を行うこと。
- ⑧ ターミナルビルのテナントに対し電気料、水道料、重油代、清掃負担金の請求を行うこと。

(7) 青森市港湾文化交流施設の維持管理に関する業務

- ① 敷地や建物、設備の定期的な見回り及び点検を行い、常に安全で良好な状態を維持保全すること。
- ② 施設の不具合、損傷等があった場合は、応急の安全対策を行うとともに、速やかに市へ連絡すること。また、その利用が危険であると認められるときは、施設の一部又は全部の利用を制限すること。
- ③ 八甲田丸及びターミナルビル閉館時に施錠を確認し、不審者の立ち入り等を未然に防止し、秩序保持に努めること。
- ④ 夜間の防犯警備、設備警備を行うこと。
- ⑤ 蛍光灯、ゴムパッキン等消耗部材、機器の不具合を点検し、必要に応じ交換を行うこと。
- ⑥ 敷地や建物の清掃消毒を行い、清潔と美観の維持に努めること。

日常清掃

- ・八甲田丸のロビー、展示コーナー、多目的ホール、トイレ及びターミナルビルの共有部分、トイレの日常清掃を行うこと。
- ・施設出入口の清掃、駐車場内のゴミ拾いを行うこと。
- ・定期的に空調吹き出し口の清掃を行うこと。

特別清掃

- ・八甲田丸のロビー、展示コーナー、多目的ホール及びターミナルビルの共有部分の床にワックス掛けを年1回行うこと。

ゴミ処理

- ・施設から排出されるゴミ処理を適正に行うこと。
- ・事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を業務とすること。

鼠族、昆虫等の防除

- ・防除は年2回、点検は隔月で行うこと。

簡易専用水道の管理

- ・青森市港湾文化交流施設の貯水槽清掃と水質検査を年1回行うこと。また遊離残留塩素濃度の測定を週1回行い、記録表を作成すること。
- ・水道法第34条の2第2項に基づく検査を年1回1月に受けること。

空気環境測定

- ・年6回隔月、1日2回行うこと。測定場所は外気を含め6箇所とする。

- ⑦ 建物及び設備にかかる保守点検業務を行うこと。

消防用設備保守点検業務

- ・消防法第17条の3の3に基づき保守点検を行うこと。
- ・八甲田丸は総合点検を9月、機器点検を3月に行うこと。
- ・ターミナルビルは機器点検を9月、総合点検を3月に行うこと。

エレベーター保守点検業務

- ・八甲田丸とターミナルビルのエレベーターの定期点検を行うこと。

自家用電気工作物保守点検業務

- ・電気事業法第39条に基づき自家用電気工作物の保安・保守点検を行うこと。
- ・保守点検は毎月1回年12回行うこと。

八甲田丸LPガス強制気化装置保守点検業務

- ・保守点検は年4回行うこと。

ターミナルビル温水暖房機保守点検業務

- ・暖房機のシーズンイン、シーズンオフ時（年2回）に保守点検を行うこと。

ターミナルビル地下タンク埋設配管漏洩検査・清掃業務

- ・年1回2月に行うこと。

八甲田丸の汚水槽及びグリストラップ清掃

- ・年1回施設の運営に支障のない時期に行うこと。

- ⑧ 八甲田丸の船舶検査に係る業務に協力すること。

- ・船舶安全法第5条に基づく船舶検査を受けるに当たり必要な船体及び設備の書類作成に協力すること。
- ・船舶検査に立ち会うこと。

- ⑨ 施設の良い管理及び安全確保のため、八甲田丸展望デッキ及び関係施設出入口周辺の除雪を行うこと。

- ⑩ 駐車場は、利用者が常に良好に利用できるよう、秩序ある利用誘導、安全の保持に努めること。

- ⑪ 維持管理の仕様については、青森市港湾文化交流施設の維持管理の仕様（別紙附表）を参考にすること。

(8) 管理に必要な鍵の保管等業務

- ① 青森市港湾文化交流施設の管理に必要な鍵の使用や保管等については、指定管理期間中は指定管理者の業務とする。鍵の管理については、帳簿等により適正に管理し、鍵所持者の責任を明らかにし、紛失することがないようにすること。

- ② 鍵の紛失、破損等があった場合は、直ちに市に報告すること。

- ③ 鍵の複製は固く禁止する。ただし、市が認めたものを除く。

- ④ 鍵の引継ぎは、指定管理期間の開始及び終了時に書面にて行うものとする。

(9) 市が設置する自動販売機に関する対応業務

- ① 市が設置する自動販売機について、設置業者と連絡及び調整が必要な場合は適宜対応するものとする。

- ② 市が設置する自動販売機について、故障した際の対応を適切に実施するものとする。

(10) その他交流施設の設置目的を達成するために必要な業務

- ① 指定管理者は緊急時の対応や防犯、防災対策についてのマニュアルを作成し、市に提出するとともに定期的な訓練を行い、日常的に情報を収集し、事故等の未然防止を図るよう職員等に指導すること。

- ② 個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、情報の取扱いには十分注意すること。

- ③ 指定管理業務を実施するに当たって作成し、又は取得した文書等（支払及び労務を含む）については、適切な処理と整理保存に努めること。

- ④ 市が管理運営業務を行うために必要と認める備品類は、市が貸与する。指定管理者は、貸与された備品類を適正に管理し、破損等が生じたときは速やかに市に報告すること。

- ⑤ 貸与された備品類以外で管理運営上必要な備品等が生じたときは、市と協議すること。なお、指定管理者が購入した備品については、その所有権は指定管理者に帰属する。

- ⑥ 指定期間中において、所有権が市に帰属する備品（貸与・購入等の別を問わない）については、台帳管理を行うなど適切に管理すること。

- ⑦ 指定管理者は、指定期間の始期から円滑に管理業務を実施できるよう、市または前指定管理者と業務の引継ぎを行うこと。

- ⑧ 指定管理者は、指定期間が満了するとき、又は指定が取消されたときは、市又は新たな指定管理者との円滑な業務の引継ぎに協力するとともに、管理に必要なデータ等を市が指定する期日までに引き渡すこと。
- ⑨ 指定管理者は、指定期間満了後の利用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を、新たな指定管理者又は市に引き継ぐこと。
- ⑩ 条例で定められている業務以外で施設を使用する場合は、市長の許可（行政財産目的外使用許可）を受けること。
- ⑪ 「青森市環境方針」に基づく、環境配慮事項の遵守のため、施設及び設備管理に関する各種エネルギー使用量の記録をし、市が指定する期日までに報告すること。
- ⑫ 指定管理者は、施設の管理運営に必要な職員等を配置し、当該施設を常に良好な状態で管理すること。
- ⑬ 業務の全部を第三者に委託することは禁止することとし、一部を委託する場合には、あらかじめ書面により市に提出し、承認を得ること。
- ⑭ 自動販売機の設置については、原則、行政財産の貸付け（一般競争入札による）により、市が設置する。
- ⑮ 指定管理業務の実施に当たっては、指定管理者が行う他の事業と区分して経理を明確にすること。
- ⑯ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する事務については、適用される関係法令に基づき適切に対応すること。

11 事業計画書及び収支予算書

指定管理者は、指定後の管理の業務に当たり、毎年度、市と協議の上、具体的な事業計画書及び詳細にわたる収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

12 業務の実施に当たっての注意事項

- （１）青森市港湾文化交流施設が、公の施設であることを常に念頭において公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- （２）指定管理者が、市の条例等とは別に施設の管理運営に係る各種規定、要綱等を作成する場合には、市と協議すること。

13 施設賠償責任保険への加入

市の施設設置者としての瑕疵により発生した損害については、市が損害賠償責任を負いますが、指定管理者の施設管理責任に起因した損害については、指定管理者が市又は第三者に対してその損害賠償責任を負うことになるため、原則として、指定管理者の負担により施設賠償責任保険に加入し、当該損害賠償責任に対応することになります。

【本市が加入する保険の概要】

- ①全国市長会市民総合賠償補償保険
 - 対人：１名につき５千万円、１事故につき５億円
 - 対物：１事故につき１千万円
 - ※自主事業等の指定管理者独自の事業に係る賠償責任は対象外
- ②建物総合損害共済
 - 対象：火災、自然災害、事故等による損害
 - 共済責任額（支払限度額）：１０３，８８２万円（参考：令和７年度の額）
 - 免責：故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
 - （損害の種類によって損害額５万円未満は補償対象外となります。）

14 事業報告書の作成

- (1) 指定管理者は毎年度終了後、管理運営業務の実施状況や利用状況を取りまとめた事業報告書及び管理に係る経費の収支状況等を取りまとめた収支決算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。
- (2) 指定管理者は、毎月、利用状況、施設の異常の有無、実施した行為及び事業等の概要、金銭の出納管理状況等を月次報告書として、市が指定する期日までに提出すること。
- (3) 本業務の実施状況は、市と協議の上、定めた日報に記録し、他の法令等に特段の定めが無い限り5年間保存すること。

15 実績評価

- (1) 市は指定管理者から提出された管理運営業務又は経理の状況に関する事業報告書や収支決算書等について、確認、検証し、評価を実施する。また、収支決算書について、指定申請時に「共同企業体構成員表」を提出している場合は、共同企業体を構成する団体の収支配分状況も併せて提出し、市は確認、検証し、評価を実施する。
- (2) 市は施設へ年2回モニタリング調査（施設運営状況の聴取や実地調査）を実施し、その運営内容の把握、実績評価を行う。また、青森市指定管理者選定評価委員会がモニタリング調査を行う際には、指定管理者は調査の実施に協力すること。
- (3) 事業報告書等に基づき市が行う確認又は年2回市が行うモニタリングの際に、施設の安定した管理運営が図られるよう、指定管理者である団体の財務状況について確認を行う。また、確認に当たっては、損益計算書及び貸借対照表を基に確認することから、指定管理者は、損益計算書及び貸借対照表を提出すること。
- (4) 青森市指定管理者選定評価委員会によるモニタリング調査が行われ、モニタリング調査の結果、改善すべき内容が認められた場合においては、指定管理者に対して是正・改善の助言等を行う。また、指定管理者において是正改善の助言等を受けた場合は速やかに改善措置を講じ市へ報告すること。
- (5) 事業報告書の評価結果及びモニタリングの調査結果については、施設内に掲示するとともに、市ホームページへ掲載し、広く市民へ情報を公開する。

16 指定の取消し等

- (1) 市が指定管理者に対して、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をした場合、この指示に従わないときや管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (2) 市は指定管理者に対し、上記事項により生じた損害の賠償を命ずることができる。

17 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し、決定する。

青森市港湾文化交流施設の維持管理の仕様

青森市港湾文化交流施設の施設及び附属設備に係る維持管理業務は次によって行うこととする。

1 青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸

区 分	業務種別	業務内容、対象	仕様、条件等	頻度（標準）
施設保守 管理業務	統括管理業務		①業務計画の立案 ②保安管理、安全教育等の実施 ③業務日誌の作成・報告 ④火災等緊急時の指揮・監督 ⑤保守点検作業状況の確認 ⑥物品等の管理	随時
	維持修繕業務	施設、附属設備及び備品の維持修繕	修繕費予算の範囲内で、原則として、修繕費1件130千円以下の小規模修繕の実施	随時
	警備業務	機械警備	夜間の防犯警備、設備警備	毎日
	建築物環境衛生 管理業務	①空気環境測定 ②鼠族、昆虫等の防除 ③簡易専用水道の管理	①測定箇所6箇所 ②点検は隔月、防除は年2回 ③貯水槽清掃、水質検査 遊離残留塩素濃度の測定	①隔月 ②隔月、年2回 ③月1回 週1回
設備機器 保守点検 業務	設備機器保守点 検業務	①消防用設備保守点 検 ②エレベーター保守 点検 ③自家用電気工作物 保守点検 ④LPG強制気化装 置保守点検 ⑤汚水槽及びグリス トラップ清掃 ⑥フロン類使用製品 の点検	①消火器、自動火災報知設備、誘導灯、屋内 外消火栓設備、非常警報設備、非常電源、動 力消防ポンプ設備、スプリンクラー設備、防 排煙設備、配線 ②遠隔点検 有人点検 ③動力 950kVA 電灯 150kVA ④LPガス強制気化装置 ⑤污水处理、グリストラップ清掃、排水管洗 浄、揚水ポンプ配管洗浄 ⑥フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律に基づくフロン類使用製品 の簡易点検	①年2回 ②毎月 年4回 ③毎月 ④年4回 ⑤年1回 ⑥3か月に 1回以上
清掃業務	日常業務	ロビー、展示コーナ ー、多目的ホール、ト イレ	防塵、トイレトペーパー及び水石鹸等の 各種消耗品の補充、ゴミ・廃棄物・汚物等の 収集、洗浄、その他	毎日
	特別清掃	ロビー、展示コーナ ー、多目的ホール、ト イレ	床面のワックスがけ	年1回
その他 業務	事業系一般廃棄 物・産業廃棄物 収集運搬業務	事業系一般廃棄物・産 業廃棄物収集・運搬処 理		随時

2 青森港旅客船ターミナルビル

区 分	業務種別	業務内容、対象	仕様、条件等	頻度（標準）
施設保守 管理業務	統括管理業務		①業務計画の立案 ②保安管理、安全教育等の実施 ③業務日誌の作成・報告 ④火災等緊急時の指揮・監督 ⑤保守点検作業状況の確認 ⑥物品等の管理	随時
	維持修繕業務	施設、附属設備及び備品の維持修繕	修繕費予算の範囲内で、原則として、修繕費1件130千円以下の小規模修繕の実施	随時
	警備業務	機械警備	夜間の防犯警備、設備警備	毎日
設備機器 保守点検 業務	設備機器保守点検業務	①消防用設備保守点検 ②エレベーター保守点検 ③自家用電気工作物保守点検 ④温水暖房機保守点検 ⑤地下タンク埋設配管漏洩検査・清掃業務 ⑥フロン類使用製品の点検	①消火器、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具 ②遠隔点検 有人点検 ③動力 50kVA 電灯 150kVA ④暖房機のシーズンインとシーズンオフ時に点検 ⑤重油タンク ⑥フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づくフロン類使用製品の簡易点検	①年2回 ②毎月 年4回 ③毎月 ④年2回 ⑤年1回 ⑥3か月に 1回以上
清掃業務	日常業務	共有部分、トイレ	防塵、トイレトペーパー及び水石鹸等の各種消耗品の補充、ゴミ・廃棄物・汚物等の収集、洗浄、その他	毎日
	特別清掃	共有部分	床面のワックスがけ	年1回
その他 業務	事業系一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業務	事業系一般廃棄物・産業廃棄物収集・運搬処理		随時

○青森市港湾文化交流施設条例

平成十七年四月一日

条例第二百号

改正 平成一七年九月条例第三〇三号

平成一九年九月条例第四二号

平成三一年三月条例第二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、港湾文化交流施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 青函連絡船に関する資料を収集し、保存し、展示することにより、市民の歴史教育、文化の発展に資するとともに、にぎわいのある水辺の空間を創出し、市民が海に親しみながら、憩いと安らぎを得られる機会を提供するため、港湾文化交流施設を設置する。

(名称及び位置)

第三条 港湾文化交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸	青森市柳川一丁目百十二番十五地先公有水面
青森港旅客船ターミナルビル	青森市柳川一丁目四番一号

(業務)

第四条 港湾文化交流施設は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青函連絡船に関する実物、模型、文献、写真等の資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の利用に供すること。
- 二 港湾及び観光に関する情報の提供等に関すること。
- 三 港湾文化交流施設の利用者等に便益を提供するため、飲食業、物産販売業等の営業の用に供すること。
- 四 前号に掲げるもののほか、にぎわいのある港湾景観を形成するための各種事業活動の利用、公共的団体等の利用その他港湾文化交流施設の利用に関すること。
- 五 その他第二条に掲げる目的を達成するために必要な業務

(開館時間及び休館日)

第五条 港湾文化交流施設の開館時間及び休館日は、利用者の利便性及び港湾文化交流施設の運営の効率性を考慮して、規則で定める。

(平成一七条例三〇三・全改)

(利用の許可)

第六条 港湾文化交流施設のうち、次に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 一 資料展示コーナー
- 二 業務用施設
- 三 多目的ホール
- 四 会議室

2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金等)

第七条 前条第一項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、第十一条の規定により港湾文化交流施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）にその収入として収受させる。

3 利用料金は、別表に掲げる利用料金基準額に〇・五を乗じて得た額から当該利用料金基準額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 第二項の規定により指定管理者に収受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平成一七条例三〇三・一部改正)

(利用料金の減免)

第八条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。

(平成一七条例三〇三・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第九条 市長は、第六条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者又は利用者

（次項において「利用者等」という。）が当該利用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を拒み、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限することができる。

- 一 公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- 三 港湾文化交流施設の施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- 四 この条例、この条例に基づく規則又は第六条第二項の許可の条件に違反したとき。
- 五 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- 六 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- 七 その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者等に損害があっても、市長はその責めを負わない。

（平成一七条例三〇三・平成一九条例四二・一部改正）

（権利譲渡等の禁止）

第十条 利用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（指定管理者による管理）

第十一条 港湾文化交流施設の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するものに、これを行わせる。

（平成一七条例三〇三・追加）

（指定管理者が行う管理の業務）

第十二条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- 二 利用許可を行うこと。
- 三 利用許可に条件を付すること。
- 四 港湾文化交流施設の維持管理に関すること。
- 五 その他市長が必要と認める業務

（平成一七条例三〇三・追加）

（損害賠償）

第十三条 利用者は、その利用により港湾文化交流施設の施設若しくは物品を損傷し、汚

損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平成一七条例三〇三・旧第十一条繰下)

(原状回復)

第十四条 利用者は、港湾文化交流施設の利用を終了したとき、又は利用許可を取り消されたとき、若しくは利用を停止されたときは、速やかにその利用に係る施設又は物品を原状に復さなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項本文の義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを代行し、利用者からその費用を市長が徴収する。

(平成一七条例三〇三・旧第十二条繰下・一部改正)

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成一七条例三〇三・旧第十三条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に合併前の青森市港湾文化交流施設条例（平成十一年青森市条例第十二号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成一七年九月条例第三〇三号）

(施行期日)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月条例第四二号）抄

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月条例第二号）抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

○青森市港湾文化交流施設条例施行規則

平成十七年四月一日

規則第百六十四号

改正 平成一八年三月規則第二〇号

平成一九年九月規則第六三号

平成二〇年三月規則第五一号

令和元年五月規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市港湾文化交流施設条例（平成十七年青森市条例第二百号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第二条 港湾文化交流施設の開館時間は、八時間を下回らない範囲において、条例第十一条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定めるものとする。

2 港湾文化交流施設の休館日は、一年を通じ三十日の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前二項の規定により開館時間及び休館日を定めた場合には、市長は、これを公示するものとする。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、前三項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更し、休館日においても開館し、又は開館日においても休館することができるものとする。この場合においては、第二項の公示は要しないものとする。

(平成一八規則二〇・一部改正)

(観覧券の交付)

第三条 資料展示コーナーの利用の許可は、観覧券の交付により行うものとする。

2 前項の観覧券の交付を受けた者（以下「観覧者」という。）は、条例第六条第一項の許可を受けたものとみなす。

(平成一九規則六三・一部改正)

(利用の許可申請)

第四条 条例第六条第一項の規定による許可（資料展示コーナーに係るものを除く。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、青森市港湾文化交流施設利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

ただし、申請期間を経過した場合であっても、管理運営上支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 多目的ホール及び会議室 利用する日の十二箇月前から七日前までの期間

二 業務用施設 利用する日の一箇月前から七日前までの期間

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合には、前項各号に定める期間の始期の到来前であっても、申請を優先して受け付けることがある。

(平成一八規則二〇・平成一九規則六三・一部改正)

(利用許可書の交付及び提示義務)

第五条 条例第六条第一項の規定による許可は、青森市港湾文化交流施設利用許可書の交付により行うものとする。

2 前項の規定により青森市港湾文化交流施設利用許可書（以下「許可書」という。）の交付を受けた者（以下「利用者」という。）及び観覧者は、港湾文化交流施設の利用に当たり許可書又は観覧券を常時携帯し、港湾文化交流施設の係員又は指定管理者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(平成一八規則二〇・一部改正)

(利用料金の還付)

第六条 条例第七条第四項ただし書の規定による特別の理由があると認めるときは、次の表の上欄に掲げる場合とし、当該場合における還付する利用料金の額は、それぞれ同表の下欄に定める額（一円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額）とする。

特別の理由	還付する額
一 利用者の責めに帰することができない理由のある場合	利用料金の全額
二 利用する日の百八十日前までに第八条の規定による届出があった場合	
三 利用する日の九十日前までに第八条の規定による届出があった場合	利用料金の七割に相当する額
四 利用する日の六十日前までに第八条の規定による届出があった場合	利用料金の五割に相当する額
五 利用する日の三十日前までに第八条の規定による届出があった場合	利用料金の三割に相当する額

2 前項に規定する利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者の承認を得なければ

ならない。

(平成一八規則二〇・全改、平成一九規則六三・平成二〇規則五一・一部改正)

(利用許可事項の変更)

第七条 利用者は、利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、青森市港湾文化交流施設利用許可変更申請書により、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

(平成一八規則二〇・一部改正)

(利用取りやめの届出)

第八条 利用者は、港湾文化交流施設の利用を取りやめようとするときは、青森市港湾文化交流施設利用取りやめ届により、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。

(平成一八規則二〇・一部改正)

(利用料金の減免)

第九条 条例第八条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、青森市港湾文化交流施設利用料金減免申請書により、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

(平成一八規則二〇・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第十条 利用者及び観覧者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 火災及び盗難の防止等に留意し、港湾文化交流施設内における秩序を維持すること。
- 二 港湾文化交流施設の清潔を保つこと。
- 三 その他港湾文化交流施設の係員又は指定管理者の指示に従うこと。

(平成一八規則二〇・一部改正)

(入館の制限)

第十一条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して港湾文化交流施設への入館を拒否し、又は退去を命ずることがある。

- 一 風紀を乱し、又は乱すおそれのある者
- 二 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者
- 三 その他施設の管理上支障があると認める者

(平成一八規則二〇・一部改正)

(破損等の届出)

第十二条 指定管理者又は利用者等は、建物、附属設備及び備品類を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに青森市港湾文化交流施設破損等届（別記様式）により市長に届け

けた利用に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年三月規則第五一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の青森市港湾文化交流施設条例施行規則第六条第一項の規定は、施行日以後になされた申請により利用許可を受けた利用に係る利用料金の還付について適用し、同日前になされた申請により利用許可を受けた利用に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年五月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式(第12条関係)

青森市港湾文化交流施設破損等届

年 月 日

青森市長 様

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名
電 話



次のとおり破損(汚損・紛失)したので、お届けします。
については、ご指示の方法により破損(汚損・紛失)を賠償します。

許可年月日及び番 号	年 月 日 許可第 号			
利用目的 (行事名)				
利用責任者	住所			
	氏名		電話	
破損等の日時	年 月 日 午前・午後 時 分			
破損等の箇所又は 物件の内容及 び数量				
備考				

別記様式（第 1 2 条関係）

（平成 1 8 規則 2 0 ・旧様式第 7 号 ・一部改正、令和元規則 1 ・一部改正）

青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸（以下「八甲田丸」という。）に係る利用料金について、青森市港湾文化交流施設条例（平成17年青森市条例第200号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき減免をする場合の基準を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 八甲田丸に係る利用料金について、次の表の左欄に掲げる利用目的で、同表中欄に掲げる施設を利用する場合、それぞれ同表の右欄に掲げる減免をするものとする。

利用目的	施設	減免の範囲
(1) 市又は八甲田丸の管理を行う者が、港湾文化交流施設の趣旨に沿った利用をする場合	資料展示コーナー、 業務用施設、多目的 ホール及び会議室	全額免除
(2) 小学校、中学校又は特別支援学校が、行事 又は教科として利用する場合	資料展示コーナー、 多目的ホール及び会 議室	
(3) 社会教育関係団体又はこども会等少年団 体が、義務教育終了前の者に対して、基礎的教 養を高めるために使用する場合		
(4) 愛護手帳、身体障害者手帳又は精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている者（介護人 を含む。以下「障害者」という。）が構成する 団体又は個人が利用する場合		
(5) 公共的団体が、遺児又は母子家庭若しくは 父子家庭の児童若しくは生徒を励ますため に利用する場合		
(6) 市が構成員となっている協議会、研究会等 が主催する行事のために利用する場合	資料展示コーナー	5 割減額

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、八甲田丸の利用料金の減免に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年7月8日から実施する。

○青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成十七年四月一日

条例第三十号

改正 平成二四年六月条例第五七号

令和五年三月条例第一号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、本市が設置する公の施設の管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

第二条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設（以下「当該施設」という。）に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、公募の手続をとる暇がないとき、当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 次条及び第十条の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(平成二四条例五七・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第三条 法人その他の団体であって、前条第一項の規定による公募に応じて指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者選定評価委員会)

第四条 指定管理者による公の施設の管理に関する事項について調査審議するため、青森市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平成二四条例五七・追加)

(委員会の所掌事務)

第五条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- 一 指定管理者に管理を行わせる公の施設を選定すること。
- 二 指定管理者の指定の申請に至るまでの手続その他当該手続に必要な事項を審議すること。
- 三 指定管理者の指定の申請に係る事業計画書等の内容を審査し、指定管理者の候補者を選定すること。

四 指定管理者による公の施設の管理に関し評価すること。

五 その他指定管理者による公の施設の管理に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(平成二四条例五七・追加)

(委員会の組織等)

第六条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

一 学識経験者

二 財務等について識見を有する者

三 その他市長が必要と認める者

2 前項第一号及び第二号に掲げる者のうちから委嘱される委員（以下「第一号委員及び第二号委員」という。）の員数は、それぞれ五人以内とする。

(平成二四条例五七・追加)

(委員の任期等)

第七条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一 第一号委員及び第二号委員 委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の三月三十一日まで

二 前条第一項第三号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命される委員 委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の三月三十一日まで

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱し、又は解任するものとする。

(平成二四条例五七・追加)

(委員長及び副委員長)

第八条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にあつては市長の指名によってこれを定め、副委員長にあつては委員長の指名によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成二四条例五七・追加)

(委員会の会議)

第九条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(平成二四条例五七・追加)

(指定管理者の指定)

第十条 市長は、委員会が指定管理者の候補者を選定したときは、第三条の規定による申請に係る事業計画書等に記載された事業計画の実施に要する費用、その実施による効果、第三条の規定による申請に係る事業計画に沿った管理を行う物的能力、人的能力等を総合的に判断して指定管理者の候補者を決定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(平成二四条例五七・旧第四条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第十一条 指定管理者の指定を受けた団体は、規則で定めるところにより、市長と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(平成二四条例五七・旧第五条繰下)

(事業報告書の作成及び提出)

第十二条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その日後）次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 一 管理業務の実施状況及び利用状況
- 二 管理に係る経費の収支状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(平成二四条例五七・旧第六条繰下)

(原状回復)

第十三条 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理しなくなった施設又は設備を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たとき

は、この限りでない。

(平成二四条例五七・旧第七条繰下)

(損害賠償)

第十四条 指定管理者は、故意又は過失により当該施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平成二四条例五七・旧第八条繰下)

(秘密保持義務)

第十五条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(従事していた者を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十六条第二項(第二号に係る部分に限る。)において準用する同条第一項及び第六十七条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮しなければならない。

(平成二四条例五七・旧第九条繰下、令和五条例一・一部改正)

(教育委員会所管の施設への適用)

第十六条 教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の適用については、第二条、第三条、第五条、第十条から第十四条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(平成二四条例五七・旧第十条繰下・一部改正)

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成二四条例五七・旧第十一条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年六月条例第五七号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和五年三月条例第一号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

○青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成十七年四月一日

規則第二十三号

改正 平成二四年七月規則第三三号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年条例第三十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第二条 条例第三条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 条例第三条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 二 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(協定の締結)

第三条 条例第十一条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業計画に関する事項
- 二 事業報告及び業務報告に関する事項
- 三 施設の管理経費に関する事項
- 四 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- 五 公の施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- 六 その他市長が必要と認める事項

(平成二四規則三三・旧第四条繰上・一部改正)

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平成二四規則三三・旧第五条繰上)

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年七月規則第三三号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

別記様式(第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

青森市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

連絡先(電話)

下記の公の施設に関し、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

施設の名称

添付書類

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) その他市長が特に必要と定める書類

○個人情報の保護に関する法律

(平成十五年五月三十日)

(法律第五十七号)

第百五十六回通常国会

第一次小泉内閣

改正 平成一五年五月三〇日法律第六一号

同一五年七月一六日同第一一九号

同二一年六月五日同第四九号

同二七年九月九日同第六五号

同二八年五月二七日同第五一号

同二九年五月二四日同第三六号

同三〇年七月二七日同第八〇号

令和元年五月三一日同第一六号

同二年六月一二日同第四四号

同三年五月一九日同第三七号

同四年五月二五日同第四八号

同四年五月二七日同第五四号

同四年六月一七日同第六八号

同五年五月一九日同第三二号

同五年六月七日同第四七号

同五年十一月二九日同第七九号

同六年六月七日同第四六号

個人情報の保護に関する法律をここに公布する。

個人情報の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）

第二節 国の施策（第八条—第十一条）

第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則（第十六条）

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十六条）

第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則（第六十条）

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）

第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示（第七十六条—第八十九条）

第二款 訂正（第九十条—第九十七条）

第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）

第四款 審査請求（第一百四条—第一百七条）

第五款 条例との関係（第一百八条）

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第一百九条—第一百二十三条）

第六節 雑則（第二百四条—第二百九条）

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等（第二百三十条—第二百四十五条）

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督（第二百四十六条—第二百五十二条）

第二款 認定個人情報保護団体の監督（第二百五十三条—第二百五十五条）

第三款 行政機関等の監視（第二百五十六条—第一百六十条）

第三節 送達（第一百六十一条—第一百六十四条）

第四節 雑則（第一百六十五条—第一百七十条）

第七章 雑則（第一百七十一条—第一百七十五条）

第八章 罰則（第一百七十六条—第一百八十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(平二七法六五・令三法三七・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者

又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 行政機関
 - 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
 - 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（平一五法一一九・平二七法六五・令二法四四・令三法三七・一部改正）

(基本理念)

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

(令三法三七・一部改正)

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(令三法三七・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(令三法三七・一部改正)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

(平一五法六一・平二七法六五・一部改正)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(平一五法一一九・平二一法四九・平二七法六五・令二法四四・令三法三七・一部改正)

第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・追加)

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・旧第八条繰下・一部改正)

(苦情処理のための措置)

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速

な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・旧第九条繰下)

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・旧第十条繰下・一部改正)

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平一五法一一九・一部改正、令三法三七・旧第十一条繰下・一部改正)

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令三法三七・旧第十二条繰下)

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令三法三七・旧第十三条繰下)

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

(令三法三七・旧第十四条繰下)

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

(令三法三七・改称)

第一節 総則

(令三法三七・追加)

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索すること

ができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

（令三法三七・追加）

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

（令二法四四・改称、令三法三七・旧第一節繰下・改称）

（利用目的の特定）

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（平二七法六五・一部改正、令三法三七・旧第十五条繰下）

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴つて個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（令三法三七・旧第十六条繰下・一部改正）

（不適正な利用の禁止）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（令二法四四・追加、令三法三七・旧第十六条の二繰下）

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（平二七法六五・一部改正、令三法三七・旧第十七条繰下・一部改正）

（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(平二七法六五・一部改正、令三法三七・旧第十八条繰下)

(データ内容の正確性の確保等)

第二十二條 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(平二七法六五・一部改正、令三法三七・旧第十九条繰下)

(安全管理措置)

第二十三條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十条繰下)

(従業員の監督)

第二十四條 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(令三法三七・旧第二十一条繰下)

(委託先の監督)

第二十五條 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(令三法三七・旧第二十二条繰下)

(漏えい等の報告等)

第二十六條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政

機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（令二法四四・追加、令三法三七・旧第二十二條の二繰下・一部改正）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を

除く。) 。

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があつたときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(平二七法六五・令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十三条繰下・一部改正)

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の

保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（平二七法六五・追加、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十四条繰下・一部改正）

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（平二七法六五・追加、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十五条繰下・一部改正）

（第三者提供を受ける際の確認等）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（平二七法六五・追加、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十六条繰下・一部改正）

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

（令二法四四・追加、令三法三七・旧第二十六条の二繰下・一部改正）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、

本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（平二七法六五・旧第二十四条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十七条繰下・一部改正）

（開示）

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことがで

きる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（平二七法六五・旧第二十五条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十八条繰下・一部改正）

（訂正等）

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十六条繰下・一部改正、令三法三七・旧第二十九条繰下)

(利用停止等)

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなけ

ればならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十七条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第三十条繰下・一部改正)

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(平二七法六五・旧第二十八条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第三十一条繰下・一部改正)

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をする

ことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十九条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第三十二条繰下・一部改正)

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(平二七法六五・旧第三十条繰下・一部改正、令三法三七・旧第三十三条繰下・一部改正)

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(平二七法六五・追加、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第三十四条繰下・一部改正)

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなけれ

ばならない。

(平二七法六五・旧第三十一条繰下、令三法三七・旧第三十五条繰下)

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第二節繰下)

(仮名加工情報の作成等)

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二条の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り

得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

（令二法四四・追加、令三法三七・旧第三十五条の二繰下・一部改正）

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあ

るのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第三十五条の三繰下・一部改正)

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(平二七法六五・追加、令二法四四・旧第二節繰下、令三法三七・旧第三節繰下)

(匿名加工情報の作成等)

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第三十六条繰下・一部改正)

(匿名加工情報の提供)

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第三十七条繰下)

(識別行為の禁止)

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(平二七法六五・追加、平二八法五一・一部改正、令三法三七・旧第三十八条繰下・一部改正)

(安全管理措置等)

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第三十九条繰下)

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

(平二七法六五・旧第二節繰下、令二法四四・旧第四節繰下)

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者

（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

- 2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

（平二七法六五・旧第三十七条繰下・一部改正、令二法四四・令三法三七・一部改正）

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行

を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

- ロ 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者
(平二七法六五・旧第三十八条繰下・一部改正、令三法三七・令四法六八・一部改正)

(認定の基準)

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(平二七法六五・旧第三十九条繰下・一部改正)

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第百五十五条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第四十九条の二繰下・一部改正)

(廃止の届出)

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(平二七法六五・旧第四十条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第五十条繰下・一部改正)

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(平二七法六五・旧第四十一条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第五十一条繰下・一部改正)

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(平二七法六五・旧第四十二条繰下・一部改正、令三法三七・旧第五十二条繰下)

(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第六章に

において「個人情報保護指針」という。)を作成するよう努めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(平二七法六五・旧第四十三条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第五十三条繰下・一部改正)

(目的外利用の禁止)

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(平二七法六五・旧第四十四条繰下、令三法三七・旧第五十四条繰下)

(名称の使用制限)

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(平二七法六五・旧第四十五条繰下、令三法三七・旧第五十五条繰下)

第六節 雑則

(令三法三七・節名追加)

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（令三法三七・全改）

（適用の特例）

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

一 別表第二に掲げる法人

二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。

一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

（令三法三七・全改・一部改正）

（学術研究機関等の責務）

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（令三法三七・追加）

第五章 行政機関等の義務等

（令三法三七・追加）

第一節 総則

(令三法三七・追加)

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地

方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第一百六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱い

に特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報という。

(令三法三七・追加・一部改正)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

(令三法三七・追加)

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(令三法三七・追加)

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び

次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(令三法三七・追加)

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(令三法三七・追加)

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(令三法三七・追加・一部改正)

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確

保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第一百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（令三法三七・追加・一部改正）

（漏えい等の報告等）

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（令三法三七・追加・一部改正）

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(令三法三七・追加・一部改正)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(令三法三七・追加)

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三

者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（令三法三七・追加）

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（令三法三七・追加）

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除

き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（令三法三七・追加・一部改正）

第三節 個人情報ファイル

（令三法三七・追加）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）

及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は

個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 当該機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない

い。

(令三法三七・追加)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

(令三法三七・追加・一部改正)

第四節 開示、訂正及び利用停止

(令三法三七・追加)

第一款 開示

(令三法三七・追加)

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(令三法三七・追加・一部改正)

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(令三法三七・追加)

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交

渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示す

ることとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

(令三法三七・追加・一部改正)

(部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(令三法三七・追加・一部改正)

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(令三法三七・追加)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(令三法三七・追加)

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、

この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（令三法三七・追加）

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。

ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（令三法三七・追加）

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（令三法三七・追加）

（事案の移送）

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。

この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（令三法三七・追加）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当

該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（令三法三七・追加・一部改正）

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（令三法三七・追加）

（他の法令による開示の実施との調整）

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（令三法三七・追加）

（手数料）

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

第二款 訂正

(令三法三七・追加)

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七

条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(訂正請求の手続)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(令三法三七・追加)

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(令三法三七・追加)

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請

求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

(令三法三七・追加)

(事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

(令三法三七・追加)

(保有個人情報の提供先への通知)

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(令三法三七・追加)

第三款 利用停止

(令三法三七・追加)

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有 개인정보が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有 개인정보를保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(利用停止請求の手續)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有 개인정보를特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（令三法三七・追加）

（保有個人情報の利用停止義務）

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（令三法三七・追加）

（利用停止請求に対する措置）

- 第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（令三法三七・追加）

（利用停止決定等の期限）

第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由が

あるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(利用停止決定等の期限の特例)

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

(令三法三七・追加)

第四款 審査請求

(令三法三七・追加)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。））」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条

第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（令三法三七・追加・一部改正）

（審査会への諮問）

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をす

べき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

(令三法三七・追加・一部改正)

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」とい	審査庁

	う。)	
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び処分庁等）

		ては、審査請求人)
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	終結した旨を通知するものとする
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
	受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	受けたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関

第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁
-----------------------	----------------------------	-----

(令三法三七・追加)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

(令三法三七・追加・旧第百六条繰下・一部改正)

第五款 条例との関係

(令三法三七・追加)

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(令三法三七・追加)

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(令三法三七・追加)

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（令三法三七・追加・旧第百七条繰下）

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

（令三法三七・追加・旧第百八条繰下・一部改正）

（提案の募集）

第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

（令三法三七・追加・旧第百九条繰下）

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつて

は、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(令三法三七・追加・旧第百十条繰下・一部改正)

(欠格事由)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があ
るもの

(令三法三七・追加・旧第百十一条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- 三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。
- 四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- 五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
- 六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- 二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(令三法三七・追加・旧第百十二条繰下・一部改正)

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(令三法三七・追加・旧第百十三条繰下)

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(令三法三七・追加・旧第百十四条繰下)

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

(令三法三七・追加・旧第百十五条繰下・一部改正)

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(令三法三七・追加・旧第百十六条繰下・一部改正)

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。
- 6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。
- 7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政
法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければ
ならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料
の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
い。

(令三法三七・追加・旧第百十七条繰下・一部改正)

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用
に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除す
ることができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに
該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(令三法三七・追加・旧第百十八条繰下・一部改正)

(識別行為の禁止等)

第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法
令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係
る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならな
い。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及
び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条
において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なも
のとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適
切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上
の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用す
る。

(令三法三七・追加・旧第百十九条繰下・一部改正)

(従事者の義務)

第二百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(令三法三七・追加・旧第二百十条繰下)

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第二百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(令三法三七・追加・旧第二百十一条繰下)

第六節 雑則

(令三法三七・追加)

(適用除外等)

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保

護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（令三法三七・追加・旧第二百二十二条繰下・一部改正）

（適用の特例）

第二百五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。）の規定、第一百七十六条及び第一百八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第一百八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第一百七十六条、第一百八十条及び第一百八十一条を除く。）の規定を適用する。

- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

（令三法三七・追加・旧第二百二十三条繰下・一部改正）

(権限又は事務の委任)

第二百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(令三法三七・追加・旧第二百二十四条繰下)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第一百十二条第一項若しくは第一百十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・追加・旧第二百五十五条繰下・一部改正)

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(令三法三七・追加・旧第二百二十六条繰下)

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

(令三法三七・追加)

第六章 個人情報保護委員会

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第五章繰下)

第一節 設置等

(令三法三七・節名追加)

(設置)

第三百十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(平二七法六五・追加・旧第五十条繰下・一部改正、令三法三七・旧第五十九条繰下・旧第二百二十七条繰下)

(任務)

第百三十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

(平二七法六五・追加・旧第五十一条繰下、令三法三七・旧第六十条繰下・旧第二百二十八条繰下・一部改正)

(所掌事務)

第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。
- 三 認定個人情報保護団体に関すること。
- 四 特定個人情報（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
- 五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。
- 六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（平二七法六五・追加・旧第五十二条繰下・一部改正、平二八法五一・令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第六十一条繰下・旧第二百二十九条繰下・一部改正、令六法四六・一部改正）

（職権行使の独立性）

第百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（平二七法六五・追加・旧第五十三条繰下、令三法三七・旧第六十二条繰下・旧第百三十条繰下）

（組織等）

第百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（平二七法六五・追加・旧第五十四条繰下、令三法三七・旧第六十三条繰下・旧第百三十一条繰下・一部改正）

（任期等）

第百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条

第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

- 5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(平二七法六五・追加・旧第五十五条繰下、令三法三七・旧第六十四条繰下・旧第百三十二条繰下)

(身分保障)

第百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(平二七法六五・追加・旧第五十六条繰下、令三法三七・旧第六十五条繰下・旧第百三十三条繰下、令四法六八・一部改正)

(罷免)

第百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(平二七法六五・追加・旧第五十七条繰下、令三法三七・旧第六十六条繰下・旧第百三十四条繰下)

(委員長)

第百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(平二七法六五・追加・旧第五十八条繰下、令三法三七・旧第六十七条繰下・旧第百三十五条繰下)

(会議)

第百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

（平二七法六五・追加・旧第五十九条繰下・一部改正、令三法三七・旧第六十八条繰下・旧第百三十六条繰下・一部改正）

（専門委員）

第百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

（平二七法六五・追加・旧第六十条繰下、令三法三七・旧第六十九条繰下・旧第百三十七条繰下）

（事務局）

第百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（平二七法六五・追加・旧第六十一条繰下、令三法三七・旧第七十条繰下・旧第百三十八条繰下）

（政治運動等の禁止）

第百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（平二七法六五・追加・旧第六十二条繰下、令三法三七・旧第七十一条繰下・旧

第百三十九条繰下)

(秘密保持義務)

第百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(平二七法六五・追加・旧第六十三条繰下、令三法三七・旧第七十二条繰下・旧第百四十条繰下)

(給与)

第百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(平二七法六五・追加・旧第六十四条繰下、令三法三七・旧第七十三条繰下・旧第百四十一条繰下)

(規則の制定)

第百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

(平二七法六五・追加・旧第六十五条繰下、令三法三七・旧第七十四条繰下・旧第百四十二条繰下)

第二節 監督及び監視

(令三法三七・追加)

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(令三法三七・追加)

(報告及び立入検査)

第百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第一百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の

請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令三法三七・追加・旧第四百四十三条繰下・一部改正)

(指導及び助言)

第四百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(令三法三七・追加・旧第四百四十四条繰下)

(勧告及び命令)

第四百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫

していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(令三法三七・追加・旧第百四十五条繰下)

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(令三法三七・追加・旧第百四十六条繰下)

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条

及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（令三法三七・追加・旧第百四十七条繰下・一部改正）

（事業所管大臣の請求）

第百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

（令三法三七・追加・旧第百四十八条繰下）

（事業所管大臣）

第百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

（令三法三七・追加・旧第百四十九条繰下）

第二款 認定個人情報保護団体の監督

（令三法三七・追加）

（報告の徴収）

第百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（令三法三七・追加・旧第百五十条繰下）

（命令）

第百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（令三法三七・追加・旧第百五十一条繰下）

（認定の取消し）

第百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第五十五条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（令三法三七・追加・旧第百五十二条繰下）

第三款 行政機関等の監視

(令三法三七・追加)

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十三条繰下)

(指導及び助言)

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十四条繰下)

(勧告)

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十五条繰下)

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十六条繰下)

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(令三法三七・追加・旧第百五十七条繰下・一部改正)

第三節 送達

(令三法三七・追加)

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（令三法三七・追加・旧第百五十八条繰下・一部改正）

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百条、第一百三條、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

（令三法三七・追加・旧第百五十九条繰下）

（公示送達）

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
- 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間と

する。

(令三法三七・追加・旧第百六十条繰下)

(電子情報処理組織の使用)

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

(令三法三七・追加・旧第百六十一条繰下・一部改正)

第四節 雑則

(令三法三七・追加)

(施行の状況の公表)

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(令三法三七・追加・旧第百六十二条繰下)

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(令三法三七・追加)

(条例を定めたときの届出)

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネ

ットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(令三法三七・追加)

(国会に対する報告)

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(令三法三七・追加・旧第百六十三条繰下)

(案内所の整備)

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(令三法三七・追加・旧第百六十四条繰下)

(地方公共団体が処理する事務)

第百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(令三法三七・追加・旧第百六十五条繰下・一部改正)

第七章 雑則

(平二七法六五・旧第五章繰下、令三法三七・旧第六章繰下)

(適用範囲)

第百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(令二法四四・全改、令三法三七・旧第七十五条繰下・旧第百六十六条繰下・一部改正)

(外国執行当局への情報提供)

第百七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

（平二七法六五・追加、令三法三七・旧第七十八条繰下・旧第百六十七条繰下）

（国際約束の誠実な履行等）

第百七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

（令二法四四・追加、令三法三七・旧第七十八条の二繰下・旧第百六十八条繰下）

（連絡及び協力）

第百七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長（会計検査院長を除く。）は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（平二七法六五・旧第五十四条繰下・旧第七十一条繰下・一部改正、令三法三七・旧第八十条繰下・旧第百六十九条繰下・一部改正）

（政令への委任）

第百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令

で定める。

(平二七法六五・旧第五十五条繰下・旧第七十二条繰下、令三法三七・旧第八十一条繰下・旧第一百七十条繰下)

第八章 罰則

(平二七法六五・旧第六章繰下、令三法三七・旧第七章繰下)

第一百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令三法三七・追加・旧第一百七十一条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第一百七十七条 第一百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(平二七法六五・追加・旧第七十三条繰下・一部改正、令三法三七・旧第八十二条繰下・旧第一百七十二条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第一百七十八条 第一百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第八十三条繰下・旧第一百七十三条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第一百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(平二七法六五・追加、令二法四四・旧第八十三条繰下、令三法三七・旧第八十四条繰下・旧第一百七十四条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第一百八十条 第一百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の

拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令三法三七・追加・旧第百七十五条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令三法三七・追加・旧第百七十六条繰下、令四法六八・一部改正)

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(平二七法六五・旧第五十七条繰下・旧第七十五条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十五条繰下・旧第百七十七条繰下・一部改正)

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平二七法六五・追加・旧第七十六条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十六条繰下・旧第百七十八条繰下・一部改正)

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(平二七法六五・旧第五十八条繰下・旧第七十七条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十七条繰下・旧第百七十九条繰下・一部改正)

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者
- 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

（平二七法六五・旧第五十九条繰下・旧第七十八条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十八条繰下・旧第百八十条繰下・一部改正）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一五年政令第五〇六号で平成一七年四月一日から施行）

（本人の同意に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

（通知に関する経過措置）

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

（平二七法六五・一部改正）

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

(令三法三七・全改)

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一七年四月一日)

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一六年四月一日)

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(この法律の施行の日＝平成一六年四月一日)

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成二一年九月一日）

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月九日法律第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二八年政令第三八五号で平成二九年五月三〇日から施行）

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

三 略

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二八年政令第三八五号で平成二九年三月一日から施行）

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（施行の日＝平成二九年五月三〇日）

（平二九法三六・一部改正）

（通知等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

（外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置）

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす。

す。

（主務大臣がした処分等に関する経過措置）

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件

をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たつての配慮)

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの

とする。

- 3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

（令二法四四・一部改正）

附 則 （平成二八年五月二七日法律第五一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二九年政令第一八号で平成二九年五月三〇日から施行）

附 則 （平成二九年五月二四日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二九年政令第一四八号で平成二九年五月二九日から施行）

附 則 （平成三〇年七月二七日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（第四号（第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一三四号で令和二年一月七日から施行）

（令元法一六・一部改正）

附 則 （令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和元年政令第一八二号で令和元年一二月一六日から施行）

附 則 （令和二年六月一二日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和三年政令第五五号で令和四年四月一日から施行）

一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正

規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 次条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和三年政令第五五号で令和三年一〇月一日から施行)

(通知等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置)

第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置)

第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があったものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があったものとみなして、同項の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二 略

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和三年政令第二九一号で令和四年一月一日から施行)

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（令和三年政令第二九一号で令和四年四月一日から施行）

五 略

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和四年政令第一七六号で令和四年一〇月一日から施行）

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(令和四年政令第一七六号で令和五年四月一日から施行)

(第五十条の規定の施行に伴う経過措置)

第七条 第五十条の規定の施行の日（以下この条において「第五十条施行日」という。）

前に別表第二法人等（第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。

3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。

- 6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条

施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

- 1 4 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

（第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第百六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

（第五十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱い

に関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第

第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

1 0 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。

1 1 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

1 2 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

1 3 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（第五十一条と条例との関係）

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第四八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）

第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年五月二七日法律第五四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和四年政令第二一七号で令和四年六月一七日から施行)

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和

四法律六八) 抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期

禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十三条、第十八条、第五章及び第七章並びに附則第四条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和五年政令第三七八号で令和六年二月一六日から施行)

附 則 (令和五年六月七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝令和七年四月一日)

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従

前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年十一月二十九日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第百六条の十二第二項、第百五十五条の三第二項、第百五十六条の四第二項、第百五十六条の二十の四第二項、第百五十六条の二十の十八第二項並びに第百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第百七条第一項及び第百七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第百条第五号及び第百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第百六条第一項、第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五

十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（令和六年政令第二一号で令和六年二月一日から施行）

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五項、第六十六条第四項及び第五項、第七十二条の三第一項及び第二項、第七十二条の四第二項、第七十二条の十二第一項、第七十八条第十項及び第十一項、第八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和六年六月七日法律第四六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定（同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和六年政令第三六二号で令和七年四月一日から施行）

別表第一（第二条関係）

（令三法三七・追加、令四法五四・令五法三二・令五法四七・令五法七九・一部改正）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

大学共同利用機関法人	国立大学法人法
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二条、第五十八条関係）

（令三法三七・追加・一部改正、令四法五四・令五法四七・一部改正）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

○青森市中小企業振興基本条例

平成二十四年六月二十七日

条例第六十三号

改正 平成二八年六月条例第二九号

本市内に立地する企業は、中小企業が多数を占めており、それぞれの業種及び職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会に貢献するとともに、本市の発展に大きく寄与してきた。地域経済の活性化が企業の利益や所得の増加を生み出すことにより、本市の租税収入の増加をもたらし、市民への多様な施策が実施できるという好循環を生み出してきた。

しかし、近年の国境を越えたグローバル経済の進展とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など、経済を取り巻く環境は極めて厳しい状態に置かれ、中小企業の活力の低下が懸念される。

このような状況の下、自主自立の青森市を作り育て、本市経済の持続可能な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠である。この基本的な考え方を推進するための基本方針等を明らかにし、本市経済の中核をなす中小企業が生き生きと躍動する青森市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、本市経済における中小企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって本市経済の健全な発展並びに本市における雇用の場の創出及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(中小企業者の範囲)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項各号に掲げる者であつて、本市に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、多様な技術、豊かな自然その他の市内各地域が有する資源の持続的な活用を図ることにより推進することに努めるものとする。

(市の責務)

第四条 市は、この条例の基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体及び市民と協力し、効果的に実施するよう努めるものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者で本市に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「市内中小企業者」という。）の受注の機会の増大に努めるものとする。

(平成二八条例二九・一部改正)

(中小企業者の努力)

第五条 中小企業者は、経営の革新（中小企業基本法第二条第二項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応のために、自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第六条 市民は、中小企業の振興が市民生活の安定向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第七条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、この条例の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- 一 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するための施策を推進すること。
- 二 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、市内中小企業者の受注機会の増大に努めること。

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指

定管理者の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、市内中小企業者の参入機会の増大に努めること。

四 中小企業者の経営の革新等のための自主的な取組、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。

五 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進すること。

六 前各号に掲げる事項を基本とする施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(平成二八条例二九・一部改正)

(議会への報告)

第八条 市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第八条の規定は、平成二十四年度分の中小企業の振興に関する施策の実施状況に係る議会への報告から適用する。

附 則 (平成二八年六月条例第二九号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

○青森市情報公開条例

平成十七年四月一日

条例第二十六号

改正 平成一九年九月条例第四一号

平成二一年三月条例第五号

平成二一年一二月条例第三六号

平成二五年三月条例第一七号

平成二七年三月条例第一五号

平成二八年三月条例第七号

令和五年三月条例第一号

(目的)

第一条 この条例は、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政参加を一層促進し、もって公正な市政の確保と市政に対する市民の信頼の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 二 行政文書 実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ロ 図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特

別の管理がされているもの

(平成二一条例五・一部改正)

(解釈及び運用)

第三条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第四条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(行政文書の開示請求)

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第六条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するために必要な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公にすることができない情報
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障

を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平成一九条例四一・平成二一条例五・平成二五条例一七・平成二七条例一五・令和五条例一・一部改正)

(部分開示)

第八条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第二号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公に

しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第九条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第七条第一号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第十条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第十一条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示する場合にあっては、口頭で告知すれば足りる。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由並びに当該行政文書の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲を前二項の書面に記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十二条 前条第一項又は第二項の規定による決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から十五日以内にしなければならない。ただし、第六条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合におい

て、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十五日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項の規定を適用する旨及びその理由

- 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第十七条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の開示決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第七条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- 二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第九条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十七条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理

由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複写した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、これを行うことができる。

2 行政文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについてこれらの写し又はこれらを複写した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が開示決定の通知の際に指定する日時及び場所において行う。

3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初の開示を受けた日から三十日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

(他の制度との調整)

第十五条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定による開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第十六条 この条例の規定による行政文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

3 開示請求をして電磁的記録の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(審査請求)

第十六条の二 市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法

人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

- 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（平成二一条例五・追加、平成二八条例七・一部改正）

（審査請求があった場合の手続）

第十七条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、青森市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

- 3 第一項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

- 4 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平成二一条例五・平成二八条例七・一部改正）

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第十八条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすること

ができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政文書の管理)

第十九条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設け、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関し必要な事項について定め、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示状況の公表)

第二十条 市長は、毎年度、この条例による行政文書の開示の状況を公表しなければならない。

(情報公開の総合的推進)

第二十一条 市は、この条例による行政文書の開示のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報活動、市が出資する法人等の事業、委託事業及び補助金等の交付に係る事業の実施状況に関する資料の収集及び整備その他の行政資料の提供等の情報提供施策の充実を図ることにより、情報公開の総合的推進に努めるものとする。

(市が出資する法人の情報公開)

第二十二条 市が出資する法人のうち市長が定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理者の情報公開)

第二十三条 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報のうち当該指定管理者が管理を行う公の施設に係るものの開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平成二一条例三六・追加)

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平成二一条例三六・旧第二十三条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の青森市情報公開条例（平成十六年青森市条例第二号）又は浪岡町情報公開条例（平成十二年浪岡町条例第四号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(市が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

- 3 市が設立した地方独立行政法人の成立の日前において、この条例の規定により、実施機関が行った行政処分その他の行為又は実施機関に対して行った申請その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が行う業務に係るものは、当該地方独立行政法人が行った行政処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対して行った申請その他の行為とみなす。

(平成二一条例五・追加)

附 則（平成一九年九月条例第四一号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 前号に掲げる規定以外の規定及び次項の規定 平成十九年十月一日

附 則（平成二一年三月条例第五号）

(施行期日)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月条例第三六号）

(施行期日)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月条例第一七号）

(施行期日)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月条例第一五号）

(施行期日)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月条例第七号）

（施行期日）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月条例第一号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

○青森市暴力団排除条例

平成二十三年十二月二十二日

条例第三十三号

(目的)

第一条 この条例は、暴力団が市民生活及び経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民及び地域社会に多大な脅威を与えている状況に鑑み、暴力団排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための措置等について必要な事項を定めることにより、暴力団排除の推進を図り、もって市民生活の安全と平穏の確保及び本市経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団排除 市民生活又は事業活動に与える暴力団の影響を排除することをいう。

(基本理念)

第三条 暴力団排除は、市民生活の安全と平穏を確保し、及び本市経済が健全に発展する上での課題であることを深く認識して、関係行政機関及び関係団体とともに、市、市民及び事業者が連携して行われなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める暴力団排除についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、青森県との連携を図りながら、あらゆる施策を通じ、暴力団排除に努めなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に取り組む等暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、その生活に与える暴力団の影響に関する情報を市に提供すること等により、市が実施する暴力団排除の取組に協力するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、青少年の家族及び地域住民は、基本理念にのっとり、青少

年に対し、暴力団に加入せず、及び暴力団員と交際しないようにするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、暴力団員による不当な要求に応じない等暴力団排除のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動に与える暴力団の影響に関する情報を市に提供すること等により、市が実施する暴力団排除の取組に協力するよう努めなければならない。

(市の事務及び事業からの暴力団の排除)

第七条 市は、その事務又は事業の執行に伴って暴力団に利益を与えることとならないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約において、当該契約の相手方（相手方が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又はその使用人について暴力団若しくは暴力団員であること、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあることが判明したとき、その他当該契約の履行によって暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるものとする。

(相談の処理)

第八条 市は、市民又は事業者からの暴力団排除に関する相談に応じ、その相談に係る事項を解決するために必要な措置を講ずるものとする。

(安全の確保)

第九条 市は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者の安全を確保するため、警察署長に対し警察官による保護を要請する等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、祭礼、興行その他の公共の場所における行事への暴力団員の関与、青森刑務所からの出所者に対する暴力団員による出迎えその他暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して行う行為により、市民等に迷惑がかかり、又は危害が及ぶおそれがあると認めるときは、警察署長に対し、市民等の安全及び平穏な生活を確保するための必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(啓発)

第十条 市は、市民及び事業者の暴力団排除に関する関心と理解を深めるための啓発に必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第十一条 市は、市民及び事業者の暴力団排除に関する取組に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(行事からの暴力団の排除)

第十二条 祭礼、興行その他の公共の場所における行事を主催する者は、当該行事の開催及び運営に係る約款、規約その他の定めにおいて、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

- 一 当該行事の開催及び運営に関し、暴力団員を利用しないこと、又は関与させないこと。
- 二 暴力団員であることを知りながら、その者を当該行事に参加させないこと。
- 三 暴力団員であることを知りながら、その者の露店、屋台その他これらに類する店を出店させないこと。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

平成17年	7月	策定
平成18年	5月	改定
平成19年	3月	改定
平成20年	7月	改定
平成21年	10月	改定
平成22年	4月	改定
平成23年	4月	改定
平成24年	4月	改定
平成25年	7月	改定
平成29年	4月	改定
平成30年	7月	改定

青森市指定管理者制度導入基本方針

平成30年7月 改定

青 森 市

目 次

1	はじめに	3
2	指定管理者制度導入への対応	4
(1)	制度導入に当たっての基本的考え方	4
(2)	基本スケジュール	4
(3)	条例の整備	5
(4)	業務の範囲	5
(5)	指定の期間	5
(6)	利用料金制	5
3	指定管理者の募集	6
(1)	公募の実施	6
(2)	募集方法、募集期間	6
(3)	募集の単位	6
(4)	共同企業体の取扱い	6
(5)	募集要項等の作成	7
4	候補者の選定	11
(1)	指定管理者選定評価委員会の設置	11
(2)	選定基準	11
(3)	選定基準の配点	12
5	予定管理経費等	12
6	選定結果の通知及び情報の公開	12
7	指定の議決	13
8	協定の締結	13
9	利用者等に対する損害賠償責任と施設賠償責任保険への加入	13
10	事業の検証及びモニタリング調査の実施	14
11	指定の取消し等	15
12	業務の引継ぎ	15
資料編		17
資料1	「地方自治法（抜粋）」	19
資料2	「総務省自治行政局長通知」	20
資料3	「管理委託制度、業務委託、指定管理者制度の対比表」	24
資料4	「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」	25
資料5	「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」	28
資料6	「募集要項に明記する事項及び内容」	30
資料7	「市と指定管理者の責任分担表（標準例）」	40
資料8	「利用料金に関する事項について」	41

青森市指定管理者制度導入基本方針 改定履歴

平成１７年７月 「指定管理者制度導入基本方針」策定

①平成１８年５月改定

- 基本スケジュールの変更（指定議案の提出を３月議会から１２月議会へなど）

②平成１９年３月改定

- 年２回のモニタリング実施の追加
- 指定の取り消しに関する事項の追加
- 業務の引継ぎに関する事項の追加

③平成２０年７月改定

- 業務の範囲（行政財産の目的外使用及び使用料の減免に関する事項）の追加
- 利用料金制の適切な運用について追加
- 公募スケジュールの変更（説明会の開催時期、質問の受付期間等の明記等）

④平成２１年１０月改定

- 選定委員会への外部委員の登用
- 選定結果の公表方法の見直し

⑤平成２２年 ４月改定

- 三セク施設の原則公募（H24 審議より）
- 指定管理者による情報公開の努力義務を追記

⑥平成２３年 ４月改定

- 応募書類が情報公開の対象となることを明記

⑦平成２４年 ４月改定

- 選定委員会の所掌事務に「業務実施状況の検証・評価に関する事項」を追加
- 指定管理者の第三者に対する損害賠償責任の履行を確保するための損害賠償責任保険への加入を原則義務化
- 収支計画の採点方法の見直し

⑧平成２５年 ７月改定

- 応募書類に「人件費等内訳書」を追記
- 選定基準に雇用・労働条件に関する評価項目を追加
- 収支計画（効率性）に関する選定基準の配点割合を変更

⑨平成２９年 ４月改定

- 共同企業体の構成員の脱退等の取扱い規定の新設
- 選定基準（審査項目）に財務状況を追加
- モニタリング時等における団体の財務状況の定期的な確認の追加
- 選定評価委員会によるモニタリング調査の一部見直し

⑩平成３０年 ７月改定

- 選定基準（審査項目）の追加
- 共同企業体で申請する場合の条件の追加
- 利用料金制導入施設における前受金取扱いの明確化
- 事業計画書等の提出の明確化

1 はじめに

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、**効率的な管理運営**を図ることを目的として、地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により新たに指定管理者制度が導入され、これにより、これまで地方公共団体の出資法人や公共的団体等にしか認められていなかった公の施設の委託による管理運営については、民間事業者等の参入が可能となったところである。

この基本方針は、指定管理者制度を導入するに当たっての市としての判断基準や導入の手続き等について取りまとめたものであり、平成 17 年 7 月の策定以降、本市はこれまで所要の改定を行いながら、指定管理者制度の円滑な導入及び適切かつ効果的な運用を図ってきたところである。

なお、指定管理者制度については、他自治体においても、その運用について適宜見直し等を行いながら取り組んでいるところであり、本市においてもより適切かつ効果的な制度運用を図るために、今後も、国からの制度運用に関する通知及び他自治体の動向等にも留意しつつ、必要に応じて本方針の見直しを図るものとする。

2 指定管理者制度導入への対応

(1) 制度導入に当たっての基本的考え方

原則「民間にできることは民間に委ねる」という基本方針のもと、全ての公の施設について、外部化の検討対象として管理のあり方についての検証を行い、市民サービスの向上や効率的な管理運営が図れると見込まれる施設については、積極的に制度の導入を図るものとする。

(2) 基本スケジュール

① 指定管理者制度導入の適否（4月下旬～）

- ・指定管理者選定評価委員会による審査

② 施設設置条例の制定・改正（6月議会）

- ・指定管理者による管理の実施
- ・管理の基準（使用制限の要件等）
- ・業務の範囲（施設の維持管理、事業内容、使用許可等）
- ・（必要により）利用料金制に関する事項

③ 募集要項の作成（～7月）

- ・指定管理者選定評価委員会による募集要項の審査

④ 指定管理者の募集（8月～）

- ・募集についての告示
- ・ホームページや広報紙等の活用
- ・募集要項の提示(施設概要、応募資格、応募書類、選定基準等)

⑤ 応募受付（～9月）

- ・提出書類の確認

⑥ 候補者の選定（10月）

- ・指定管理者選定評価委員会による選定基準に基づく審査
- ・応募者に対して選定結果を通知

⑦ 指定議案・債務負担行為の議決（12月議会）

- ・公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間
- ・本市が指定期間内に支払う管理費用に係る債務負担行為の議決

⑧ 指定の通知・告示・協定締結（12月議会後）

- ・指定管理者として指定する旨の通知
- ・指定管理者の指定について告示
- ・指定管理者と管理の細目等について協定締結

⑨ 予算議決（3月議会）

- ・指定管理料の歳出予算

⑩ 管理業務の開始（4月～）

⑪ 事業報告・業務の調査等

- ・事業報告書のチェック、必要な指示等
- ・モニタリング調査の実施、必要な指示等
- ・指定管理者選定評価委員会による指定管理者が行う業務実施状況の検証・評価

(3) 条例の整備

本市の公の施設全般に共通する、指定管理者の指定手続等の一般通則を定める「指定手続等に関する条例」(平成17年4月1日施行)と、個々の公の施設の設置に関する事項や指定管理者が行う管理基準及び業務範囲等を定めた「設置条例」の2種類の条例を制定し、運用する。

(4) 業務の範囲

指定管理者には、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応できるよう、原則、施設の管理業務及び当該施設で実施すべき事業に関する業務を包括的に委ねるものとする。

なお、指定管理者は、施設の管理業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはならないことに留意する。

条例制定に当たっては、施設の設置目的から当該施設で実施すべき事業を十分に検討・精査したうえで、指定管理者の業務の範囲として条例に規定するものとする。

使用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限及び使用料の減免の承認については、指定管理者に行わせることはできない。

(5) 指定の期間

市民サービスの継続性と安定性を確保しながら、指定管理者が計画的な管理運営を行うことができるよう指定の期間は5年間の基本とし、施設の設置目的や性格等を考慮のうえ、施設毎に定めるものとする。

(6) 利用料金制

利用料金制(一部利用料金制含む)は、公の施設の管理運営に当たって指定管理者の自主的な努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できることから、施設の性格や実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討したうえで、積極的に活用を図るものとする。

なお、利用料金制を導入する場合には、施設ごとの設置条例において関係規定を定めることとする。

利用料金制は、指定管理者が支出した管理費と、指定管理者が利用料金として収受した利用料金の差額を指定管理者に支払うような「不足払い方式」ではないことに留意し、毎年度、単なる損失補填は行わないものとする。

3 指定管理者の募集

(1) 公募の実施

今回の制度導入の趣旨は、公の施設の管理について、民間事業者の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで市民サービスの向上と効率的な管理運営を狙いとするものであることから、当然にして指定管理者の募集については、原則として、競争原理の働く公募によることとする。

ただし、公募の手続をとる暇がないとき、当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき、その他市長が特に必要と認めるときは、例外として公募によらずに指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定を行うことができるものとする。

具体的には、次のような場合等が想定される。

- ① 公募に対し応募が無かった場合や選定の結果、候補者として相応しい団体が無かった場合又は指定管理者である団体が継続して管理運営できない事由が発生するなど、緊急性があり公募を行う暇がない場合
- ② 地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる場合

(2) 募集方法、募集期間

広報紙やホームページ、募集施設での掲示、関係団体への情報提供など幅広い広報手段を活用しながら、指定管理者の指定を希望する団体が十分に検討できるよう原則1か月以上の募集期間を設定し、施設の詳細な情報等を提供するとともに、必要に応じて説明会や現地説明会等を開催する。なお、指定管理者の募集に当たっては、関係者に広く周知させるため、告示する。

(3) 募集の単位

原則、個々の施設毎に募集を行うこととするが、施設間のネットワークや運用面での効率化の観点から、複数の施設を同一の指定管理者にまとめて管理させることが適当と判断できる場合は、複数の施設を一括して募集を行うことができるものとする。

また、施設運営の効率性や応募可能な団体を増やすといった観点から、複数の者で構成される共同企業体が申請することも可能とする。

ただし、その場合、当該共同企業体の構成員のいずれかは市内に本店を有する者であることとする。

(4) 共同企業体の取扱い

① 共同企業体の定義

共同企業体とは、公の施設の管理及び運営に関する業務を共同で行うことを目的として、法人又は団体による任意の組み合わせで構成された団体をいう。

② 構成員の責任の明確化

- ・共同企業体は法人格を持たず、その権利義務は、原則として全構成団体に帰属しており、対外的な法律行為についても原則的には全構成団体の名で行うものとする。
- ・共同企業体には代表者を設け、共同企業体を代表して対外的な折衝にあたるほか、施設の管理運営に係る主導的な役割を担う等、重要な権限と義務を担保させることとする。

③ 構成員の変更等に伴う対応

- ・構成員の脱退や除名といった変更については、止むを得ない理由を除き、原則禁止とする。
- ・指定期間中、止むを得ない理由により構成員の脱退や除名が生じた場合は、残存する構成員と市が指定管理の継続に関する協議を行うものとする。
- ・協議の結果、残存する構成員で指定管理を継続することが可能とした場合は、市の承認のもとに指定管理を継続することができるものとする。

(5) 募集要項等の作成

概ね次の事項を記載した募集要項を作成する。また、必要により指定管理者が行う具体的な業務内容を整理した仕様書等を別に作成する。

なお、公募を行わない施設にあっても、上記募集要項等に準じた書類を作成する。

① 施設概要

施設の名称、所在地、設置目的、面積・構造などの施設の概要を明記する。

② 管理の基準

開館時間や休館日等を明記する。なお、これらを応募者の提案に委ねる場合については、その旨も明記する。また、法令等の遵守事項などを明記する。

③ 管理業務の範囲

基本的には施設設置条例に規定した内容を記載するものであるが、その具体的な内容を明記する。なお、その内容については別に仕様書を作成することができる。また、施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に施設を活用した自主事業の提案を提出してもらう場合は、その旨も明記する。

指定管理者に使用料の徴収に関する業務を行わせる場合には、その旨を明記するとともに、その手続きに当たっては別途委託契約を締結する旨も明記する。

④ 指定期間

指定管理者が、市民サービスの継続性と安定性を確保しながら、計画的に施設の管理運営を行うことができるよう、指定の期間は5年間を基本とするが、施設の性質や設置目的等を考慮のうえ、施設ごとに定める。

⑤ 公募スケジュール等

募集要項等の配布、説明会の開催、募集要項等に関する質問の受付期間や申請期間等を明記する。また、必要に応じて応募書類についてヒアリングを実施する旨を明記する。

⑥ 選定等のスケジュール

指定管理者選定評価委員会の開催時期、指定議案の提案時期、指定の通知及び協定の締結時期等を明記する。

⑦ 応募資格

応募者の資格は、次を基本とし、各施設の性格や機能等を考慮して個々に定めることとする。なお、施設の性格や特性等による資格要件を盛り込む際は、いたずらに応募者が制限されないよう、合理的な理由に基づき慎重に行うものとする。

- i 指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体であること（法人格の有無は問わない。）
- ii 青森市内に事務所等の活動拠点を有すること
- iii 本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること
- iv 施設の管理に当たって必要な資格や免許等を有していること
- v 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- vi 本市から指名停止措置を受けていないこと
- vii 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと（本市の取消に限定しない）
- viii 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）及び第 142 条（長の兼業禁止）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定中、「請負」を「請負（指定管理者に係る業務を含む）」とみなした場合に、その規定に抵触しないこと
- ix 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること
- x 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること

⑧ 応募書類

応募書類の種類や記載事項等について明記する。また、応募に関する留意事項として、提出部数、選定結果についての公開事項、応募書類が情報公開の対象となること、応募書類を原則として返却しない旨を明記する。

⑨ 選定方法、選定基準

提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から、市が設置する「指定管理者選定評価委員会」による審査を踏まえ候補者を選定する旨を明記する。

また、候補者を選定する際の選定基準について明記する。

⑩ 管理経費に関する事項

管理に要する経費（指定管理料）については、収支予算書において応募団体から提案を求めることとなるが、応募団体による事業計画書、収支予算書等作成の目安・基準とするため、指定管理者が行う業務の範囲や利用料金の設定等を考慮した上で、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算し、指定管理料基準額として明記することを原則とする。

また、指定管理料基準額については、管理業務開始年度の前年度当初予算額を基礎に、新規の施設については類似施設を参考にしながら、候補者の選定における応募団体提案額との比較を行うために算出した額であり、今後、市が定める予算額及び指定管理者指定議決後に締結する協定での指定管理料の金額とは異なる場合があること、及び指定管理料の金額、支払い時期及び方法は協定書により別途定める旨を明記する。

精算する費目がある場合は、その費目を明記するとともに、応募団体に市の積算額で提案する旨を明記する。

※指定管理料基準額の設定に当たっては、予め財政課と協議を行うこととする。

⑪ 利用料金制に関する事項

指定管理者が管理を行うために必要な経費を賄う方法については、次の3つの方法が考えられる。

- ・ 全て利用料金で賄う（利用料金制）
- ・ 全て設置者である市からの指定管理料で賄う
- ・ 利用料金及び市からの指定管理料で賄う（一部利用料金制）

このうち、利用料金制（一部利用料金制含む）は、公の施設の管理運営に当たって指定管理者の自主的な努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できることから、施設の性格や利用実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討したうえで、積極的に活用を図るものとし、導入する場合においては、その旨を明記する。

また、事業報告において、協定締結時の収支計画を著しく上回る利益が生じた場合は、指定管理者との協議により、増収分の一定割合を市に納付させることができる旨を明記する（協定書及び仕様書にも明記すること）。なお、個別施設の事情や指定管理者の自主的な経営努力などを総合的に判断し、過大に利益を吸い上げることのないようにする。

※この運用に当たっては、予め財政課と協議を行うこととする。（「著しく上回る利益が生じた場合」、「増収分の一定割合」の考え方については資料8を参照）

⑫ 協定に関する事項

事業計画に関する内容のほか、事業報告及び業務報告、利用料金、施設の管理経費、指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項、個人情報の保護、責任区分、緊急時の対応など、市と指定管理者の協議によりその詳細について協定を締結する旨を明記する。

⑬ 市と指定管理者との責任区分に関する事項

- ・指定管理者制度は、従来の管理委託契約と異なり、「指定」という行政処分によって公の施設の管理運営を市に代わって指定管理者に行わせるものであることから、これまで主に市が担ってきたリスクを適切に指定管理者にも分担させることが求められる。このことから、リスクに対する市と指定管理者の責任分担を明記する。
- ・指定管理者が協定内容に違反し又は故意若しくは過失によって、市に損害を与えたときは、市は指定管理者に対して損害賠償を求める旨を明記する。
- ・指定管理者が業務の実施において、指定管理者に帰すべき理由によって第三者に損害を与えた場合、指定管理者はその損害を賠償する旨を明記する。
- ・市は、指定管理者の責めに帰すべき理由により発生した損害について、市が第三者に対して損害を賠償した場合、市は指定管理者に対して求償する旨を明記する。

⑭ 事業計画等に関する事項

指定管理者は毎年度開始前に、当該施設の管理運営業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、市に提出しなければならない旨を明記する。

⑮ 事業報告等に関する事項

指定管理者は毎年度終了後に、当該施設の管理運営業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、市に提出しなければならない旨を明記する。

⑯ その他

- ・備品についての帰属関係を明記する。
- ・業務全部の第三者委託の禁止、個人情報の保護、情報公開の努力義務、指定の取消し等に関する事項について明記する。
- ・指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により事業の履行が確実でないと認められる場合は、指定を取消し、協定を締結しないことができる旨を明記する。
- ・公租公課については、指定管理者は原則として法人税、法人市・県民税及び法人事業税等の課税対象となり、それを負担しなければならない旨を明記する（詳しくは、税務署、青森県東青地域県民局県税部、青森市市民税課等の関係機関に問い合わせのうえ応募書類を作成する旨も明記する。）。
- ・物品等の調達においては、市内の障害者就労施設等から優先して調達するよう努めるものとする旨を明記する。
- ・青森市環境方針に基づく環境配慮事項の遵守に努めるものとする旨を明記する。
- ・指定管理者は、緊急時、防犯、防災対策についてのマニュアルを作成し、定期的な訓練を行うとともに、日常的に情報を収集し、未然の防止を図るよう職員等に指導する旨を仕様書に必ず明記する。
- ・青森市職員接遇マニュアルの周知徹底を図る旨を明記する。
- ・業務に係る関係法令等の遵守を明記する。

4 候補者の選定

(1) 指定管理者選定評価委員会の設置

候補者の選定等を行うため、市長が委嘱する外部有識者数名と市長が任命する理事又は次長を委員とし、市長が指名する委員を委員長とする「青森市指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）を設置するものとし、市長は、選定評価委員会の意見を最大限尊重して候補者を決定する。

- ① 選定評価委員会は、以下の事務を所掌する。
 - ・ 指定管理者制度導入の適否に関する審査
 - ・ 指定管理者制度導入予定施設所管課が作成する募集要項に関する審査
 - ・ 募集要項に記載された指定管理者選定基準に基づく審査
 - ・ 指定管理者業務実施状況の検証・評価
- ② 申請者の資格審査等については、施設の所管課が確認のうえ、選定評価委員会の審議に付するものとする。
- ③ 選定評価委員会の会議については、具体的な団体のノウハウや信用情報に関する内容が公開されてしまう恐れがあることから、非公開とする。
- ④ 公募によらず候補者を選定する場合や、応募団体が一団体であった場合においても、選定評価委員会に諮ることとする。

(2) 選定基準

候補者の選定は、価格競争としての一般競争入札は馴染まず、事業計画書等に記載された事業計画の実施に要する費用、その実施による効果、事業計画に沿った管理を行う物的能力、人的能力等を総合的に判断して行う、プロポーザル方式によるものとする。

具体的には、次に示す項目を参考に各施設の設置目的や性格、機能等に応じた審査項目を設定するものとする。（※印は各施設に共通する項目の例示）

- ① 管理運営全般について
 - ・ 管理運営方針が施設の設置目的に合致しているか（※）
 - ・ 同種の施設管理業務の実績があるか
 - ・ 地域や関係団体との連携が図られるか
 - ・ 団体の財務状況は良好か（※）
- ② 管理について
 - ・ 市内在住者の雇用について配慮があるか（※）
 - ・ 職員の適正配置がなされているか（※）
 - ・ 職員の雇用・労働条件の向上に努めているか（※）
 - ・ 職員研修の内容及び回数は適切か（※）
 - ・ 管理保守点検業務が適切に行われるか（※）
 - ・ 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組は適切か（※）
 - ・ 個人情報保護の取扱いに関する取組は適切か（※）
 - ・ 環境保全、負荷低減の取組が十分に行われるか（※）
 - ・ 障害者雇用など福祉対策の取組が行われるか（※）

③ 運営について

- ・市民の平等利用が確保されるか（※）
- ・利用者ニーズを把握し反映させる仕組みが適切か（※）
- ・利用者に対するサービスの向上が見込まれるか（※）
- ・事業提案の内容が実現可能で効果的か

④ 効率性について

- ・提案内容に対する経費の額が妥当であるか（※）
- ・経費の縮減等に係る方策について工夫されているか（※）

⑤ 応募団体について

- ・市内に本店を有する者であるか

(3) 選定基準の配点

- ① 選定に当たっては、評価項目の点数化による客観的な評価を行うこととし、点数の合計が最も高い申請者を候補者として選定することを原則とする。
- ② 各評価項目への得点配分については、市民サービスの提供を主体とする施設であるか、管理業務を主体とする施設であるかなど、当該施設の性格や業務の内容等を考慮しながら行うものとする。
- ③ 効率性に関する選定基準の配点については、全ての施設について統一することとし、全体の配点の20%程度とする。

5 予定管理経費等

- (1) 指定管理者に対し施設の管理運営業務に係る経費を支払う場合にあつて、候補者を募集する際には、予め施設の予算規模を想定し、指定管理料基準額を設定することとする。
- (2) 指定期間が複数年度にまたがることから、指定管理者を指定するまでに債務負担行為を設定する。なお、当該経費は、毎年度の予算で市と指定管理者の協議のうえ決定するものとする。

6 選定結果の通知及び情報の公開

市は、選定結果について、申請のあった団体全てに通知するものとする。また、透明性の確保の観点から、以下の事項について、市のホームページ等で公開する。

- ・施設名
- ・選定された団体名
- ・指定の期間
- ・選定理由
- ・選定基準及び配点
- ・応募者名（ただし、2者の場合は非公表とする。）

- ・採点結果（ただし、匿名での公表とする。）
- ・会議概要（ただし、ノウハウに関する部分については非公表とする。）

7 指定の議決

指定管理者の指定は、次の事項について議会の議決を経て行う。

- ・指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ・指定管理者となる団体の名称
- ・指定の期間

8 協定の締結

（１）指定管理者に支払う経費の額等、細目的事項については、市と指定管理者との協議により定めることとし、別途文書により協定を締結する。

（２）協定で定める事項は、次のとおりとする。

- ・事業計画に関する事項
- ・事業報告及び業務報告に関する事項
- ・施設の管理経費に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・公の施設の管理運営に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- ・その他必要事項（責任分担、緊急時の対応 等）

（３）指定期間全体に係る事項については包括協定、単年度毎に取り決めるべき事項については、覚書を締結することとする。

9 利用者等に対する損害賠償責任と施設賠償責任保険への加入

施設の管理運営が行われている際に、故意又は過失、施設の瑕疵等が原因となり、利用者等に対して損害賠償を行う必要が生じる可能性がある。

この場合の責任分担の原則としては、資料7「市と指定管理者との責任分担表（標準例）」のとおり帰責事由を有する者がその損害を賠償する責任を負うこととなるが、以下の理由により、指定管理者は、保険会社により提供されている「施設賠償責任保険」に加入し、当該保険からの支払いによって損害賠償責任に対応することを原則とする。

なお、当該保険への加入については、指定管理者を記名被保険者、利用者等を保険金請求権者として、指定管理者が加入手続きを行う。

(1) 指定管理者によって管理される公の施設においては、どのような場合であっても、国家賠償法第1条（公務員による不法行為による損害賠償）、同法第2条（公の造営物の瑕疵による損害の賠償）並びに民法第715条（使用者責任）等に基づき、被害者は市に対して損害賠償を請求することができると考えられ、これらの規定に基づき、市が損害を賠償した場合で、指定管理者に帰責性がある場合には、市が指定管理者に対して求償できる。

(2) 市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」については、平成23年度制度改正により、全ての指定管理者を当該保険の被保険者としてみなすことができるようになったものの、指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となり、また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあること。

さらには、指定管理者の自主事業による活動は対象外となる場合もあるため、指定管理者が独自で保険に加入し、指定管理者による損害賠償の履行を確保する必要がある。

10 事業の検証及びモニタリング調査の実施

(1) 指定管理者は、毎年度終了後、管理運営業務に関する事業報告書を提出する。

(2) 施設所管課は、事業報告書等に基づき、指定管理者による運営状況について確認・検証し、不適切な状況に対しては必要に応じて改善指導を行い、その内容については、施設への掲示や市ホームページへの掲載により公表することとする。

また、施設の安定した管理運営が図られるよう、指定管理者の団体の財務状況について、確認するものとする。

(3) 施設所管課は、施設の設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者と協議のうえ、市民ニーズの把握や利用者の要望等を施設の管理運営に反映させるために、年2回、モニタリング調査（施設の管理運営状況の聴取や実地調査）を行うことにより、当該施設の適切な管理運営が行われるよう努めることとし、不適切な状況に対しては必要に応じて改善指導を行い、その内容については、施設への掲示や市ホームページへの掲載により公表することとする。

また、施設の安定した管理運営が図られるよう、指定管理者の団体の財務状況について、確認するものとする。

(4) 選定評価委員会は、指定管理者による施設の管理運営状況及び施設所管課によるモニタリング調査等について、客観的な視点から検証・評価を行うため、施設所管課が実施した事業報告書等評価及びモニタリング評価の内容等について定期的に確認及び検証・評価を行い、改善すべき内容が認められた場合においては、是正・改善の助言等を行う。

指定管理者又は施設所管課は、選定評価委員会からは是正・改善の助言等を受けた場合は、速やかに改善措置を講じ、報告するものとする。

選定評価委員会は、指定管理者又は施設所管課による是正・改善の状況について、確認を行う。

選定評価委員会による検証・評価結果については、施設への掲示や市ホームページへの掲載により公表することとする。

選定評価委員会による検証等については、次のような視点で行うものとする。

- ・市が実施するモニタリングが適正であるかどうか
- ・是正・改善の指示等は適正に行われているか
- ・利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や市の対応は適切であるか
- ・指定管理業務の会計処理は適切であるか、収支状況は健全であるか、業務実施状況は適正であるか、安全性を欠く点はないか

1 1 指定の取消し等

(1) 市が指定管理者に対して、管理運営業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をした場合、指定管理者がこの指示に従わないときや管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(2) 市は指定管理者に対して、このことにより生じた損害の賠償を命ずることができるものとする。

1 2 業務の引継ぎ

(1) 指定管理者は、指定期間の始期から円滑に管理業務を実施できるよう、市又は前指定管理者と業務の引継ぎを行うものとする。

(2) 指定管理者は、指定期間が満了するとき、又は指定が取消されたときは、市又は新たな指定管理者との円滑な業務の引継ぎに協力するとともに、管理に必要なデータ等を市が指定する期日までに市又は新たな指定管理者に引渡すこととする。

(3) 利用料金制導入施設の指定管理者で指定期間満了日後の利用に係る利用料金を事前に收受する場合は、その利用料金に相当する金額を、新たな指定管理者又は市に引き継ぐこととする。

資 料 編

資料1 「地方自治法（抜粋）」

資料2 「総務省自治行政局長通知」

資料3 「管理委託制度、業務委託、指定管理者制度の対比表」

資料4 「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」

資料5 「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」

資料6 「募集要項に明記する事項及び内容」

資料7 「市と指定管理者の責任分担表（標準例）」

資料8 「利用料金に関する事項について」

資料 1 「地方自治法（抜粋）」

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

資料 2 「総務省自治行政局長通知」

平成 15 年 7 月 17 日付けの総務省自治行政局長通知によれば、公の施設の指定管理者制度の概要は、次のとおりである。

総 行 行 第 8 7 号

平成 15 年 7 月 17

日

各都道府県知事殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）は、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成 15 年 7 月 17 日付け総行行第 86 号、総行公第 39 号、総財公第 61 号、総財務第 71 号、15 文科高第 275 号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第 1 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第 2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)

① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（改正法附則第1条関係）
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第2条関係）

※ 個別法において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないとされているが、国における規制改革などによってこれらの制限が緩和されつつあるので、その動向に注意しておく必要がある。

平成22年12月28日付けの総務省自治行政局長通知による、公の施設の指定管理者制度の運用に係る留意点は、次のとおりである。

総 行 経 第 3 8 号
平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議員
各指定都市議会議員

} 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとするものとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

資料3 「管理委託制度、業務委託、指定管理者制度の対比表」

	管理委託制度（従来）	業務委託	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定	限定なし ※議員、長についての禁止規定あり（地方自治法92条の2、142条）	法人その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではないが、個人は不可
法的性格	「公法上の契約関係」 条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務執行の委託	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務執行の委託	「管理代行」 指定（行政処分的一种）により公の施設の管理権限の指定を受けたものに委任するもの
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する ※「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定める
①施設の使用許可	受託者はできない		指定管理者が行うことができる
②基本的な利用条件の設定	受託者はできない		条例で定めることを要し、指定管理者はできない
③不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者はできない		指定管理者はできない
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体		
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる		
利用料金制度	採ることができる	採ることはできない	採ることができる

資料４「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」

平成十七年四月一日

条例第三十号

改正 平成二四年六月条例第五七号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、本市が設置する公の施設の管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

第二条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設（以下「当該施設」という。）に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、公募の手続をとる暇がないとき、当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

２ 次条及び第十条の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(指定管理者の指定の申請)

第三条 法人その他の団体であって、前条第一項の規定による公募に応じて指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者選定評価委員会)

第四条 指定管理者による公の施設の管理に関する事項について調査審議するため、青森市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第五条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- 一 指定管理者に管理を行わせる公の施設を選定すること。
- 二 指定管理者の指定の申請に至るまでの手続その他当該手続に必要な事項を審議すること。
- 三 指定管理者の指定の申請に係る事業計画書等の内容を審査し、指定管理者の候補者を選定すること。
- 四 指定管理者による公の施設の管理に関し評価すること。
- 五 その他指定管理者による公の施設の管理に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(委員会の組織等)

第六条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- 一 学識経験者
- 二 財務等について識見を有する者
- 三 その他市長が必要と認める者

2 前項第一号及び第二号に掲げる者のうちから委嘱される委員（以下「第一号委員及び第二号委員」という。）の員数は、それぞれ五人以内とする。

（委員の任期等）

第七条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 一 第一号委員及び第二号委員 委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の三月三十一日まで
- 二 前条第一項第三号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命される委員 委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の三月三十一日まで

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱し、又は解任するものとする。

（委員長及び副委員長）

第八条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にあつては市長の指名によってこれを定め、副委員長にあつては委員長の指名によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第九条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（指定管理者の指定）

第十条 市長は、委員会が指定管理者の候補者を選定したときは、第三条の規定による申請に係る事業計画書等に記載された事業計画の実施に要する費用、その実施による効果、第三条の規定による申請に係る事業計画に沿った管理を行う物的能力、人的能力等を総合的に判断して指定管理者の候補者を決定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

（協定の締結）

第十一条 指定管理者の指定を受けた団体は、規則で定めるところにより、市長と公の施

設の管理に関する協定を締結するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第十二条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その日後）次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

一 管理業務の実施状況及び利用状況

二 管理に係る経費の収支状況

三 前二号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（原状回復）

第十三条 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理しなくなった施設又は設備を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第十四条 指定管理者は、故意又は過失により当該施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第十五条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（従事していた者を含む。）は、青森市個人情報保護条例（平成十七年青森市条例第二十七号）第六条第二項及び第七条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮しなければならない。

（教育委員会所管の施設への適用）

第十六条 教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の適用については、第二条、第三条、第五条、第十条から第十四条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

（委任）

第十七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年六月条例第五七号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

資料５「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」

平成十七年四月一日

規則第二十三号

改正 平成二四年七月規則第三三号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年条例第三十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第二条 条例第三条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 条例第三条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 二 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(協定の締結)

第三条 条例第十一条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業計画に関する事項
- 二 事業報告及び業務報告に関する事項
- 三 施設の管理経費に関する事項
- 四 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- 五 公の施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- 六 その他市長が必要と認める事項

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年七月規則第三三号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

指定管理者指定申請書

年 月 日

青森市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名
連絡先（電話）

下記の公の施設に関し、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

施設の名称

添付書類

- （１） 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- （２） 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- （３） その他市長が特に必要と定める書類

資料6「募集要項に明記する事項及び内容」

募集要項等に明記する事項の例は次のとおりとする。なお、施設によって保険加入の義務付けなどがある場合は、適宜追加すること。

1 施設概要等

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 設置目的
- (4) 建物面積、建物構造、敷地面積等（1F ○○室、2F ○○室、その他）
- (5) 令和○年度及び○年度の事業活動

2 管理の基準

- (1) 開設期間
- (2) 開館時間
- (3) 休館日
- (4) 法令等の遵守
遵守すべき法令等（地方自治法、関係条例及び規則等）を列挙

3 管理業務の範囲

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設及び設備の使用許可等に関する業務
- (4) 使用料の収納に関する業務
- (5) その他の業務

◆指定管理者に「使用料の収納に関する業務」を行わせる場合には、注意事項として、「市と指定管理者は別に使用料収納事務委託契約を締結し、○○施設の使用料の収納及び市に納入する業務を行う。」旨を明記する。

◆個々の業務内容の詳細については、業務仕様書として別途作成する。

4 指定期間

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで（○年間）

5 公募スケジュール等

(1) 募集要項等の配布

期 間 令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）まで
（ただし、土・日曜日、祝日を除く、○時から○時まで）
配布場所 ○○○○ ※市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 説明会の開催

日 時 令和○年○月○日（○） ○時から○時まで
開催場所 ○○○○ ※参加希望者は令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）
までに○○○課（施設）まで申し込みしてください。

◆現地説明会も実施する場合は、その開催日時、場所等も明記する。

(3) 募集要項等に関する質問の受付等

受付期間 令和〇年〇月〇日 (〇) から令和〇年〇月〇日 (〇) まで
(ただし、土・日曜日、祝日を除く、〇時から〇時まで)

受付方法 質問書(様式〇号)により提出してください。

回答方法 令和〇年〇月〇日 (〇) までに説明会出席者及び募集要項配布団体に対し、郵送又は FAX 又は電子メールにて回答します。
なお、申請書等を市ホームページからダウンロードした団体で、説明会に出席できない団体は、事前に連絡してください。
※受付期間を過ぎた質問事項については、原則、お答えすることができませんので留意してください。

(4) 申請書等の受付

受付期間 令和〇年〇月〇日 (〇) から令和〇年〇月〇日 (〇) まで
(ただし、土・日曜日、祝日を除く、〇時から〇時まで)

提出方法 〇〇〇課に直接持参してください。

※応募内容等については、ヒアリングさせていただく場合があります。

6 選定等のスケジュール(予定)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 選定評価委員会の開催予定 | 令和〇年〇月頃 |
| (2) 選定結果の通知 | 令和〇年〇月を目途に審査結果を郵送で通知します。 |
| (3) 指定議案の提案 | 令和〇年〇月議会に提案します。 |
| (4) 指定の通知 | 令和〇年〇月議会終了後、文書にて通知します。 |
| (5) 協定の締結 | 令和〇年4月1日以前には締結します。 |

7 応募資格

法人その他の団体で、次の全ての要件を満たす者とします。

- ① 指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体であること(法人格の有無は問わない。
なお、複数の者で施設の管理運営を行う場合は、共同企業体で応募すること
ただし、その場合、当該共同企業体の構成員のいずれかは市内に本店を有する者であること
- ② 青森市内に事務所等の活動拠点を有すること
- ③ 本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること
- ④ 施設を管理するに当たって必要な資格や免許等を有していること
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと
- ⑥ 本市から指名停止措置を受けていないこと
- ⑦ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと(本市の取消しに限定しない)
- ⑧ 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)及び第142条(長の兼業禁止)又は第180条の5第6項(委員の兼業禁止)の規定中、「請負」を「請負(指定管理者に係る業務を含む)」とみなした場合に、その規定に抵触しないこと
- ⑨ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること
- ⑩ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員

を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること

8 応募書類

(1) 指定管理者指定申請書(様式〇号)

◆共同企業体の場合の記載に当たっては、団体名は、「共同企業体名」を記入し、代表者氏名は共同企業体の代表者を記入すること。

(2) 共同企業体構成員表(共同企業体の応募の場合)

◆共同企業体の場合は、上記の申請書のほか、「共同企業体構成員表」(下記参考)を添付すること。

◆共同企業体として申請する場合には、代表団体を選定すること。

(例:共同企業体の場合)

様式第〇号

共同企業体構成員表

1 共同企業体名

2 構成員等

(代表となる団体)所在地

団体名

代表者氏名

印

(構成員)所在地

団体名

代表者氏名

印

(構成員)所在地

団体名

代表者氏名

印

(構成員)所在地

団体名

代表者氏名

印

(3) 事業計画書、事業の実施計画書

◆必須事業以外の自主事業がある場合、自主事業計画書も併せて作成すること。

(4) 〇〇〇管理運営収支予算書

◆項目ごとの金額を説明する資料を任意の様式で作成すること。

(5) 人件費等内訳書

様式〇号

人件費等内訳書

No.	職・業務	雇用形態	人数	勤務時間 (週)	休日(週) 休憩(日)	賃金単価	各種手当	社会保険等	労働安全衛生・ 福利厚生等	就業規則 の有無	人件費総額
例 1	館長(管理責任者)	正社員	1 人	40 時間	2 日 1 時間	月額 2 0 万円	通勤手当、賞与	健康保険、厚生年金、労働保険	健康診断 作業環境の整備	有	360 万円
例 2	グループリーダー	正社員	1 人	40 時間	2 日 1 時間	月額 1 8 万円	時間外手当 通勤手当	健康保険、厚生年金、労働保険	健康診断 安全講習	有	280 万円
例 3	経理・庶務	パート	4 人	35 時間	2 日 45 分	時給 8 0 0 円	通勤手当	健康保険、厚生年金、労働保険	健康診断 作業環境の整備	有	880 万円
例 4	受付窓口	アルバイト	4 人	30 時間	2 日 15 分	日額 5, 0 0 0 円	通勤手当	健康保険、厚生年金、労働保険	健康診断 作業環境の整備	有	720 万円

※「人件費総額」の合計額は、収支予算書の人件費と同額となります。

(6) 応募資格を証する書類

- ・ 法人の場合は、市税の完納証明書及び令和（平成）○年度から令和○年度（直近3ヵ年）の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税を証する書類
- ・ 法人以外の団体においては、団体の代表者の住民票の写し及び完納証明書
- ・ 指定管理者の申請に係る応募資格誓約書（様式○号）

◆共同企業体の場合は、構成員全ての団体名等を記載のうえ、提出すること。

（例：共同企業体の場合）

様式○号

指定管理者の申請に係る応募資格誓約書

令和 年 月 日

青森市長 ○○ ○○ 様

所在地

団体名

代表者

印

（構成員）所在地

団体名

代表者氏名

印

（構成員）所在地

団体名

代表者氏名

印

青森市○○施設の指定管理者の申請にあたり、下記の応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- (1) 指定期間中、施設を安定して管理運営できる団体であること（法人格の有無は問わない）
複数の者で施設の管理運営を行う場合は共同企業体とし、当該共同企業体の構成員のいずれかは市内に本店を有する者であること
- (2) 青森市内に事務所等の活動拠点を有すること
- (3) 本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (4) 施設を管理するに当たって必要な資格や免許等を有していること
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (6) 青森市から指名停止措置を受けていないこと
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと（本市の取消しに限定しない）
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）及び第142条（長の兼業禁止）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定中、「請負」を「請負（指定管理者に係る業務を含む）」とみなした場合に、その規定に抵触しないこと
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統

制の下にない団体であること

※企業共同体の場合は、構成員全ての団体名等を記載のうえ、提出すること。

(7) 定款又は寄附行為の写し又は登記事項証明書（法人以外の団体は会則等）

(8) 役員名簿

(9) 組織・運営・業務概要を記載した書類

(10) 当該団体の経営状況を説明する書類

・令和（平成）〇年度から令和〇年度まで（直近3事業年度分）の事業報告書及び決算報告書一式

（損益計算書、貸借対照表のほか各種明細書等を含む。）

・令和〇年度の事業計画書及び収支予算書

※共同企業体の場合は、構成するすべての団体について、経営状況を説明する書類を提出してください。

※社会福祉法人その他団体にあつては、当該書類に準ずる書類を提出してください。

※当該団体の経営状況を確認するに当たり、追加で書類の提出を求める場合があります。

(11) 類似施設等の管理運営実績がある場合には、類似施設等管理実績表（任意様式）

※ 応募に関する留意事項

① 1団体1申請として重複申請は禁止します。

（単独で応募した法人等は、同一の指定管理者の募集に対して共同企業体の構成員となることはできません。また、同一の指定管理者の募集に対し、複数の共同企業体において同時に構成員となることもできません。）

② 共同企業体の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、応募することはできません。

③ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が参加する場合においては、その組合員が他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできません。

④ 提出部数 正本1部と副本〇部提出。

⑤ 副本に当たる事業計画書、事業の実施計画書及び収支予算書は、団体名が特定又は推測できないような内容にしてください。

⑥ 管理業務の一部を第三者に委託する場合は、見積書等の積算根拠となる資料を提出してください。

⑦ 応募に要する費用は応募者の負担とします。

⑧ 提出された書類は返却しません。

⑨ 上記の書類がなく、新たに作成することができない特別の事情がある場合は、書類がない旨及びその理由を記載した申立書（任意様式）を提出してください。

⑩ 応募締切後は、提出された書類の内容の変更又は追加には応じません。

⑪ 提出された書類に虚偽の記載があった場合には失格とします。

⑫ 提出された書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。ただし、青森市情報公開条例第7条の規定により、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがあ

る情報)を除き、開示の対象となります。

- ⑬ 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- ⑭ 選定結果に関する下記の事項について、市のホームページ等で公開します。
 - ・施設名
 - ・選定された団体名
 - ・指定の期間
 - ・選定理由
 - ・選定基準及び配点
 - ・応募者名(ただし、2者以上の場合は非公表とします。)
 - ・採点結果(ただし、匿名での公表とします。)
 - ・会議概要(ただし、ノウハウに関する部分については非公表とします。)

9 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理者選定評価委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定します。

(2) 選定基準

指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別紙○「選定基準」に基づき総合的に判断し、決定します。なお、効率性の採点に当たっては、原則、指定管理期間全体に係る提案額の平均をもって採点します。

10 指定管理料

- (1) 市は毎年度の予算の範囲内において、○○○の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は、申請時に提案された収支予算書に基づき、指定管理者と市が協議の上、会計年度ごとに覚書で定めます。

(2) 指定管理料基準額

○○○／年平均(消費税及び地方消費税を含む)

※指定管理料基準額については令和○年度当初予算額を基礎に、選定における基準との比較を行うために算出した額であり、今後、市で定める予算額及び指定管理者指定議決後に締結する協定での指定管理料の額とは異なります。なお、指定管理料の金額、支払い時期及び方法は別途覚書で定めます。

※(精算する費目がある場合)○○費は精算対象経費であることから、○○○円／年で計算してください。

- (3) 指定管理料は、原則変更しませんが、当初想定されなかった特別な事情が発生した場合は、その都度協議を行い決定します。

◆精算する場合は、(3)については、精算する旨を記載する。

11 利用料金制に関する事項

利用料金制(一部利用料金制含む)を採用する場合は、利用料金の見込額を明記する。

1 2 協定

(1) 協定は、市と指定管理者の協議により定めることとし、文書により締結します。

(2) 協定で定める事項は、次のとおりとします。

- ア 事業計画に関する事項
- イ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ウ 施設の管理経費に関する事項
- エ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- オ 個人情報保護に関する事項
- カ 市と指定管理者の責任分担に関する事項
- キ 緊急時の対応に関する事項
- ク その他必要事項

(3) 指定管理料の金額、支払い時期及び方法など単年度ごとに取り決めるべき事項については、(1)の協定のほか覚書を締結することとします。

1 3 責任区分

市と指定管理者の責任分担は、資料7「市と指定管理者の責任分担表（標準例）」を参考にして、施設毎の特殊性を考慮し設定してください。

1 4 施設賠償責任保険への加入

市に施設設置者として瑕疵があった場合は、市が損害賠償責任を負いますが、その損害が指定管理者の施設の管理責任に起因したものについては、指定管理者が市又は第三者に対してその損害を負うことになります。

また、指定管理者に起因した損害について、市が第三者に損害賠償した場合、市は指定管理者に対して求償することとなるため、指定管理者の負担により施設賠償責任保険に加入しなければなりません。

なお、〇〇保険については、市が加入します。

1 5 事業計画

(1) 指定管理者は毎年度開始前、管理運営業務の実施計画や利用目標を取りまとめた事業計画書及び管理に係る経費の収支予算等を取りまとめた収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出しなければなりません。

1 6 事業報告

(1) 指定管理者は毎年度終了後、管理運営業務の実施状況や利用状況を取りまとめた事業報告書及び管理に係る経費の収支状況等を取りまとめた収支決算書を作成し、市が指定する期日までに提出しなければなりません。

(2) 市は事業報告書に基づき、指定管理者による運営状況を施設へ掲示するとともに、市ホームページに掲載するなどして、市民に周知します。

(3) 指定管理者は毎月、利用状況、施設の異常の有無、実施した行為及び事業等の概要、金銭の出納管理状況等を月次報告書として、市が指定する期日までに市に提出しなければなりません。

- (4) 市は施設の責任者として、定期的に指定管理者からの運営状況の聴取及び実地調査を実施するとともに、その結果をホームページに掲載します。

17 その他

- (1) 管理運営に必要なため、市の備品については無償で使用できます。また、指定管理者が購入した備品については、その所有権は指定管理者の帰属となります。
- (2) 管理業務の全部を第三者に委託することは禁止します。管理業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面を市に提出し、承認を得なければなりません。
- (3) 青森市個人情報保護条例の規定を遵守し、情報の取り扱いには十分に注意しなければなりません。
- (4) 青森市情報公開条例の規定に基づき、管理を行う公の施設に係る情報の開示及び提供に努めなければなりません。
- (5) 市は、指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認める場合には、指定を取消し、協定を締結しないことができます。
- (6) この要項及び協定に違反したときは、指定期間内であっても業務の全部又は一部の指定を取り消すことがあります。
- (7) 指定管理者は原則として法人税、法人市・県民税及び法人事業税等の課税対象となり、それを負担しなければなりません。
※詳しくは、税務署、青森県東青地域県民局県税部、青森市市民税課等の関係機関に問い合わせのうえ応募書類を作成してください。
- (8) 物品等の調達においては、市内の障害者支援施設等から優先して調達するよう努めるものとします。
- (9) 指定管理者は、「青森市環境方針」に基づく環境配慮事項の遵守に努めるものとします。
- (10) 指定管理者は、施設職員に対し、「青森市職員接遇マニュアル」の周知徹底を図るものとします。
- (11) 指定管理者は、業務に係る関係法令等の遵守に努めるものとします。

18 問合せ先

担当部局、住所、電話番号、FAX、eメール、担当

19 配布資料

- (1) 指定管理者指定申請書（青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則別記様式）
- (2) 共同企業体構成員表（様式〇号）

- (3) ○○○事業計画書 (様式○号)
- (4) ○○○事業の実施計画書
 - ※必須事業実施計画書 (様式○号)、自主事業実施計画書 (様式○号)
- (5) ○○○収支予算書 (様式○号)
- (6) 人件費等内訳書 (様式○号)
- (7) 指定管理者の申請に係る応募資格誓約書 (様式○号)
- (8) 応募に関する質問書 (様式○号)
- (9) ○○管理運営業務仕様書
 - ※仕様書には、維持管理の仕様・貸付備品一覧なども添付すること
- (10) 選定基準 (別紙○)
- (11) 市と指定管理者の責任分担表 (別紙○)
- (12) ○○施設の維持管理の仕様 (別紙附表○)
- (13) ○○条例 (平成○年青森市・・・)
- (14) ○○条例施行規則 (平成○年青森市・・・)
- (15) 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成○年・・・)
- (16) 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 (平成○年・・・)
- (17) 青森市個人情報保護条例 (平成○年・・・)
- (18) 青森市個人情報保護条例施行規則 (平成○年・・・)
- (19) 青森市情報公開条例 (平成○年・・・)
- (20) 青森市暴力団排除条例 (平成○年・・・)
- (21) 青森市環境方針
- (22) 青森市職員接遇マニュアル

資料７「市と指定管理者の責任分担表（標準例）」

項 目		市	指定管理者
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加（ただし、急激な変動があった場合は協議）		○
法令の変更	施設の管理・運営に影響を及ぼす関係法令等の変更に関するもの	協 議	
事業の中止・ 変更・延期	市の政策変更により、管理業務の継続に支障が生じた場合、又は管理業務の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
	緊急に、大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における指定管理料及び利用料の取扱い	協 議	
	指定管理者の事業放棄・経営破たんによるもの		○
第三者への賠償	施設・設備の設計・構造上の瑕疵など、市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者としての義務を怠るなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
	管理運営業務の一部を委託された者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱など市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う費用負担、事業の変更・中止	協 議	
施設・設備・ 備品の損傷	指定管理者としての義務を怠ったことによる損傷		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない市の施設、設備、備品の損傷	○	○ ただし、年額○千円以内（1件当たり○千円未満）
需要変動	利用者数が見込みを下回ることによる収益の減少		○
終了手続	指定期間終了時の施設の水準の保持		○
	事業の終了時における手続に関する諸費用		○
準備行為	管理運営業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練、研修等の実施その他の準備行為		○

※上記に規定する事項以外は、市と指定管理者の協議の上で対応する。

※需要変動については、利用料を徴収する場合に記載するものとする。

資料 8 「利用料金に関する事項について」

- 指定管理者制度導入基本方針において、募集要項に記載する事項として、利用料金に関するものがあり、その中で、「事業報告において、協定締結時の収支計画を著しく上回る利益が生じた場合、指定管理者との協議により、増収分の一定割合を市に納付させることができる旨を明記する」こととしている。
- 「著しく上回る利益」、「増収分の一定割合」の考え方について示すこととする。

1 「著しく上回る利益が生じた場合」とは

事業報告において、収支差が黒字であり、かつ、協定締結時の利用料金収入見込額を上回る収入がある場合とする。

2 「増収分の一定割合」とは

事業報告において、黒字となった収支差額と協定締結時の利用料金収入見込額を上回る額を比較し、少ない方を増収分とすることとし、増収分の2分の1の額を市に納付するものとする。なお、増収分の2分の1の額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切捨てた額を市に納付する額とする。

ただし、収支差額の積算における支出額については、その内容を精査したうえで、適正であると認められる部分を対象とする。

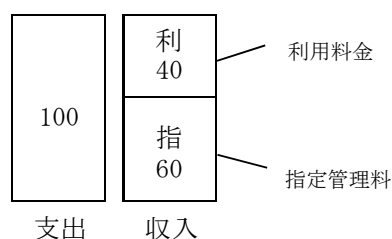
また、指定管理者側が、自主的な経営努力等による増収分であることを、根拠を示しつつ主張する部分については、市と指定管理者が協議の上、市に納付する割合を決定することとする。

(参考：著しく上回る利益が生じた場合の事例)

◆協定締結時

協定締結時の指定管理料見込額にかかる収支予定において、

【支出を 100、収入のうち指定管理料を 60、利用料金額を 40 とした場合】の積算

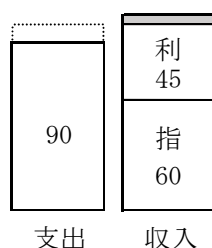


◆事業報告時

①「著しく上回る利益が生じた場合」に当てはまる場合の例

(協定締結時の収支予定と比べ...)

パターン①：【支出を 90、利用料金額を 45 とした場合】黒字で、支出が下回ったが、利用料金収入見込額を上回った場合



(収入見込<黒字の場合)

- ・協定締結時の利用料金収入見込額を上回る額は『5』
- ・黒字は『15』
- ・増収分の 1/2 で『2.5』を納付

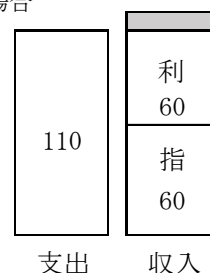
パターン②：【支出を 100、利用料金額を 50 とした場合】黒字で、支出は同額だが、利用料金収入見込額を上回った場合



(収入見込=黒字の場合)

- ・協定締結時の利用料金収入見込額を上回る額は『10』
- ・黒字は『10』
- ・増収分の 1/2 で『5』を納付

パターン③：【支出を 110、利用料金額を 60 とした場合】黒字で、支出も利用料金収入見込額も上回った場合

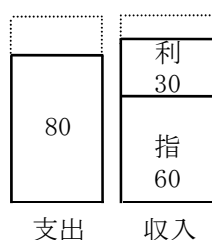


(収入見込>黒字の場合)

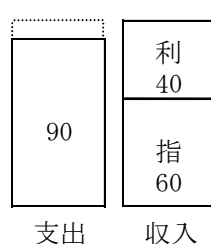
- ・協定締結時の利用料金収入見込額を上回る額は『20』
- ・黒字は『10』
- ・増収分の 1/2 で『5』を納付

②「著しく上回る利益が生じた場合」に当てはまらない場合の例

パターン④：【支出を 80、利用料金額を 30 とした場合】黒字だが、利用料金収入額が下回った場合



パターン⑤：【支出を 90、利用料金額を 40 とした場合】黒字だが、利用料金収入見込額を上回らなかった場合



パターン⑥：【支出を 110、利用料金額を 50 とした場合】利用料金収入見込額を上回った



青森市環境方針

【基本理念】

青森市は、八甲田連峰、県民の森梵珠山、陸奥湾といった広大な自然に恵まれたまちです。私たちは、古来より、この豊かな自然から多くの恩恵を受け、恵まれた環境のもとで、発展してきました。

しかしながら、私たちが物質的に豊かになる一方で、様々な形で環境への負荷を与えるようになり、いつのまにか、人類の生存基盤である地球環境そのものを脅かすようになってきています。

私たちのふるさとである青森市の恵み豊かな自然環境とともに、かけがえのない美しい地球を将来世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務です。

このため、青森市役所は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な都市「海と山に恵まれた自然豊かな『緑と水と青空の青森市』」の実現に向け、環境マネジメントシステムにより、市自らが率先して、継続的に環境の保全と改善に取り組みます。

【基本方針】

1 地球温暖化対策の推進

新エネルギーや省エネルギー設備の積極的な導入などにより、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）・省資源の推進

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、資源の再使用や再資源化等に積極的に取り組みます。

3 環境法令等の遵守及び環境汚染の予防

環境に関する法令や条例等を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。

4 継続的な改善の実施

環境目的・目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図ります。

5 職員への教育・研修の実施

職員一人ひとりが環境方針を認識し、この方針に沿った活動を継続的に実施できるよう、教育・研修を行います。

6 環境方針及び活動結果の公表

環境方針は内外に公表するとともに、環境マネジメントシステムに基づく活動結果を広く公表します。

平成21年 7月31日

青 森 市 長

青森市職員 待遇マニュアル

【R4.5.9 改訂】

青森市総務部人事課

はじめに

人口減少時代において多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくために、市民との連携・協働により各種事業を推進している私たちにとって、市民は「大切なお客様」であると同時に「協働のパートナー」です。

言うまでもなく、「協働のパートナー」であるためには信頼関係が不可欠ですが、担当する仕事を公平・正確・迅速に行うだけでは信頼関係は築けません。

職員一人ひとりが市民の気持ちになって対応し、職員誰もが行政サービスの提供者であることを意識して行動することができれば、市民との信頼関係も確立できるはずです。

接遇の基本は、「相手の身になって考えるやさしさと思いやりを持ち、その気持ちを相手に伝える」ことです。

しかし、残念なことに、依然として職員の対応についての苦情が寄せられており、その中には、態度や言葉づかいに関するものが多く見受けられます。

たとえ一人の行動、発言であってもそれは「青森市役所」の代表としての対応となることを忘れてはいけません。

この「青森市職員接遇マニュアル」は、私たち職員が身につけておくべき接遇の基本をテーマ毎にまとめたものです。

常に身近において実践することにより、市民の皆様から信頼される職員、親しまれる市役所を目指していきましょう。

目 次

I 基本マナー編

- 1 接遇の基本 P1～4
 - (1) 言葉づかい
 - (2) 敬語の使い方
 - (3) お辞儀の仕方
 - (4) 服装と身だしなみ
- 2 窓口対応 P5・6
 - (1) 窓口対応における心構え
 - (2) 窓口対応手順
- 3 電話対応 P7～9
 - (1) 電話対応における心構え
 - (2) 電話の受け方
 - (3) 電話の掛け方
- 4 クレーム対応 P10・11
 - (1) クレーム対応における心構え
 - (2) クレーム対応手順

II ビジネスマナー編

- 5 来客案内 P12
 - (1) 他課や会議室までの案内
 - (2) 会議室への案内
 - (3) エレベーターでの案内
- 6 席次のマナー P13・14
 - (1) 応接室における席次
 - (2) 会議室における席次
 - (3) エレベーターにおける席次
 - (4) 自動車における席次
- 7 その他のマナー P15・16
 - (1) 訪問
 - (2) 名刺交換
- <参考資料> P17～20
 - (1) 自己診断チェック
 - (2) 一般用語と接客用語
 - (3) 職場用語の言い換え例
 - (4) 伝言メモ様式例

1 接遇の基本

接遇の基本は、「相手の気持ちを理解すること」であり、社会人として当然心得ていなければならないものです。これができないと、いくら業務の知識があっても、市民の皆様からの信頼は得られません。

お客様が窓口に来ているのに、自分の仕事を中断されたくないからといって、見て見ぬふりをしたりせずに、自分がそのようにされたらどう感じるのか考えながら、常にお客様の立場に立った接遇を心掛けましょう。

(1) 言葉づかい

私達は、言葉で人と話し、人間関係を円滑にし、お互いに意思が通じ合うことができます。

無駄なおしゃべりや粗雑な言葉はもちろんのことですが、役所言葉、専門用語、仲間言葉、あいまいな言葉などは使わず、丁寧でわかりやすい言葉を使うように心掛けましょう。

例えば、「そちらに記載例が出ています。」を「そちらに書き方の見本があります。」と言い換えた方が、分かりやすくなります。

(巻末掲載の「(3)職場用語の言い換え例」を参考にしてください。)

ポイント

接遇の基本用語を使いこなしましょう

お客様や場所に応じた言葉を使っているつもりでも、とっさに使い慣れた言葉が出てしまうことがあります。

普段から丁寧な言葉づかいを心掛けましょう。

以下の言葉は、特によく使いますので、反射的に口から出るようにしましょう。

(巻末掲載の「(2)一般用語と接客用語」を参考にしてください。)

「どのような、ご用件ですか」

「かしこまりました」

「少々、お待ちくださいませ」

「(大変)お待たせいたしました」

「恐れ入ります」

「申し訳ございません」

「お疲れ様でした」

(2) 敬語の使い方

社会人として敬語を正しく使うことは大切であり、敬語を正しく使えと、「きちんとしている人だ」と相手にいい印象を与えることができます。

逆に、敬語を言い間違えることは、相手に失礼であり不快感を与えてしまいます。

敬語には、尊敬語、謙譲語、丁寧語の三つの種類があり、それぞれ、次のような特徴がありますので、TP0（時、場所柄、場合）に合わせて間違えずに使うようにしましょう。

① 尊敬語

お客様の動作や物事に対して敬意を表します

<例>

- ◆「どちらからいらっしゃいましたか？」
- ◆「書き方の見本を御覧になりましたか？」

② 謙譲語

自分の行為や物事に対してへりくだることにより間接的にお客様に敬意を表します

<例>

- ◆「こちらからすぐに参ります。」
- ◆「私がいたしましょうか？」
- ◆「はい、では確かに申し伝えます。」

③ 丁寧語

お客様が聞きやすいように、言葉づかいを丁寧にして敬意を表します

<例>

- ◆慣用的にそえる
「お茶」「お金」
- ◆お客様の持ちもの、動作、状態にそえる
「お車」「お荷物」「御住所」「御職業」「お出掛け」「お帰り」「御在宅」

ポイント

間違いやすい敬語に気をつけましょう

敬語は、意識して無理に使おうとすればするほど不自然に聞こえるものですので、一つ一つの言葉の意味を考え、確実に身につけて、自然に使えるようになりますように。

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 「さきほどお客様の <u>申された</u> ことですが、」 | ⇒ ㊦ おっしゃった |
| 「どちらから <u>参られましたか</u> ？」 | ⇒ ㊦ いらっしゃいましたか |
| 「食事は何を <u>いただかれますか</u> ？」 | ⇒ ㊦ 召し上がりますか |
| 「そちらで <u>結構</u> ですか？」 | ⇒ ㊦ よろしいでしょうか |
| 「案内状を <u>拝見</u> されましたか？」 | ⇒ ㊦ 御覧になりましたか |

(3) お辞儀の仕方

お辞儀は、言葉以上にこちらの意思をお客様に伝えます。特に職場でのお辞儀は、市役所の第一印象に影響を与えますから、いい加減にはできません。

単に頭を下げるのではなく、心を込めて、丁寧にお辞儀をすることが重要です。

ポイント

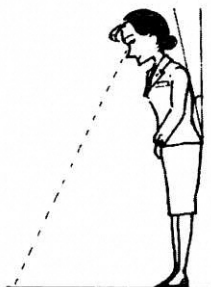
お辞儀をするタイミングが肝心です

お辞儀をする際は、先に挨拶を述べてから行う（先語後礼）ことが大切であり、挨拶が完全に終わってから、お辞儀をすることにより、一連の動作がスムーズに見えます。

- ・最初にお客様と目を合わせる
- ・背筋を伸ばし、正しい姿勢で立つ
- ・頭を倒すのではなく、胸をお客様に近づける感じで倒す
- ・お辞儀の速度はゆっくり（ある角度で止め、そこで一呼吸静止する感じで）
- ・起き上がる時のスピードはお客様に合わせる
- ・最後もお客様と目を合わせる

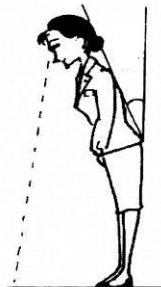
3種類のお辞儀

<15°のお辞儀>
15°



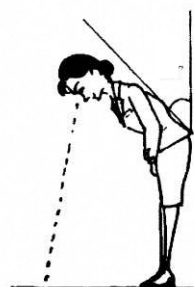
2m先
廊下ですれ
ちがった時
などの軽い
お辞儀

<30°のお辞儀>
30°



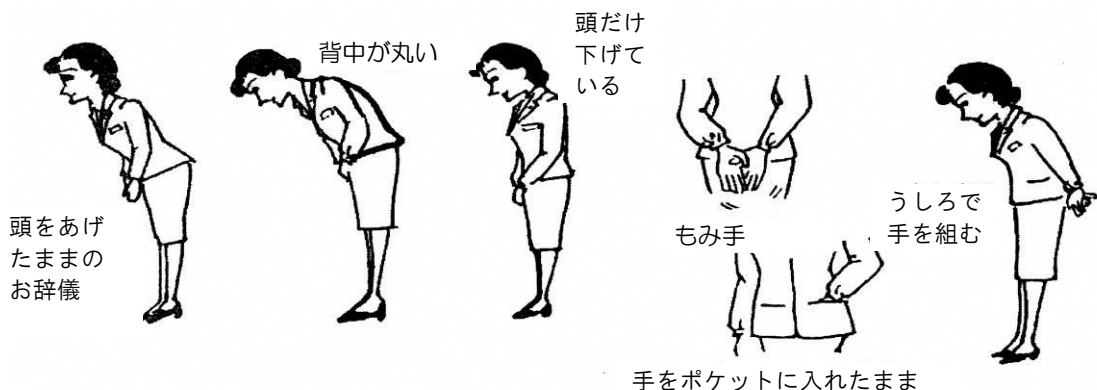
1.5m先
朝・夕の挨拶、
来客との
直接対応

<45°のお辞儀>
45°



1m以内
お詫び
出迎え
見送り

良くないお辞儀の例



(4) 服装と身だしなみ

市役所には、老若男女を問わずあらゆる年代の方が訪れます。職員の服装については、制服が決められている場合を除いて基本的には自由ですが、周囲の職員と調和のとれた清潔感のある身だしなみを心掛けなければなりません。

特に窓口での対応では、話す内容や話し方も大事ですが、表情や態度・身だしなみなどの視覚情報が最も重要です。第一印象は、最初の3～7秒の間に決まるといわれており、一度作られてしまうと、その印象にとらわれ、払拭することは難しいものです。

たとえ同じ行動を取ったとしても、最初に「良い感じを受けた人」と「悪い感じを受けた人」ではその受け取り方が大きく異なります。

きちんとした服装、笑顔、感じの良い挨拶で出迎えることで「良い印象」を持っていただくことができ、その後の対応をスムーズに進めることができます。

身だしなみのポイント

① 市民等に不快感を与えないように心掛けましょう

- ・髪や爪などは清潔感を意識し、整えましょう。
- ・服は汚れやしわのない清潔感のあるものを心掛け、色・柄・素材など派手なものは避けましょう。

② 服装については、TPO（時、場所、場合に即した対応）によって使い分けましょう

- ・周囲が違和感を覚えないように、時季を各自で考慮しながら服装を判断しましょう。
- ・式典への出席等、社会通念上必要と判断される場においてはジャケットやネクタイを着用するなど、必要に応じて対応しましょう。

③ 名札・職員証は常に着用しましょう

- ・職員の名前等が、対応したお客様に伝わるように、名札は常に着用しましょう。

2 窓口対応

(1) 窓口対応における心構え

「どの窓口へ行ったらいいのだろう」という不安感を抱いて来たお客様に、「来てよかった」「この職員に对应してもらってよかった」と満足してお帰りいただくためには、窓口での対応が非常に重要です。

お客様に「どのようなご用件でしょうか。」「お待たせいたしました。」などこちらから声を掛けることで、お迎えする気持ちを伝えます。

対応の手順を知り、その段階にふさわしい対応をしましょう。

(2) 窓口対応手順

① 笑顔で感じ良く出迎え、挨拶をする

お客様に気付いているのに知らないふりなどせず、体全体をお客様に向け、優しい笑顔で迎えます。

お客様の目を見て、明るくはっきりした声でさわやかに「おはようございます。」「どのような御用件でしょうか。」「お待たせいたしました。」と挨拶をします。

② 用件を聴く

まずは、適度なあいづちやうなずきを行いながら、聴き役に徹しましょう。

不明瞭な点は質問し、お客様の意向を素早く正確に把握するとともに、確認のために、「〇〇税の口座振替のお申込みでよろしいでしょうか。」など、内容を復唱するとよいでしょう。

お客様の声を単なる音声として聞くのではなく、積極的に耳を傾けることにより、お客様は、誠実に自分の話を聴いてくれていると満足感を得ることができるものです。

③ 対応できるか判断する

お客様の用件を把握したら、次に、それは自分（自分の課）で処理できるかどうか、自分で処理できないなら誰（どの課）に任せるべきかを、正確に素早く判断します。

この判断を誤ると、「たらい回しにされた」という批判を受けることになります。

担当がどの部署（課）かを素早く判断するためには、日頃から自分の仕事だけではなく、関連する事項や組織全般について幅広い知識を身につけておかねばなりません。

④ 処理する

用件を処理するときは、以下のことに気を付けましょう。

- ◆迅速かつ正確に
- ◆中立かつ公平に
- ◆感じよく、丁寧に

⑤ 見送る

用件を済ませたお客様が窓口を３歩離れるまで、見送るという気持ちが大切です。

見送る際は、軽く会釈をしながら、「お疲れ様でした。」と声を掛けましょう。

ポイント

クッション言葉を使いましょう

クッション言葉は、「お願い・依頼」「反論・反対意見」「拒否」など、直接伝えると冷たく、そっけなくなるような場合に有効です。

クッション言葉を活用して会話に柔らかい印象を与え、お客様に不快感を感じさせないようにしましょう。

「恐れ入りますが」

「恐縮ですが」

「お手数ですが」

「失礼ですが」

「よろしければ」

「申し訳ございませんが」

「誠に申し上げにくいのですが」

「あいにくですが」

3 電話応対

(1) 電話応対における心構え

市役所には、問い合わせや要望など様々な電話がかかります。

電話を受けたあなたが、本市を代表して応対しているということを忘れずに、必ず自分の名前を名乗ってから電話にでましょう。

常にお客様が目の前にいるという気持ちで姿勢を正し、明るいトーンで話すことで、お客様に誠意が伝わります。

通話時間が長くなると、料金がかさみますので、お客様にコストがかかっていることを忘れずに迅速な対応を心掛けましょう。

また、電話での待ち時間は、実際の時間よりも長く感じるため、返答までに時間がかかるようなら、折り返し連絡するなどの対応をとり、やむを得ず、お待たせする場合は、目安となる時間をお知らせしましょう。

(2) 電話の受け方

内容	対応例	お客様	留意事項
①事前準備			メモ用紙を準備しておく。
②受話器をとり名乗る	(2 コール以内にでる) 「おはようございます。 (午前 10 時位まで) 青森市■■■課、●●●でございます。」	「××の■■■と申します。」	自分の名前を名乗る 《3 コール以上の場合》 「お待たせいたしました。」を付ける。
③お客様の名前を確認	「××の■■■様ですね。いつもお世話になっております。」 《お客様が名乗らない場合》 「恐れ入りますが、どちら様ですか。」	「こちらこそお世話になっております。恐れ入りますが、△△主幹はいらっしゃいますか。」	名前を復唱する 《聞きとりづらい場合》 「お電話が少し遠いようですが。」と言う。 クッション言葉を付ける。
④名指し人を確認	「△△でございますね。かしこまりました。」 《担当部署が違う場合》 担当部署が違う旨説明し、お詫びした上で責任をもって担当課に取次ぐ。		名前を復唱する ※さんや役職などの呼称はつけない(上司や親族からの場合は除く)。

I 基本マナー編

⑤在席の場合	《同姓者がいる場合》 「△△は2人おりますが、男性と女性どちらでしょうか。」 「△△に代わりますので、少々お待ちください。」 目安となる時間 ※少々…取り次ぐまでの間 少し…10 秒 しばらく…1 分 後ほど…30 分 後日…2 日以内	「男性の方です。」	「太っている人ですか。」など身体的特徴を言わない。 取り次ぐ際は、聞いた内容を正確に伝える。 ＜取り次がれたら＞ 「お電話代わりました。■■課、△△でございます。いつもお世話になっております。」と言ってでる。
⑥不在の場合	「申し訳ございませんが、あいにく△△は外出しております。午後には戻る予定になっております。」 「戻り次第こちらから連絡させましょうか。」	「そうですか。」 「お願いします。」	外出していると答えるだけでなく、積極的に戻る時間をお知らせする。 こちらから掛けなおすのが基本。
⑦電話を掛けなおす場合	「午後には戻る予定ですので、戻り次第こちらからお電話を差し上げるよう申し伝えます。」 「それでは、恐れ入りますが、御連絡先を教えてくださいませんか。」 「繰り返します。 017-734-1111、××の■■様ですね。かしこまりました。」	「お願いします。」 「こちらの電話番号は、017-734-1111 で、私、××の■■と申します。」 「よろしく申し上げます。」	単に伝えるではなく、申し伝えるが丁寧。 連絡先は念のため聞いておく。 必ず復唱する。
⑧用件を代わって聞く場合	「午後には戻る予定ですが、よろしければ、代わりにご用件をお伺いいたします。」	「お願いします。」	お客様が急いでいる場合や代わりに対応できる場合。
⑨締めくくりの言葉	「私は△△と申します。では、失礼いたします。」		誰が伝言を受けたのか明らかにするために、必ず氏名を改めて名乗る。

※メモをとる場合は、巻末掲載の「[参考] 伝言メモ様式例」を参考にしてください。

(3) 電話の掛け方

内容	対応例	留意事項
①事前準備		予め要件を整理しメモしておく。 必要な書類は手元に用意しておく。
②電話をかける	《個人宅へ掛ける場合》 「〇〇様のお宅でございますか。」 《携帯電話へ掛ける場合》 「〇〇様の携帯電話でございますか。」 《官公署・企業へ掛ける場合》 「〇〇市▲▲課（〇〇株式会社◇◇課）です。」と 先方が名乗るのが通例ですが、そうでない場合は、 「〇〇市（〇〇株式会社）様でございますか。」と 聞く	相手を確認する。
③自分を名乗る	「私、青森市（役所）■課の△△と申します。おはようございます。（午前10時位まで）」	TP0 に応じて、「いつもお世話になっております。」などと言い換える。 庁内の他課へ電話する場合も、「■課の△△と申します」と必ず名前を名乗る。
④相手がいるか確認	「恐れ入りますが、◆様はいらっしゃいますか。」	
⑤在席の場合	※在席の場合は取り次いでもらう	取り次がれたら「今、お時間大丈夫でしょうか。」と相手の都合を確認する。
⑥不在の場合	「恐れ入りますが、何時ごろお戻りですか。」 《戻る時間がわかっている場合》 「かしこまりました。それでは改めて、こちらからお電話いたします。」 《折り返し連絡をもらう場合》 「申し訳ございませんが、お戻りになりましたら、お電話いただけませんかでしょうか。」 《伝言を依頼する場合》 「恐れ入りますが、お伝えいただけますか。」	戻る予定時間を確認する。 基本的にはかけなおす。 自分の所属・氏名・連絡先を確実に伝える。
⑦締めくくりの言葉	「私、青森市の■課の△△と申しますが、失礼ですが、お名前をお伺いしてもよろしいでしょうか。」 「どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。」	自分の名前を名乗ったうえで、伝言を依頼した相手の名前を聞く。 電話をかけた側が切るのが基本ですが、市民にかける場合などは、先方が切ったのを確認してから受話器を置く。

4 クレーム対応

(1) クレーム対応における心構え

「クレーム＝貴重な指摘・意見」ですので、私たち職員が気付いていない問題点や市民ニーズにしっかりと耳を傾け、業務改善のきっかけにしましょう。

お客様の中には、悪意のあるクレームを言ったり、不当な要求をしてくる方がいるのも事実ですが、原則として全てのクレームに対して、誠意があるものとして対応する必要があります。

その上で、お客様の言い分を注意深く聴き、常識の範囲で対応できるのかどうかを慎重かつ迅速に判断し、悪意のあるクレームや不当な要求であると判断した場合は、複数名での対応などの危機管理対応に切り替える必要があります。

(2) クレーム対応手順

① お客様に冷静になってもらう

お客様に冷静になってもらうために、不快な思いをさせたことに対しては、「御不快な思いをさせて申し訳ございませんでした。」などと、謝罪しましょう。

また、お客様がひどく興奮している場合は、人や場所などの状況を変えることで冷静になっていただける場合もあります。

② お客様の話をじっくり聴く

お客様の目を見ながら話をじっくり聴きましょう。

その際には、うなずく、あいづちを打つ、復唱する、メモをとるなど、「聴いている」態度をお客様に示すことも重要です。

興奮しているお客様も「自分が言っていることを理解してくれている」と安心し、徐々に冷静になっていただけるはずです。

つい、こちらの言い分を説明して「早く済ませたい」と考えがちですが、お客様の言いたいことを話していただくことが重要です。

③ 事実関係を確認する

こちらとお客様側の認識や常識の違いがクレームとなることが多いので、5W1Hの要領で適宜質問をしながら、事実関係をはっきりさせます。

「いつ(when)、どこ(where)の課に、どのような用件で(what)行った時、
どの担当者から(who)、どんな対応を受け(why)、どのような不快な思いをしたのか(how)」

④ 対応する

不手際があった場合は誠意をもって謝ったうえで、対応できることであれば、迅速に対応し、影響が大きくなる苦情については、速やかに上司に報告しましょう。

仮に対応できないことであっても、「誠に申し上げにくいのですが。」「お気持ちはわかりますが。」などのクッション言葉を活用しながら、解決策や代替案を示したりすることにより、納得してもらえる場合があります。

「おまえじゃ話にならない、上司を出せ。」と言われることがありますが、担当者の説明では納得できず、より責任のある人から説明を聞きたいと思うのは当たり前のことです。

そんな時は、「私が担当です。責任をもって対応いたします。」「必要な時には上司を呼んで参りますので、その前にもう少し説明させていただきませんか。」などと、その業務に最も精通しているという自信を持ち、誠意を持って対応しましょう。

それでも納得してもらえない場合は、上司に内容を説明したうえで、段階的に上司に引継いでいきましょう。

ポイント

相手の心情を理解していることを伝えましょう

クレームを言っている相手に対しては、「自分の立場や気持ちを理解してくれている」と感じてもらうことが重要です。

決して事務的にならずに、相手の心情を理解していることを伝えるために、以下のような共感の言葉を使いましょう。

「おっしゃるとおりです。」

「御指摘のとおりです。」

「御事情お察しいたします。」

「お客様の御意見は真摯に受け止めます。」

「お気持ちはわかります。」

5 来客案内

お客様の用件が済んだら、「お疲れ様でした。」と言声を掛けるとともに、車で来庁されたかどうか確認し、駐車券への押印・無料時間の延長手続きなど、必要に応じて適切な応対をしましょう。

廊下でどこの課に行けばいいのか迷っているお客様には、こちらから積極的に声を掛け、案内するように心掛けましょう。

(1) 他課や会議室までの案内

- ① 案内する場所を伝える。
- ② お客様には廊下の中央を歩いてもらい、自分はおお客様の斜め前に立ち案内する。
- ③ お客様に対して完全に背中を向けないように歩く。
- ④ お客様の歩調に合わせてながら 2～3 歩先を歩く。
- ⑤ 曲がる時は、歩く速度を落とすかいったん止まり曲がる方向を示す。

(2) 会議室への案内

- ① 案内場所に着いたら、ノックをし、空室であることを確認する。
- ② 内開きのドアなら、自分が先に入り、「どうぞお入りください。」と声を掛ける。
- ③ 外開きのドアなら、「どうぞお入りください。」と声を掛け、先に案内する。
- ④ 指定席の場合は席まで案内し、指定席でない場合はその旨を伝える。（応接室への案内の場合は上座をお勧めする）
- ⑤ ドアを閉めるときは、ドアに体を向けてゆっくりと閉める。

(3) エレベーターでの案内

- ① お客様と一緒にエレベーターに乗る際は、先入れ先出しが基本。
- ② 乗る時には外側のボタンを押し、「どうぞ。」と声を掛け、先にお客様に乗ってもらい、自分が乗る時は、「失礼します。」と言い、操作盤の前で待機する。（大人数を案内するときは、「失礼します。」と言って先に乗る）
- ③ 降りる時は「開」のボタンを押し、お客様に先に降りてもらい「右（左）手にお進みください。」と声を掛ける。

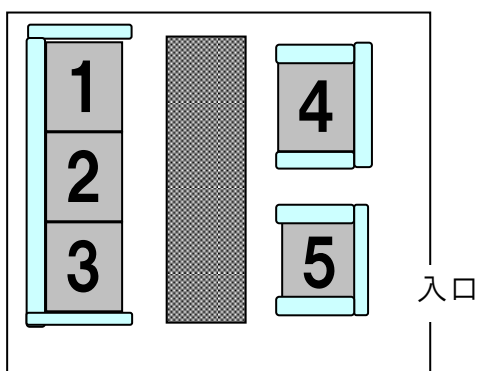
6 席次のマナー

会議や乗り物を利用する際の席次マナーは、ビジネスマナーの基本であり、社会人としての常識が試されますので、しっかり覚え、社会人として恥ずかしくないようにしましょう。

(1) 応接室における席次

部屋の入口から遠いところが上座となります。

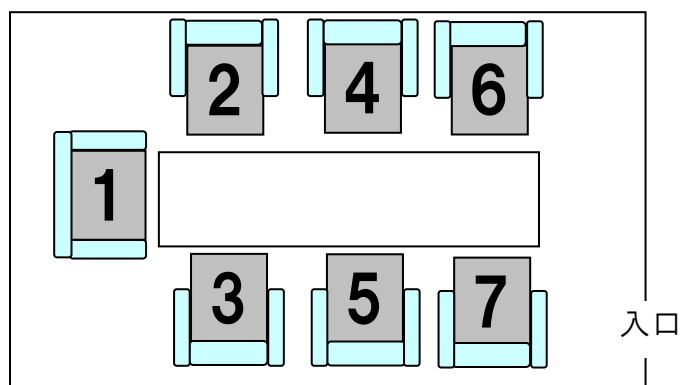
※ 上記が原則ですが、大きな窓があり、美しい景観や眺望が臨める場合や絵画がある場合は、入口側であっても景色や絵画が見える方が上座となることに注意が必要です。



(2) 会議室における席次

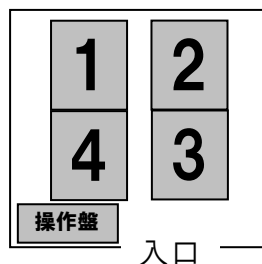
議長の席に近く、部屋の入り口から遠い方が上座となります。

※ (1)と同様の例外あり



(3) エレベーターにおける席次

操作盤の前が下座で、その奥が上座となります。

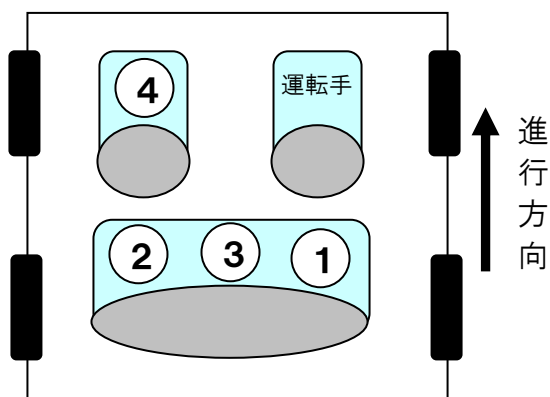


(4) 自動車における席次

① 運転手がいる場合（公用車など）

運転席の後ろが上座で、後部座席に3名で座る時は、真中が最も下座となります。

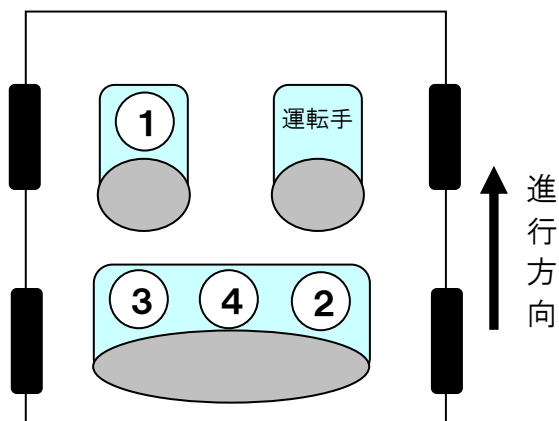
※ タクシーであれば、1の席は入り口から最も遠く乗り降りしづらいため、上司やお客様の意向を確認するようにしましょう。



② 上司やお客様が運転する場合

トータル4～5名で乗車するなら助手席が上座

※ 3名で乗車するような場合には、後部は1名でゆったり座れることになるため、上司やお客様の意向を確認する。



7 その他のマナー

(1) 訪問

訪問前に電話で要件・日時を打ち合わせておくのは当然ですが、日時を決定する際は、先方の都合を優先させるのが礼儀です。

また、約束した日から1週間以上経つ場合は、前日に確認の連絡をしておいたほうがよいでしょう。

訪問時は、常に自分が青森市役所の代表として対応しているという意識を持ち、謙虚な姿勢で臨みましょう。

コートの着脱については、一般的には建物の外であるのが基本ですが、脱いだコートを通された部屋に置く場合は、椅子に掛けるか、外からのほこりを入れないため裏返しにしてたたみ、ソファの端の方に置きましょう。

帰りは、相手が見えなくなってから着るのが基本ですが、冬などに「寒いのでこちらでお召してください。」と言われた場合には、お礼をして着てもいいでしょう。

訪問の流れ

- ① 当日は、約束の5分前には受付に到着するように出発する。
- ② 到着したら、受付で組織・氏名を名乗り、約束の時間を伝え、取次ぎを依頼する。
- ③ 応接室に通されたら、特に指示がない場合は下座に座って待ち、お茶は出されても勧められるまでは手をつけない。
- ④ 相手が応接室に入ってきたら、すぐ立ち上がって挨拶をし、椅子を勧められてから着席する。
- ⑤ 用件が終わり帰る場合には、近くまで歩み寄り、「大変お世話になりました。失礼いたします。」などと声を掛ける。

訪問時のタブー

- ① 約束時間への遅刻をすること
- ② 待っている間、落ち着きなく動き回ったり、軽薄な話をする事
- ③ 相手に進められる前にお茶を飲むこと
- ④ 相手が応接室に来た時、座ったまま挨拶をすること

(2) 名刺交換

名刺交換では、会社名、所属、肩書き、氏名、連絡先等を先方に伝えるだけでなく、社会人としての常識を持っているかが試されます。

また、名刺はその人自身を表すものですので、くれぐれも大切に扱きましょう。

名刺交換は自分を知ってもらうプレゼンテーションの場でもあります。

初対面の際に行った名刺交換の印象が、後々まで残ることもありますので、相手に好印象を与えるために、スマートに笑顔で対応できるようにしましょう。

名刺交換の流れ

- ① 上着を着用し、身だしなみを整える。
- ② 座っていたら立ち上がる。テーブル越しでの交換はせず、相手の前まで行く。
- ③ 名刺を名刺入れから取り出し、自分の名前をお客様側に向けて、渡す準備をする。
※普段から名刺を切らさないように補充しておくのが原則ですが、仮に切らしていた場合は、その旨を伝え、後日改めて郵送する旨伝える。
- ④ 名刺の端を右手で持ち、左手を添え、「青森市役所〇〇課△△と申します。よろしくお願いいたします。」と自己紹介してからお辞儀をし、名刺を渡す。
※名刺を渡すのが遅くなってしまった場合は、「申し遅れました。」と一言付け加える。
- ⑤ 名刺入れを左手に持ち、名刺を右手に持っておき、右手に持った名刺を渡しながら、左手で名刺を同時に受け取り、「◆◆様ですね。頂戴致します。」と言う。
- ⑥ 名刺を受け取ったら、すぐしまわずに胸より高い位置に持ち、会社名や名前の読み方などを確認する。
- ⑦ 会議や打ち合わせでは、いただいた名刺はしまわず、名刺入れをクッション代わりにして机の上に置く。2枚以上名刺をいただいた場合は、座っている順に机の上に並べる。
- ⑧ 一般的には、終わった時にしまう。ただし、上司がしまった場合は合わせる。

名刺交換時のタブー

- ① 名刺を受け取る時、お客様の会社のロゴの上に指を置く。
- ② ポケットやお財布に直接名刺を入れ、そこから取り出す。
- ③ よれよれになったり、折れたり汚れたりしている名刺を渡す。
- ④ お客様から出された名刺を片手で受け取る。
- ⑤ 受け取った名刺を手でもて遊んだり、裏にお客様がいる前でメモをする。
- ⑥ 受け取った名刺を机の上に忘れて帰る。

< 参考資料 >

(1) 自己診断チェック

わかっているようでわかっていないのが自分のことです。あなた自身の日頃の対応を冷静な目で見つめて自己診断してみてください。定期的なチェックをお勧めします。

自己診断チェックシート

チェック項目	
あいさつ	来庁された方に「おはようございます」「お待ちいたしました」とあいさつをしていますか
	用件を済ませたお客様に「お疲れ様でした」などとあいさつをしていますか
話し方	分かりやすい言葉で親切に話ができますか
	正しい敬語を使っていますか
表情	笑顔で正しい姿勢で対応できていますか
態度	感情的にならずいつも冷静に対応できていますか
案内	来庁された方が、担当課がわからず困っていたら、積極的に声を掛け担当課へ案内していますか
身だしなみ	清潔感のあるきちんとした服装ができていますか
	見やすい位置に職員証を表示していますか
クレーム対応	不手際があった場合は素直に謝罪していますか
	クレームを言ってきたお客様の話を十分に聴いていますか
電話対応	2コール以内に出て、所属と姓を名乗っていますか
	返答に時間を要する場合、折り返し連絡をするなど臨機応変に対応できていますか
	担当課が異なる電話がかかってきた場合、たらい回しにならないように責任を持って担当課まで引継いでいますか

(2) 一般用語と接客用語

一般用語	接客用語
です	でございます
します	いたします
あります	ございます
いません	おりません
わかりました	かしこまりました
わかりません	わかりかねます
急ぎですか	お急ぎでいらっしゃいますか
届けます	お届けいたします
知りません	存じません
もらいます	いただきます
聞きます	承ります
誰ですか	どなたさまでですか
やめてください	御遠慮願えますか
これですか	こちらでございますか
どうですか	いかがでございますか
行きます	参ります・お伺いいたします
何歳くらいの人ですか	お幾つ位の方でいらっしゃいますか
住所を書いてください	恐れ入りますが、御住所を記入してください
後で電話します	後ほど、お電話を差し上げるようにいたします
何のご用ですか	どのようなご用件でしょうか
お客様がいますので	ただいま来客中でございますので
いつ帰るかわかりません	いつ頃戻りますか、ちょっと予定が分かりかねます
聞いています	伺っております
来てます	いらっしゃっています・お見えです
ちょっと聞きたいんですけど	少々お伺いしたいのですが
どうでしょうか	いかがでしょうか
他の人でもいいですか	代替りの者でもよろしいでしょうか

(3) 職場用語の言い換え例

職場用語	言い換える言葉
申請者	申請する方
被扶養者	扶養されている方
被保護者	保護を受けている方
押印	はん（印鑑）をおす
遵守	まもる
徴収猶予	納入を一時のばす
職権消除	役所の権限で取り消す
措置	決定し処理する
還付金	お返しするお金
受理します	受けつけます
規定の様式	定められた様式
期日厳守	必ず期日までに
交付する （支給する）	渡す
通知する	お知らせする
転記	書き写す

(4) 伝言メモ様式例

伝言メモ

様へ

月	日()	AM・PM	時	分
(氏名)				様から
☐ 電話がありました。				
☐ 電話をいただきたい。 連絡先 TEL () -				
☐ もう一度電話をします。 日 時頃				
☐ 来庁されました。 ☐ また来庁します。 ☐ 戻り次第電話をいただきたい。				
☐ 用件は以下のとおりです。 ----- ----- ----- -----				
受付者:				

指定管理者指定申請書

年 月 日

青森市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名
連絡先（電話）

下記の公の施設に関し、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

施設の名称

添付書類

- （１） 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- （２） 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- （３） その他市長が特に必要と定める書類